

令和元年度 行政評価結果



スポーツと人情が熱いまち

江東区

目 次

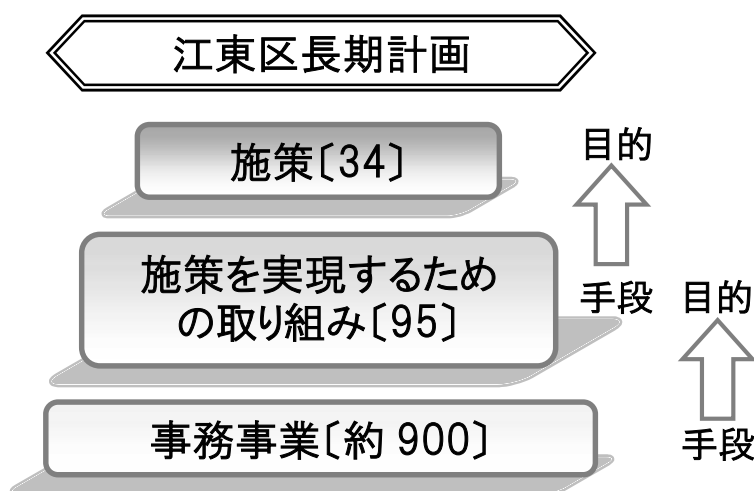
1. 行政評価システムの概要	1
2. 施策評価	7
3. 事務事業評価	105
4. 新たな取り組み等（令和2年度当初予算）	129
5. 事業の見直し（令和2年度当初予算）	135
6. 参考資料	139

1. 行政評価システムの概要

江東区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。

(1) 長期計画の施策の構成と行政評価システム

長期計画では、施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「施策が目指す江東区の姿」が設定されており、これを実現するための具体的な取り組み（「施策を実現するための取り組み」）がそれぞれ定められています。さらに、「施策を実現するための取り組み」を達成するためのより具体的な手段として、事務事業が位置づけられています。



また、各施策には「施策実現に関する指標」が設定されています。これは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものであり、各施策の成果や進捗状況を区民に分かりやすく示すことを目的としているものです。

区では、主に「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等を評価する施策評価と、施策を実現させるための有効性・効率性等の観点から事務事業の見直しや取捨選択を行う事務事業評価の2つの評価から成る行政評価システムを活用し、長期計画の着実な推進を図っていきます。施策評価と事務事業評価の詳細については、(2)と(3)で説明します。

(2) 施策評価

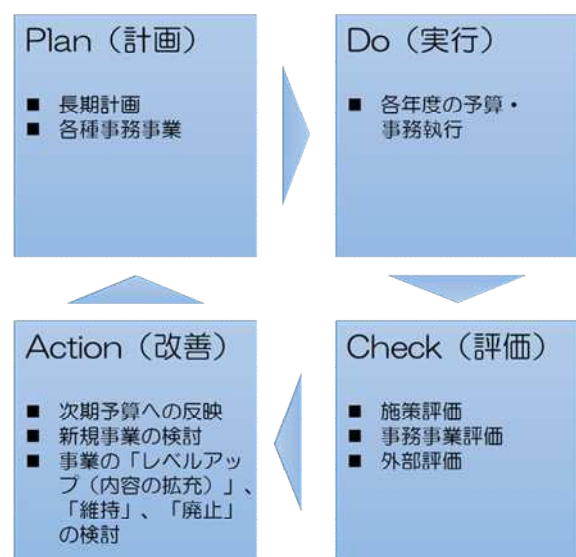
主として「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより、施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等について評価を行うものです。施策の主管部長による評価（一次評価）と、学識経験者等から成る外部評価委員会による評価（外部評価）を踏まえ、最終評価（二次評価）を行います。なお、平成27年度から始まった現在の外部評価は、平成29年度をもって全施策を一巡し、平成30年度に総括評価を実施したことから、令和元年度は休止しました。

(3) 事務事業評価

全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性といった観点から評価を行うものです。「新規」、「レベルアップ」（成果を向上させるため内容の充実を図るもの）、「見直し」（コストの削減あるいは成果の減少を図るもの）、「維持」（金額の増減にかかわらず事業内容を維持するもの）及び「廃止」の改善方向を示します。

(4) 行政評価システムの活用

施策評価及び事務事業評価の結果は、可能な限り予算への反映を図ることとしており、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとすることで、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。



【施策評価シートの見方】

施策	施策名が記載されています。	主管部長(課)	施策の主管部長(課)・関係部長(課)が記載されています。
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

長期計画(後期)の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。

2 施策を実現するための取り組み

長期計画(後期)の各施策に定める「施策を実現するための取り組み」が記載されています。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化について記載されています。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

国や都などが定めた方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業のうち、主なものについて記載しています。該当がない場合は、空欄となっています。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
<p>長期計画(後期)の各施策に定める「施策実現に関する指標(施策の成果や状況を測るためのモノサシ)」が記載されています。 現状値及び目標値は、長期計画(後期)に記載されているものです。</p>									

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	施策のコストが記載されています。			
事業費				
人件費				

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

施策に関する指標の進展状況や、目標値の達成に向けた取り組み状況についての施策の主管部長による評価が記載されています。

(2) 施策における現状と課題

施策に関する現在の取り組み状況や、施策の目標を達成する上での課題等についての施策の主管部長による評価が記載されています。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

施策の現状と課題を踏まえた、今後5年間の施策の取り組みの方向性についての施策の主管部長による評価が記載されています。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

一次評価及び外部評価を踏まえた、区の最終評価が記載されています。

2. 施策評価

施策 1	水辺と緑のネットワークづくり	主管部長(課)	土木部長(河川公園課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	エコロジカルネットワークの方針を明確にし、生態系の保全を進めると共に、計画的な緑地整備や緑地管理を行います。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、ポケットエコスペースの整備など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区をはじめとした臨海部の人口が増加している。 ・河川や運河は護岸整備が進み、散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢社会への対応が必要となっている。 ・平成29年の都市公園法の改正により、公募設置管理制度が創設され、民間ノウハウを活用した都市公園のリニューアルに向けた環境整備が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。 ・散歩道などの整備が進み、ネットワーク化が進む。 ・緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・「持続可能な社会」の実現に向けて、「自然との共生」を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。 ・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
1 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	82.3	81.1	82.5	82.5	81.8		85	河川公園課
2 区民1人当たり公園面積	m ²	8.60	8.43	8.36	8.32	8.51	8.44	10	河川公園課
3 水辺・潮風の散歩道整備状況	m	27,097 (25年度)	28,808	28,948	29,071	29,444		29,647	河川公園課
4 ポケットエコスペース設置数	か所	49 (25年度)	49	50	52	53		54	施設保全課
5 生物多様性という言葉聞いたことがある区民の割合	%	62.9	64.6	64.5	65.1	62.9		75	施設保全課
6 水と緑に関するボランティア数	人	1,159 (25年度)	1,150	962	1,209	1,212		—	施設保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標3: 27,808 指標4: 49 指標6: 1,163

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	3,685,475千円	2,908,900千円	4,231,915千円	4,367,920千円	
事業費	3,222,195千円	2,501,335千円	3,781,201千円	3,932,223千円	
人件費	463,280千円	407,565千円	450,714千円	435,697千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標1】水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合は、近年では80%台を維持しており、区民にとって緑が身近に感じられている。引き続き、水辺と緑を活かした空間作りに取り組んでいく。

【指標2】区民一人当たりの公園面積は人口増加による影響が大きく、平成29年度まで減少傾向であったが、平成30年4月に豊洲ぐるり公園（約15ha）が全面開園したため増加となった。令和元年度は、人口増加により再び減少となる。

【指標3】水辺の散歩道整備は都により小名木川が概成し、現在は北十間川及び横十間川の整備が進められている。潮風の散歩道整備は、計画的に整備を行っている。（平成27年度28,808m、平成28年度28,948m、平成29年度29,028m、平成30年度29,444m）

【指標4】ポケットエコスペース設置数については、学校施設の改修等による整備が進められ増加している。（平成27年度 49箇所、平成28年度 50箇所、平成29年度 52箇所、平成30年度 53箇所）

【指標5】「生物多様性」の認知度については、平成27年度から横ばいとなっている。

【指標6】水と緑に関するボランティア数は、横ばいとなっている。平成28年度は、活動団体の一つである幼稚園の改修に伴い、一時的に減少したものである。（平成27年度1,150人、平成28年度962人、平成29年度1,209人、平成30年度1,212人）

(2) 施策における現状と課題

◆緑の豊かさを増やすためには、緑のネットワーク化を進めることで区民が緑に触れ合う機会を増やす必要がある。また、緑化推進による各施設の植栽後の樹木の生育や拡充により必要となるメンテナンスなど適正な維持管理を行う必要がある。◆区民一人当たりの公園面積は、本区の急激な人口増加により減少している。◆水辺・潮風の散歩道の整備状況については、計画的に進行しているが、分断している箇所がある。◆ポケットエコスペース設置数については、学校の新築築時や公園の新設・改修時に合わせて整備を進めている。◆生物多様性については、身近な生活環境における重要性を周知していくことが求められる。◆水と緑に関するボランティア数については、さらなる拡大を目指すことや継続的な活動を促す環境が必要となる。◆大規模改修が予定されている仙台堀川公園は、施設の老朽化などが進んでいるほか、園内の自転車通行が増え歩行者と錯綜している。さらに、隣接する両側の道路幅員が狭いなどの課題がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆豊かな緑の形成に向けて、公園や水辺・潮風の散歩道の整備を着実に進め、水辺のネットワーク化を推進するとともに、公園の運営・維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、区民・事業者・区で連携するなど、様々な手法を検討していく。◆区の人口増加に伴い、より必要となる公園・緑地について、事業者との連携により新たな公園・緑地の創出を目指す。◆水辺・潮風の散歩道の整備にあたっては、ネットワークの形成を目的に、分断している箇所についても引き続き整備を進めていく。◆児童の自然保護に対する意識、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として、引き続きポケットエコスペースの整備を行っていく。◆エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動出来るよう、活動環境の改善に取り組んでいく。◆仙台堀川公園については、道路の無電柱化と合わせた一体整備を行い、緑豊かな憩い空間と歩行者の安全性を確保した公園の創出を図る。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

- 公園や水辺・潮風の散歩道について、区民ニーズを十分に分析し、区民にとって安心で利用し易い整備・改修を行うとともに、水辺でのにぎわいの場づくりなど、区の特色をさらに活かした取り組みを行う。
- 施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組むとともに、区民へ施設の整備・改修状況等の情報を効果的に提供する手法を検討する。
- エコロジカルネットワーク形成の促進にあたっては、社会環境の変化や費用対効果を勘案しつつ、関係部署と連携し、効果的な取り組みを検討する。
- 水と緑に関するボランティアの取り組みなど、さらに区民との協働を進め、区民が水辺や緑に親しむ機会づくりに取り組む。

施策 2	身近な緑の育成	主管部長(課)	土木部長(管理課)
		関係部長(課)	土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めます。また、計画的な剪定等、街路樹の適切な維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 ・H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 ・H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ・H27.1「江東区みどりの条例施行規則」改正(H27.9施行) ・H27.7「CIG区民サポーター会議」第1回の開催 ・生活に身近な緑や四季の花、公園、学校の緑の増加を望む声が多い。 ・道路にふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。 ・道路に木陰や緑花を求める声が増加している。 ・ライフスタイルが緑に親しむものへと変化している。 <p>※CIG：CITY IN THE GREENの略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における緑や、区民・事業者に対する緑化指導等による緑が増加し、街路樹や公園、学校の樹木が連携して緑の街並が形成される。 ・区民・事業者に対する緑化指導等により植栽水準がレベルアップする。 ・都と連携し都区道「みどりのネットワーク」が形成される。 ・道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 ・街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 ・緑を守り育てる心が育まれ、江東区CITY IN THE GREEN=CIG(緑の中の都市)に近づいていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
7 緑被率	%	19.93 (24年度)	—	—	18.71	—		22	管理課
8 区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086 (25年度)	7,332	0	1,995	911		—	管理課
9 街路樹本数	本	13,340 (25年度)	15,329	16,882	17,635	18,895		18,000	道路課
10 区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561 (25年度)	57,704	103,818	118,929	52,599		—	管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標8：1,628 指標9：14,425 指標10：102,435

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	448,736千円	409,216千円	456,283千円	543,317千円	
事業費	362,746千円	333,428千円	374,305千円	452,170千円	
人件費	85,990千円	75,788千円	81,978千円	91,147千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標7】平成29年度緑被率調査では、低未利用地であった南部地域の草地在り減少したため、前回調査より減となった。今回調査には、建築工事中である土地が多く含まれているため、竣工時には緑化指導に基づく緑地が確保される予定である。引き続き緑化指導により、緑化を推進していく。

【指標8】校舎の新増築・改築工事を実施する際には、CIGの実現を目指して、屋上・壁面緑化を実施してきた。また、芝生化については、希望する学校のほか平成23年度からは、新築・改築・改修工事の際にも芝生化を進めてきた。（平成30年度の指標値の前年度に対する減は、東川小学校、豊洲西小学校の増築など比較的小規模な緑化工事が要因である。）

【指標9】平成22年度に策定された街路樹充実計画に基づき、順次高木・中木の植栽を行っている。街路樹本数は平成30年度末には18,895本となり、令和元年度目標値を達成した。

【指標10】敷地面積250㎡以上の建築計画の際には、「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を実施している。平成15年度に屋上など建築物上緑化の基準を設け、平成21年度に壁面緑化を義務化するなど先進的かつ、着実に緑化を行ってきた。平成26年度に「江東区みどりの条例施行規則」を改正し、緑化指導による緑の質の向上と指導対象の拡充を進めている。（平成30年度の指標値の前年度に対する減は、南部地域における大規模開発が減少したため。）

(2) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成30年度までに計32地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校28校、中学校1校、義務教育学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後5年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化に取り組む。◆CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりを進めていく。区民の緑化施策への参画を促すことを目的とした、「CIG区民サポーター会議」の提言を受け、区民・事業者・行政が一体となり「CITY IN THE GREEN」の実現を目指す。◆教育施設においては、引き続き校庭芝生化を実施していく。新築・増築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討していく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・CIGビジョンの実現に向けて、区の魅力や取り組みを効果的に発信し、区民の意識醸成を行うとともに、長期的視点に立った施策の構築に取り組む。

・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、計画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。

・コミュニティガーデン活動などを活用した緑の維持管理や、緑化指導を推進することにより、区民・事業者・区が連携して、質の高い緑を創出するとともに、より多くの区民が水辺と緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質についても、今後の目標水準や目指すべき姿について検討を行い、区民と目標の共有を図る。

施策 3	地域からの環境保全	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する情報発信を行い、環境保全のための取り組みを促進します。
②計画的な環境保全の推進	環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを、区民・事業者・区が連携して進めます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 土壌汚染や大気環境に関する法令が改正され、環境基準達成に向けた対策が強化された。 東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれきの受け入れ、節電等、環境施策に対する区民意識が高まっており、また、本区の人口増加や個人の生活様式の多様化に伴い、快適な生活環境や環境保全を求める区民要望も増加している。 平成27年9月、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む)を採択。 平成27年11月、政府は温暖化の影響・被害を最小限にとどめるための「気候変動の影響への適応計画」を策定。 平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催「パリ協定」が採択。日本は「日本の約束草案」に基づき、令和2年度以降令和12年度の温室効果ガス削減目標を、平成25年度比26%減とした。 平成28年3月、「東京都環境基本計画」改定。 平成28年5月、政府は「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標(令和12年度削減目標)の達成に向けた取り組み等をまとめた。 平成28年5月、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部第1回会合が開催された。持続可能な開発目標(SDGs)の実施のための我が国の指針が策定された。 平成30年2月、「気候変動適応法案」閣議決定。 平成30年4月、政府は「第五次環境基本計画」を策定。パリ協定発効や国連持続可能な開発目標(SDGs)制定等の内容を盛り込んだものとなった。今回の計画では、分野横断的な6つの重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)を設定した。 平成30年11月、「気候変動適応計画」を閣議決定。 平成30年12月、国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)がポーランドにて開催。令和2年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針等を採択した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の影響により、エネルギー需給構造を見直し、「長期エネルギー需給見通し」に基づいて令和12年の電源構成を提示した。これにより徹底した省エネ、再エネの最大限導入、火力発電の効率化、原発依存度の低減が基本方針として進められる。 都は「東京都環境基本計画」を改定し、エネルギー消費量を平成12年比で、令和12年までに38%削減、温室効果ガス排出量を平成12年比で令和12年までに30%削減するとしている。 政府は、令和2年度の温室効果ガス削減目標を平成17年度比3.8%とし、またCOP21において令和2年度以降令和12年度までの温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するとしている。 令和2年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定した。都は開催までに環境を軸にしたまちづくりを目指し、世界をリードしたいと意欲を示している。 人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が今後も見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。一方、世帯数あたりのエネルギー消費量や業務における延床面積あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、節電に対する取り組みが定着してきていると考えられ、今後さらなる定着に向けた取り組みを推進することが求められる。 安全で快適な生活環境を求める区民要望に応えるため、環境保全行政を行う区の役割が増大する。 環境保全対策や環境問題への対応を求める区民の声に応えるため、迅速かつ正確な情報発信が必要となる。 今後は、地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけでなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時に行っていく必要がある。 今日の環境問題は多様かつ複雑であり、豊かな社会を実現するために、環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた施策展開が重要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
11 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	53.9	48.7	51.0	49.9	45.4		60	温暖化対策課
12 環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数	人	28,811 (25年度)	30,836	31,967	35,903	31,222		29,100	温暖化対策課
13 大気常時測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）の環境基準達成割合	%	71 (25年度)	100	100	100	100		100	環境保全課
14 区内河川及び海域の水質（BOD,DO,COD）の環境基準達成割合	%	78 (25年度)	91	82	65	73		100	環境保全課
15 道路交通騒音の環境基準達成割合	%	68 (25年度)	50	55	61	55		100	環境保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標12：28,448 指標13：71 指標14：74 指標15：60

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	217,666千円	188,508千円	244,928千円	224,660千円
事業費	65,718千円	54,937千円	92,753千円	75,491千円
人件費	151,948千円	133,571千円	152,175千円	149,169千円

6 一次評価〈主管部長による評価〉

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標11】現状値は、目標値を下回る数値で推移している。しかしながら、ごみの分別、リサイクル、公共交通の利用、詰め替え製品の利用といった基本的な項目は7割以上の区民が実施しており、区民意識は高いものがある。引き続き環境問題に関する現状を訴えた情報発信・啓発を行い、区民の環境保全に関する関心を高め、取り組みを促進する。

【指標12】目標値は超えている。引き続き受講者アンケートを実施し、事業評価を行いながら、企画内容・運営の更なる充実を目指していく。

【指標13】年間を通じ、東陽他計3か所の測定局で、二酸化窒素等を常時測定している。平成30年度は全ての測定項目で環境基準を達成した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標14】荒川他河川及び海域でBOD、DO、COD等を年4回測定している。下水道の普及等により河川へ流入する汚濁が減少し、水域類型が現状と合わない水域が増加（現状の類型は平成9年告示）したため、平成29年度より東京都告示で水域類型が変更された。江東内部河川もランクが上がったことから従来の基準値が強化された。その影響を受けて、BOD、DO、CODの環境基準達成割合が相対的に低下しているが、平成30年度は改善されている。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標15】京葉道路等の道路20地点において、年1回、24時間連続測定を行っている。平成30年度は環境基準を達成した地点が、昼間で13地点、夜間で9地点と前年度とほぼ同様の値を示した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

(2) 施策における現状と課題

◆施策評価を決める「環境に配慮した行動」が一般に認知しづらい内容であり、今後、評価する内容を検証する。喫緊の改善として、評価項目が低かった「環境情報の収集・学習」については、環境教育の参加者の拡大を目指すほか、常設展示や施設見学など、子どもから大人を対象にした事業を展開する。環境問題に関する情報を、区民と事業者が共有するためには、区民各層を対象とした環境学習プログラムを実施することに加え、事業者への環境啓発が必要である。

◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。そこで、区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。

◆環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。

◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。事業委託先の市民団体が成熟し高齢化するなか、新たに環境活動に取り組む区民の育成も課題となっている。

◆大気、水質、騒音等についてモニタリングを継続し、長期的な傾向を把握するとともに、環境基準の達成に向けて事業者や区民に働きかけていく必要がある。

◆東日本大震災後、節電の取り組み及びその定着等によりエネルギー消費量は減少しているが、火力発電による供給依存度の高まりや業務床面積及び世帯数の増加により、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・区が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につながれるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点をおいて、一層の環境教育の拡充を進める。◆来年改定が予定されている環境基本計画に基づき、定期的に「江東区環境審議会」による評価を受けて施策の継続的なレベルアップ・見直しを図る。また環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を検討する。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆大気、水質、騒音等のモニタリングの結果を区民や事業者と共有し環境意識の向上に取り組み、安全で快適な生活環境づくりをめざす。区民や事業者と共有し、安全で快適な生活環境づくりをめざす。◆環境基本計画に基づき、計画や各施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 二次評価《区の最終評価》

・区民・事業者が、より簡易に環境情報を入手し共有できる仕組みづくりに努めるとともに、こどもから大人まで自発的な行動や活動につながるよう環境教育に取り組む。

・環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区のパートナーシップの強化に努める。

・環境保全に関する区民ニーズや、国・都の動向、東京2020オリンピック・パラリンピック開催等の社会状況の変化を踏まえつつ、「江東区環境基本計画」に基づき、適切かつ計画的に環境保全に取り組む。

施策 4 循環型社会の形成	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこつくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷庫・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加 ・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直しを検討 ・H27 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定 ・H28.3 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定 ・H29.3 新たな課題の対応や国・東京都の動向を踏まえ、「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定(第4次) ・H29.3 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に協力 ・H29.10 廃棄物処理法施行令の改正により、新たに廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を定義 ・H29.12 外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置 ・H30.4 国が「第五次環境基本計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。 ・中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数について検討する必要がある。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。 ・3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会経済の構築が求められており、今後、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減に向けた取り組みが進んでいく。 ・事業者が排出する廃プラスチック類(産業廃棄物)の処理が逼迫することに伴い、一般廃棄物処理施設での受け入れについて検討が必要となる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	g	722 (25年度)	688	666	652			661	清掃リサイクル課
17 区民1人当たり1日のごみの発生量	g	542 (25年度)	498	483	476			469	清掃リサイクル課
18 資源化率	%	25.7 (25年度)	28.0	27.9	27.4			29.6	清掃リサイクル課
19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97 (25年度)	71.68	72.58	71.30			71.14	清掃事務所

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標16:698 指標17:524 指標18:25.7 指標19:71.21

5 施策コストの状況				
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	6,792,626千円	6,454,427千円	6,912,069千円	7,344,899千円
事業費	5,074,342千円	4,944,973千円	5,235,190千円	5,739,041千円
人件費	1,718,284千円	1,509,454千円	1,676,879千円	1,605,858千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標16】区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、本区の5Rの取り組みにより減少傾向で推移してきており、目標を達成した。

【指標17】区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により減少傾向で推移してきており、目標値達成(平成31年度)に向けて進展しているといえるが、更なる周知徹底が求められる。

【指標18】資源化率については、平成27年度は不燃ごみ資源化試行事業により前年度と比較して2.3%増加したが、平成28年度は前年度比で0.1%微減となり、平成29年度は前年度比で0.5%減となった。

【指標19】大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、既に目標を達成したが、平成29年度は前年度比で1.28%減となった。

(2) 施策における現状と課題

◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、資源・ごみの分け方の周知徹底に努めてきた。平成28年9月から、水銀汚染の防止をさらに推進するため、燃やさないごみを3種類に分別するよう変更した。◆3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考えをさらに進めた「5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)」を基本とする、更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。◆区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移しているが、更なる減量に向け、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆古着のリユース・リサイクルを推進するため、平成23年度から古着回収を実施している。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別について一層の周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。食品ロス削減に向けて、平成29年度から、環境フェア、区民まつりでフードドライブを実施している。◆本区の人口が50万人を超え、今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。また、増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止したことに伴い、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間事業者に委託している。◆家庭から排出されたペットボトルについて、再商品化の過程で受ける品質検査において、基準を満たさない例が多く見受けられる。この改善が喫緊の課題である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用のほか、英語・中国語・韓国語に対応した利便性の高いスマートフォンアプリを平成29年10月から配信している。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど継続していく。◆食品ロス削減に取り組む飲食店を、食べきり協力店として登録するなど、食品ロス削減に向けた意識啓発を図る。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・評価・見直しを行う仕組み(PDCAサイクル)による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化について3年間の試行実施を経て、平成30年度から本格実施を開始した。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効に伴い、平成28年度途中より蛍光管等水銀含有廃棄物の適切な回収を実施した。水銀含有廃棄物は清掃工場へ与える影響も大きいことから今後も適正排出について周知が必要である。◆使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、ごみを発生させない取り組みを促進していく。◆東日本大震災のような大規模災害に伴う災害廃棄物に対し、今後、適正処理の準備等が必要となる。◆廃プラスチック類の処理について、新たな手法の調査研究等を踏まえ、持続可能な地域社会の形成・実現に繋げていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・「5R」の推進のため、認知度の向上とともに、区民にも出来る取り組みの周知に引き続き積極的に取り組むとともに、事業内容とその成果の効果的な発信を図る。
- ・循環型社会形成のため、区民・事業者・区が連携し、国や都の動向を踏まえつつ、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。
- ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の検証を確実にを行い、効率化、コスト削減に取り組むとともに、新たな資源化手法についても調査・研究を進める。

施策 5	低炭素社会への転換	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
		関係部長(課)	土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギー設備、高効率・省エネ機器について、助成事業等により区内全域に普及促進します。また、公共施設においては、改築・整備にあわせて導入を進めます。
②エネルギー使用の合理化の推進	スマートメーター※1の普及にあわせた家庭における省エネや、地域冷暖房等エネルギーの面的利用の導入を推進します。また、次世代自動車の普及や公共交通の利用を促進します。
③パートナーシップの形成	区民・事業者・区がパートナーシップを構築し、環境負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを展開します。

※1 スマートメーター…電力使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月、政府が「エネルギー基本計画」策定。これに基づき「長期エネルギー需給見通し」を策定。再生可能エネルギーについては、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとした。 平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 平成27年3月、23区初となる「マイクロ水力発電施設」設置。 平成27年4月、燃料電池自動車2台導入。 平成28年3月、潮見に水素ステーションが整備される。 平成28年4月、電力小売り全面自由化開始。電力メニューの選択制が開始、本区は、一部の小中学校で新電力を導入。 平成28年7月、東京都環境公社が潮見に「水素情報館 東京スイソミル」を開設。 平成29年3月、有明に水素ステーションが整備される。 平成29年4月、ガス小売り全面自由化開始。 平成29年4月、改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律)が施行。計画のみにとどまる業者の売電権利失効や売電価格の見直し等が盛り込まれた。 平成29年6月、新砂に水素ステーションが整備される。 平成29年12月、経済産業省が「水素基本戦略」策定。 平成30年2月、「気候変動適応法案」が閣議決定。 平成30年6月、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)改正。 平成30年7月、「第5次エネルギー基本計画」閣議決定。 平成30年10月、豊洲市場開場。(区の「豊洲グリーンエコアイランド構想」に基づき東京ガス株により開設された「豊洲スマートエネルギーセンター」内で発電された電力と廃熱の一部を豊洲市場へ供給。) 	<ul style="list-style-type: none"> 水素社会の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和2年を目途に、水素供給システムの開発・普及等が進み水素エネルギーの多目的な活用が予定される。 令和2年度までに区域の全家庭にスマートメーターの設置が完了する見込み。普及に合わせ、有効な活用方法等の周知を事業者等と協力し、省エネルギー活動の支援を進める。 平成25年3月に策定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」において、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとされており、地域の実情を鑑みた一層の省エネルギー施策を進めていくことが求められている。 温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 パリ協定を踏まえて策定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進することが求められている。 地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけでなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時に行っていく必要がある。 令和元年には経済産業省が、太陽光発電など再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の終了を検討しており、令和2年の法改正を目指している。それにより、住宅用太陽光は、売電より自家消費を志向する家庭が増えると見られ、余剰電力が出る可能性が高い。そこで、蓄電池の設置や、地域間融通への需要が増える。また、太陽光発電への需要が減る可能性もあるが、それ以外の再生可能エネルギーへの取り組みが求められる。 国は低炭素地域づくりの支援として、「地方公共団体カーボン・マネジメント事業」や「地方創生に向けた自治体SDGs」を推進している。全国的には、国の支援を活用し取り組みが進むと考えられる。 省エネ法の改正や、「第5次エネルギー基本計画」の改定により、再生可能エネルギーの主力電源化や、エネルギーの脱炭素化が促進していくものと見られる。 地域冷暖房等により、効率よく地域で熱や電気を供給するシステムが今後も増加していくと考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
20 江東区域のエネルギー消費量	TJ	30,307	28,785	28,216				31,958	温暖化 対策課
21 再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（風力発電施設）	2 (25年度)	2	2	2	2		2	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（太陽光発電施設）	10 (25年度)	13	13	14	15		16	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（雨水利用施設）	50 (25年度)	53	53	54	55		56	温暖化 対策課
22 地球温暖化防止設備導入助成事業を 知っている区民の割合	%	32.4 (25年度)	26.4	25.4	24.7	22.5		50	温暖化 対策課
23 カーボンマイナスこどもアクションCO2 削減量の累計	トン	819 (H20-25 累計値)	1,127 (H20-27 累計値)	1,307 (H20-28 累計値)	1485 (H20-29 累計値)	1688 (H20-30 累計値)		1,700 (H20-31 累計値)	温暖化 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標20：30,307 指標21（風力）：2、（太陽光）：11、（雨水）：51 指標22：32.4
指標23：989

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	373,052千円	343,349千円	405,944千円	372,388千円
事業費	313,504千円	291,065千円	345,715千円	311,625千円
人件費	59,548千円	52,284千円	60,229千円	60,763千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標20】CO₂排出係数の変動に影響されない省エネルギーの継続的な取り組みを注視するための指標。節電の取り組みとその定着により平成25年度31,761TJ・平成26年度30,307TJと現状値を下回った。世帯数や事業所延べ床面積は今後も増加見込みのため、引き続き省エネを推進する。

【指標21】長期計画に沿って順調に導入が進んでいる。太陽光発電と雨水利用施設は、施設の新築・改修等に合わせて導入を進める。

【指標22】申請件数は増加しているが、認知度は、現状値から若干低下した。今後は、ポスターの製作・掲示や区報への掲載回数増加等、今後更に様々な周知方法を模索し、取り組む。

【指標23】順調に推移している。

(2) 施策における現状と課題

◆節電の取り組み及びその定着等により、エネルギー消費量は減少しているが、今後の人口増や事業所の延べ床面積の増により、目標年度にはエネルギー消費量の増加が見込まれるため、省エネルギーの継続により、目標年度には江東区域のエネルギー消費量を平成23年度程度に抑制する。◆江東区域のエネルギー消費量の現状値（平成23年度）は、震災後の区民・事業者の省エネルギー意識の向上により大幅削減が達成された年の数値であり、目標達成には、区民・事業者と同様の意識向上を求めることが必要である。◆区施設への再生可能エネルギー設備の導入やカーボンマイナスこどもアクションなどを通じた啓発が重要である。◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入及び次世代自動車の購入への助成制度によりCO₂削減の取り組みを継続する必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆施策3「地域からの環境保全（取り組み②計画的な環境保全の推進）」による、環境審議会及び江東エコライフ協議会との連携を深めながら、本施策を推進する。◆COP21を踏まえた国の動向や都におけるエネルギー政策の動向を注視しながら、低炭素社会への転換を目指す。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆東日本大震災以降、太陽光発電や燃料電池等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっており、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入・利用拡大を推進する。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民、事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、区が担うべき取り組みの対象や範囲を慎重に検討する。
- ・区施設への再生可能エネルギー設備設置の促進や、省エネルギー設備等の導入への助成制度により、CO2削減の取り組みを継続することで、エネルギーの地産地消に取り組む。
- ・今後も集合住宅やオフィスビル等の増加が見込まれる本区において、可能な限り二酸化炭素の排出量を抑制するため、区民・事業者とのパートナーシップの強化を図りながら、費用対効果の観点も踏まえた効果的な取り組みを進める。
- ・小学生に限定されているカーボンマイナスアクション事業は、さらなるCO2削減を実現するため、より多くの区民が参加できるよう、事業内容のあり方について検討する。

施策 6 保育サービスの充実	主管部長(課)	こども未来部長(保育計画課)
	関係部長(課)	こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み	
①保育施設の整備	地域需要に応じて認可保育所の整備を進めます。また、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、認可外施設から認可施設への移行を進めます。同時に、保育の実施者として、保育施設の指導及び検査を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。 既存の保育施設については、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図ります。
②多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> 大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心に、区内における0～5歳の乳幼児人口が増加していることや共働き世帯の増加などにより、保育施設への入所希望児童数が毎年増加している(平成26年度:10,934人 令和元年度:14,247人 増加率30.3%)ことから、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 従前より通常保育のほか、延長保育や産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育など多様な保育サービスの充実を図ってきたが、引き続き区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供・拡充等が求められている。 保育施設の充実を図るため、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。これに基づき、都は待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備促進のための補助制度を創設した(平成21-28年度)。 都営住宅併設型の保育園を中心に老朽化が進み、耐震補強工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 地域主権改革一括法にて改正された児童福祉法により、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について独自基準を設け、緩和した。 子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。 平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施)補助制度を創設した。 平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。 平成28年4月、子ども・子育て支援法の改正に伴い、企業主導型保育事業が創設された。 平成29年6月、国は子育て安心プランを公表し、令和4年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとした。また、同年12月、新たな経済政策パッケージの中で幼児教育の無償化を掲げた。 保育の質の更なる向上を図るため、平成29年3月に保育所保育指針が改定された(平成30年4月施行)。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、豊洲地区を中心とした乳幼児人口の増加や共働き世帯の増加、マンション新築に伴う子育て世代の流入等に伴う保育需要の増加が見込まれる。また、幼児教育無償化による保育需要の増加も見込まれる。 就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育など、多様な保育サービスの拡充が求められる。 保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 						
	江東区人口推計	27年(実績)	28年(実績)	29年(実績)	30年(実績)	31年(実績)	増減見込・実績(31年/27年)
	区全体	493,952	501,501	506,511	513,197	518,479	見込 105.4% 実績 105.0%
	うち0-5歳	28,005	28,751	28,833	29,086	28,879	見込 110.2% 実績 103.1%

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
24 保育所待機児童数	人	形式的※1: 315 実質的※2: 170	※3 167	277	※4 322	国基準※5: 76 実質的: 56	国基準※5: 51 実質的: 14	0	保育課
25 定員数	人	11,078	12,094	12,643	13,503	14,053	15,387	16,594	保育 計画課
26 延長保育を実施している保育園の数	園	72	87	97	114	129	154	122	保育課

※1 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除いた数

※2 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除いた数

※3 平成27年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者を除くことができる）

※4 平成29年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者や求職者の控除要件の厳格化）されたが、経過措置により
本区は従前どおりの基準で算定

※5 平成29年4月に改正された国の待機児童対象基準により算定

※ 指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	34,870,408千円	31,211,569千円	37,898,498千円	40,538,568千円
事業費	28,252,858千円	25,398,579千円	31,467,329千円	34,394,555千円
人件費	6,617,550千円	5,812,990千円	6,431,169千円	6,144,013千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標24】令和元年度に向けて施設整備等による1,282人の認可保育施設定員拡大を行うとともに、居宅訪問型保育や定期利用保育の拡充により、平成30年4月に76名だった待機児童数が平成31年4月は51名となり、25名の減となった。

【指標25】定員数については、南砂三丁目公園や旧深川清掃事務所跡地、塩浜都有地など公有地を活用し認可保育所の整備を進めるとともに、小規模保育事業の拡充を図ったことにより、昨年度の14,053名から15,387名となり、1,334名の増となった。

【指標26】延長保育を実施している保育園の数は、平成30年度の129園から、私立保育園で20園、小規模保育事業で5園の計25園増加し、令和元年度では154園となった。なお、区立及び公設民営保育園では、平成30年度より全園実施となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆待機児童は、平成31年4月現在51名と前年度より減少しているが、地域による需要を見極めた上で、待機児童解消に向けた対策を実施していく必要がある。待機児童数の多かった3歳児については、定期利用保育の拡充等により減少となった。◆区では認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより、平成26年度から令和元年度の5年間に4,309人（11,078人→15,387人）の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆その一方で、平成31年4月1日時点、入所児童数が定員に満たない認証保育所は88.1%あった。これは、認可保育所内定による急なキャンセル、入所希望児童の年齢と定員との不一致、職員配置に余裕がないため受け入れを制限しているといった理由などがあるものの、認可外保育施設も引き続き保育需要の受け皿として待機児童対策に取り組んでいく。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見受けられる。◆新たに認可保育所が整備可能となる適地の確保が大変困難であることから、長期的な視点で検討していく必要がある。◆保育士不足により人材確保が困難なため、新規開設を手控える事業者も増えていることから保育士確保を促進するために、平成28年度より事業者に対し保育士の宿舍借り上げ補助、平成28年度より保育園就職フェア等を実施している。また、平成30年度より潜在保育士向けセミナーを実施している。◆子ども・子育て支援新制度では、江東区子ども・子育て支援事業計画に則り多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、待機児童の解消を目指す。◆保育所園舎の老朽化が進んでいるため、改築や改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせ、延長保育等のきめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆令和元年度に新たに策定する江東区子ども・子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していくと同時に、区内全保育施設に年1回検査を実施し、保育の質の維持・向上を図る。◆地域の子育て支援拠点として、子育てひろば事業の一層の充実を図る。◆区立保育所で実施している在宅子育て世帯支援である「マイ保育園ひろば」を、平成27年度より私立保育所にも拡充しており、前年度より38園増となったが、全園実施には至っていないため、引き続き全園実施を目指していく。また、区立保育所において保育研究指定園制度を導入し、その成果を区内全認可保育所に提言することで、保育・教育内容の充実を図る。◆認可外保育施設の認可移行については、施設からの移行希望を前提とし、認可基準及び区の認可移行基準を満たす場合に移行を進める。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- 保育施設の整備について、公有地の活用や多様な整備手法等を検討するとともに、幼稚園の活用や非施設型保育の拡充等新たな定員確保策を推進し、今後の需要動向に対応した適正な保育定員の確保を図る。
- 保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、生活環境やライフスタイルの変化に合わせたきめ細かいサービスの提供と使い易さの向上に努める。
- 区民が公立・私立の区別なくサービスを享受できるよう、引き続き保育施設への適正な支援・指導検査を行うとともに、保育人材の確保策なども合わせて、サービスの質の向上に努める。

施策 7 子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(こども家庭支援課)
	関係部長(課)	総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課)

1 施策が目指す江東区の姿
子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育てハンドブック」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、子育て情報ポータルサイト等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせて発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等に子どもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を主体的に実施することが自治体の責務となった。これにより、本区は、平成27年3月に「江東区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の中間見直しを行い、一部の事業について見直しを実施した。また、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子育てに不安や孤立感を抱く家庭も多い中、子ども家庭支援センターを地域子育て支援の拠点施設とし、関係諸機関と連携を図りながらさまざまな事業を展開している。</p> <p>子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より、これまでの児童手当に替わって支給対象児童を拡大し、子ども手当として支給が開始されたが、平成24年4月より支給対象児童を変えずに児童手当として支給している。また、消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成27年6月分の児童手当の受給対象となる方に、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3千円)を支給した。</p> <p>平成28年8月分から所得の低いひとり親家庭などに支給する児童扶養手当が、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに引き上げられ、さらに、平成30年8月分から全部支給の所得制限限度額が30万円引き上げられた。</p> <p>平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しが行われた。</p> <p>平成28年11月より、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」において、東京都認可外保育施設利用支援事業補助金が創設され、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部について、東京都より補助が行われることとなった。</p>	<p>平成27年3月に策定された「江東区長期計画(後期)」では、平成31年の総人口は約52万人と推計している。このうち年少人口(0歳~14歳)は、平成31年には67,109人と増加傾向にあり、年少人口構成比は平成31年には12.9%と見込んでいる。</p> <p>改正児童福祉法・改正児童虐待防止法が平成29年4月より完全施行され、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が示された。これに伴い、国が策定した「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)において、縦割りの公的支援から「包括的な支援」への転換が求められ、誰もがそのニーズにあった支援を受けられる地域づくりを目指すべきとされた。そのため、関係機関との連携強化をはじめとし、児童相談所の区への移管を見据えた、子ども家庭支援センターの今後のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>核家族化や地域に地縁がなく周囲に子育てを支えてくれる人がいない転入者・外国籍家庭の増加などにより、子育ての孤立化が進み、子育てに不安感を抱く人が増える恐れがある。</p> <p>消費税率の引き上げ等子育て世帯を取り巻く経済状況に鑑み、低所得世帯を中心に認可外保育料負担軽減の必要性は続く。また、高等学校等への進学にあたり、授業料について負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p> <p>平成27年3月に策定した「江東区子ども・子育て支援事業計画(平成27~令和元年度)」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえた、次期計画(令和2~6年度)の策定が必要となる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
27 子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	56.3	53.7	58.7	57.6	59.7		60	こども 家庭支 援課
28 子育てひろば利用者数	人	279,503 (25年度)	275,697	281,176	307,077	323,756		283,360	こども 家庭支 援課
29 区内の子育て情報が入手しやすいと思 う保護者の割合	%	56.3	58.9	67.1	57.8	62.3		60	こども 家庭支 援課
30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	件	51,406 (25年度)	65,208	63,992	62,045	63,926		58,100	こども 家庭支 援課
31 子ども医療費助成件数	件	1,088,781 (25年度)	1,178,782	1,228,004	1,234,220	1,261,048		—	こども 家庭支 援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標28：269,165 指標30：61,923 指標31：1,137,014

5 施策コストの状況				
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	16,050,599千円	15,027,379千円	17,224,074千円	18,523,015千円
事業費	15,508,172千円	14,551,470千円	16,639,072千円	17,948,353千円
人件費	542,427千円	475,909千円	585,002千円	574,662千円

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標27】子育てがしやすいと思う保護者の割合（中学生以下のこどもがいる保護者）は、前年度比2.1ポイント増となっているが、この指標は毎年増減を繰り返している。平成22年度から比較すると12.0ポイント増となっており、着実に子育てがしやすいと思う保護者の割合が増えている。なお、江東区こども・子育て支援事業計画作成時に実施（平成25年度）した子育て中の保護者へのアンケートでは8割弱の保護者が子育てがしやすいと思うと答えている。</p> <p>【指標28】子育てひろば利用者数は、平成29年度の307,077人に対し、平成30年度は323,756人で、前年度比16,679人、5.4%増となっている。子育てひろばの需要は、人口増加に伴い今後も増える見込みである。子ども家庭支援センターでは、施設から離れている地域の親子をフォローするため出張ひろばやプレーパーク等を実施しているが、人口が急増している有明地区については、増大する需要に対する支援不足に対応するため、令和2年度の子ども家庭支援センター新設を計画した。</p> <p>【指標29・30】子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合については、平成29年度現状値は57.8%に対し、平成30年度は62.3%で、前年度比4.5ポイント増、平成22年度の52.3%からは10.0ポイント増となっている。子育て情報ポータルサイトの利用者数は、平成29年度は62,045人、平成30年度は63,926人で前年度比1,881人、3.0%増となっている。平成24年度に「子育て情報ポータルサイト」を開設し、平成26年度より「こんにちは赤ちゃんメール配信事業」を実施してきた。平成30年度も「江東区子育てハンドブック2018」を発行し、転入届や妊娠届提出時等に合計18,000部配布することで、子育て情報の入手が容易にできるように工夫した。平成29年度から地域SNS「PIAZZA」と包括協定を締結し、PIAZZA上で区の子育て情報の発信を始め、平成30年度末時点で6,000人弱のユーザーが登録している。また、平成28年度より、子育て支援情報の発信強化のため、子育てメッセ実行委員会との協働で「こうとう子育てメッセ」を開催している。ポータルサイトの利用者については、平成29年度と比較して微増に留まっている状況を考慮すると、ポータルサイトのリニューアルの検討も必要である。</p> <p>【指標31】子ども医療費助成件数は、平成30年度に1,261,048件であり、前年度比26,828件、2.2%増となっている。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆平成27年に江東区こども・子育て支援事業計画（5か年）を策定したが、保育認定人数など、計画と現状に乖離が生じていることから、支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の一部見直しを実施した。◆核家族化や地域コミュニティ希薄化が進むことにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭がさらに増える恐れがあるため、「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実が必要となっている。◆地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひととき保育の支援士等、子育てボランティアが需要に対して不足している現状がある。◆臨海部では子育て世帯の増加が進んでおり、子育て支援サービスが需要に追いついていない現状がある。◆改正児童福祉法に基づき、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する必要がある。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討する必要がある。◆景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るための母子家庭等自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子世帯の割合は4%台で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。◆平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「貧困の連鎖」を防止する取り組みとして生活保護世帯及び生活に困窮した子育て世帯に対して学習支援や相談を行う「まなび塾」に関し、区民のニーズに添った拡充について検討していく必要がある。</p>	

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成27年3月に策定した「江東区こども・子育て支援事業計画（平成27～令和元年度）」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえて、次期計画（令和2～6年度）を策定する。改定計画は、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を踏まえつつ、対象を乳幼児から青少年期までとすることや母子保健や児童虐待対策等組織横断的分野を充実させること、こどもの貧困対策を盛り込むなど、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定する。◆妊娠・出産期から切れ目のない支援を実現するため、江東区こども・子育て支援事業計画における各事業を着実に実行していく。◆子育て家庭を支援するために「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実を図るとともに、公的支援を望まない区民に対するアウトリーチ型の支援等を検討していく必要がある。◆ファミリーサポート事業やリフレッシュひととき保育等の支援サービスについて、利用者ニーズが非常に高いが、支援者の不足により対応が十分ではない現状があるため、地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのボランティアの拡充を図る。◆子ども家庭支援センターの適正な配置に向け、新たに有明地区及び亀戸地区への整備を進めていく。◆児童会館の敷地を活用し、こどもの健やかな成長を総合的に支援するため、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを併設した児童向け複合施設の整備を進めていく。◆子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、区養育支援係と南砂子ども家庭支援センターの役割分担の整理を行うとともに、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、今後の子ども家庭支援センターのあり方について検討していく。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討していく。◆江東区行財政改革計画での児童館のあり方検討を踏まえ、子ども家庭支援センターと関係機関との役割分担や連携体制等、今後の児童福祉行政全体のあり方について検討していく。◆子育てメッセの活用など区内の子育て支援団体と協働して、子育ての情報を積極的に発信していく。◆子育て情報ポータルサイトについて、サイトリニューアル検討も含めた利便性向上や内容の見直しにより利用拡大を図るとともに、利用者ニーズに合わせた情報発信ツールを調査検討していく。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用するため、子ども家庭支援課窓口チラシを配布し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、庁内及び関係機関との連携を図り、生活に困窮する世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。◆平成27年に開設した「まなび塾」について、利用者を更に増やすための取り組みを行い、教室の拡充を図り、高校進学率の改善と高校中退防止を支援する。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子・父子家庭自立支援給付、母子・父子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対しては、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、平成26年10月に施行されたことに伴い、母子及び父子福祉資金として貸付対象を父子家庭にも拡大した。今後も父子家庭への支援の拡充に取り組む。◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、経済格差の拡大等により、今後も支援を必要とする家庭は一定数見込まれる。そのため、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸することのないよう支援する。◆平成29年12月に公表された国の新しい経済政策パッケージでは、消費税の増収額に合わせて3歳から5歳までの全てのこどもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することが示された。認可外保育施設についても、現行の区の補助金と国の無償化制度との整合を図る。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。
- ・子育て支援の環境整備について、既存施設の活用も踏まえ費用対効果の観点から効率的な手法を検討するとともに、施設利用者アンケートでは把握できない潜在的な区民ニーズの把握に努める。
- ・区が実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイト等の多様な媒体やイベントを活用することにより、効果的・効率的に発信していく。
- ・子育て家庭における生活困窮者の支援については、庁内はもとより関係機関との連携により、効果的な事業展開を図る。

施策 8	確かな学力・豊かな人間性 ・健やかな体の育成	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(指導室)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、教育支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピュータ教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。
③健康・体力の増進	「体力スタンダード」の取組により、体育授業の充実や部活動の活性化を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができますようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に「学びスタンダード定着度調査」を開始し、平成27年度には調査内容の充実を図った。 臨海部の開発に伴い、平成27年度には豊洲西小学校を開校した。 研修については、経験や職層に応じた内容や専門性を高める内容とし、研修体系の見直しを図った。 平成28年3月に「教育推進プラン・江東(後期)」を策定した。 平成28年3月に、区長が「教育施策大綱」を策定した。 新しい学習指導要領が平成29年3月に告示され、その趣旨に沿った授業改善が求められるようになった。 平成30年4月に、本区初となる小中一貫教育の義務教育学校・有明西学園が開校した。 平成30年度より小学校において「特別の教科道徳」が教科となった。 平成30年度に、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、「こうとう学びスタンダード」を改定した。 文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定した。 平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示された。これを受け、「江東区立学校に係る部活動の方針(部活動ガイドライン)」を策定し、31年4月より部活動の適切な運営のための体制整備や適切な休養日等の設定などを行っている。 平成31年1月に、中教審より「学校における働き方改革」の推進に係る答申があったほか、同月には文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示された。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に小学校、令和3年度に中学校において新学習指導要領が全面実施となる。 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善が求められる。 改定した「こうとう学びスタンダード」の趣旨に即した、授業改善を一層推進することが求められる。 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、各学校・幼稚園でオリンピック・パラリンピック教育が推進される。 一人一人の可能性を一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育てることが求められる。 学校現場のICT機器整備のさらなる充実が求められる。 新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。 新学習指導要領において、小学校3・4年に外国語活動、5・6年に外国語が位置付けられ、外国人講師等を活用した英語教育の充実が求められる。 臨海部の大規模開発のみならず、旧市街地でもマンション建設が相次いでおり、児童・生徒数が増加する。 義務教育学校の9年間一貫した教育の成果を全小中学校の教育に活かすことが求められる。 団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれる。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が求められる。 服務監督権者である区教育委員会は、超過勤務が常態化している教員の勤務環境を是正するため、ICTを活用した業務効率化や教員業務の質的転換、人的支援、教員自身の意識改革等を推進することが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
32	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		106.9	107.3	106.8	108.6	111		109	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		102.4	102.1	101.1	102.8	103.9		104	指導室
33	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	%	—	77.9	87.4	91.8	93.9		100	指導室
34	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・ソフトボール投げ）		87.4	89.1	89.5	91.4	87.1		90	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・20mシャトルラン）		93	89.3	93.6	91.2	87.4		95	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・ハンドボール投げ）		97.4	94.8	97.1	99.3	97.4		99	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・持久走）		96	96.7	97.0	99.2	95.6		98	指導室
35	国語の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	80.5	83.6	82.0	82.5	—		85	指導室
	算数の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	79.9	82.8	84.2	83.1	85.9		85	指導室
	国語の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	75.1	73.3	75.9	78.4	—		80	指導室
	数学の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	57.9	72.1	69.4	71.1	72.7		80	指導室

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	9,972,061千円	9,206,310千円	10,418,431千円	12,513,187千円
事業費	7,480,180千円	7,004,928千円	8,002,989千円	10,237,635千円
人件費	2,491,881千円	2,201,382千円	2,415,442千円	2,275,552千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標32】全国学力学習状況調査で全国平均を100とした時の区の値は小学校で111、中学校で103.9であり、小中学校共に昨年度を上回った。また、小学校の数値は目標値を2ポイント上回り、中学校はあと0.1ポイントとなっており、概ね良好であると言える。小中学校共に活用の問題の正答率が高く、授業改善の成果が表れている。

【指標33】これまで年1回以上としていた指標を平成27年度より2回以上と変更した。値は昨年度を上回った。今後も地域活動等の充実を通して、思いやりの心の育成を図っていく。

【指標34】小学校・中学校共に昨年度の数値を下回った。体育スタンダードを基盤とした保健体育（体育）の授業改善、投げ方教室や教員研修等の充実、長縄跳びの取組の充実や中学生駅伝大会への参加等を通して、体力の向上を図っていく。

【指標35】小学校では算数が2.8ポイント、中学校では数学が1.6ポイント向上した。国語のアンケート項目が全国学力学習状況調査から削除されていたため、平成30年度は、小学校・中学校共にデータは不存在である。

(2) 施策における現状と課題

◆平成30年度に「こうとう学びスタンダード」を改定し、取組開始6年目となる今年度は、具体的な取組を推進するため指導資料の作成に取り組んでいる。◆「こうとう学びスタンダード定着度調査」は、平成27年度より内容を充実して実施しており今年度で5年目となる。全体としての結果は概ね良好であるが、一人一人のこどもたちの定着度に合わせた指導の工夫改善が課題である。◆小学校での外国語の教科化を踏まえ、外国人講師の活用や授業改善を図る必要がある。◆オリンピック・パラリンピック教育の推進とともに、こどもたちのボランティアマインドの醸成及びこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに直接関われる機会を設けることが必要である。また、デイクウンターの設置等、気運醸成の取組等を実施しているが、こどもたちが主体的に取り組む活動のさらなる充実が求められている。◆体力調査の結果をみると小・中学生共に全国平均に届かない項目もあり、課題がある。平成30年度に改定した体力スタンダードの定着と体力向上を図るため、保健体育（体育）の授業改善が求められている。また、幼児期の運動遊びの充実、中学校における運動機会の充実等が必要である。◆ICT教育環境の整備では、平成29年度に全小中学校に無線LAN環境を整備し、1校あたり86台のタブレット端末を導入した。◆小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を、平成28年度には各フロア1台ずつとなるよう増設した。平成30年度に開校した有明西学園には、全普通教室と特別支教室に1台ずつ常設した。◆教員の授業力の向上を目指し、「授業改善支援チーム」の派遣を実施している。また、学びスタンダード強化講師の指導力向上を目指し、学びスタンダード強化講師研修を実施している。◆新学習指導要領の全面实施（小学校は令和2年度、中学校は令和3年度）に備え、平成30年度は授業力向上アドバイザーによる公開授業（25回）を実施した。◆日光・富士見の両高原学園は施設の老朽化が進んでおり、富士見高原学園は平成30年度をもって廃園とし、日光高原学園は平成30年度から大規模改修工事を実施している。◆生徒の読書への関心の向上と学校図書館活用教育の推進を図るため、平成30年度に中学校2校で学校司書モデル事業を実施し、令和元年度より中学校全校で学校司書を配置している。◆平成29年度に「学校における働き方改革検討委員会」を設置し、学校代表者を交えた検討を行っている。◆部活動における休養日・活動時間の基準を設定し、平成30年度から全中学校において試行実施し、令和元年度より本格実施している。また、指導内容の充実、教師の長時間勤務の解消等の観点から部活動指導員を配置しているが、人材確保が困難な状況である。◆平成30年度より学校閉庁日を設定したほか、全学校（園）に留守番電話を導入した。◆江東区立学校における働き方改革推進プランを策定し、各種施策を推進しているが、取組みは未だ道半ばである。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善、学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆「こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）」の確実な取り組みを進めるとともに、定着度調査を実施し、その結果に基づく指導改善の充実を図る。◆小学校の英語教育の充実が求められることから、外国人講師の配置時間数増を検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、事業を効果的・効率的に実施する。◆学校教育を幼稚園から中学校までの連続した学びと捉え、幼稚園スタンダード（仮称）を策定し、積み重ねを大切に教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取り組みなど、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成28年度に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」を基に全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、こどもたちの資質を高めていくとともに、すべてのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに関われるようにする。2020年以降も継続できるようなオリンピック・パラリンピック教育を江東区として検討する。◆小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。今後の活用状況を見ながらICT機器の増設の検討を行う。なお、令和元年度は、小学校5、6年生の全教室に電子黒板を追加配備する。◆こども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを目標として取り組む。◆平成28年3月に策定した「教育推進プラン・江東（後期）」に基づき、施策を計画的に推進するとともに、毎年度、外部委員による進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じた見直し等を行っていく。◆「教育推進プラン・江東（後期）」の計画期間満了（令和2年度まで）に伴い、同プランの改定を行う。◆移動教室について、小学校は令和元年度に限り日光市内の民間施設を借上げることにより実施し、中学校は令和元年度以降、八ヶ岳周辺等の民間宿泊施設を借上げることにより実施する。◆「江東区立学校に係る部活動の方針」に基づき、部活動指導員の導入拡大を図る。◆ICTの活用により勤務時間を客観的に把握・集計するとともに、学校業務の見直しを図るなど、教員が本来業務である教育活動に専念できる環境を目指す。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・「こうとう学びスタンダード」の取り組みを引き続き進めるとともに、定着度調査の結果を活用して指導改善等に取り組む。
- ・児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりや、自己肯定感を高める取組、人権教育の充実を図るとともに、「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育を効果的に推進する。
- ・健康・体力の増進に向けて、有効な方策を検討するとともに、取り組みの成果を明らかにする方策についても引き続き検討する。
- ・教員の研修について、指導力や専門性の向上を図るため効果的な研修を実施するとともに、業務の見直しなどにより教員が本来業務である教育活動に専念できる環境整備に取り組む。

施策 9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、教育支援課、地域教育課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿
児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	「江東区いじめ防止基本方針」に基づく、学校と関係機関の連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、学校とブリッジスクールの連携強化などにより、不登校問題の解決に取り組み、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法が施行(平成28年4月)され、教育現場においても、障害者に対する合理的配慮が求められることとなった。 ・通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが生じている。 ・発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 ・発達障害児を対象とした特別支援教室が平成30年4月に全小学校・義務教育学校前期課程に開設された。 ・小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの保幼小中連携教育のニーズが高まっている。 ・都では、「東京都いじめ防止対策基本条例」に基づき策定した「東京都教育委員会いじめ総合対策」を平成29年に改定し、「いじめ総合対策【第2次】」として示した。本区においても平成26年に策定した「江東区いじめ防止基本方針」を平成29年度に改定し、いじめ防止の取り組みを進めている。 ・本区では、平成27年度より「不登校総合対策」に基づき、不登校の未然防止等に取り組んでおり、平成29年度に「不登校総合対策【第2次】」を策定し、取り組みの充実を図った。また、平成30年度は、各校が毎月の不登校児童・生徒の状況を把握するとともに、教育センターに報告し、スクールソーシャルワーカーと連携するなどして不登校児童・生徒への支援を行った。 ・ブリッジスクール事業運営要綱を改訂し、平成29年度より、対象者を拡大し、江東区立学校以外の区内在住の児童・生徒も対象としている。 ・通学路等における安全対策を強化するため、平成27年6月に東京都安全・安心まちづくり条例が改正された。 ・平成29年3月に国で「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定された。本区でも、学校安全に係る統一的な取り組みを推進するため、平成29年度に「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害教育推進計画において、中学校でも令和3年度までに全ての中学校に設置する必要がある。 ・全小学校・義務教育学校前期課程に特別支援教室が設置されたことで、特別支援を受ける児童が大幅に増加していく。 ・発達障害のある児童・生徒の増加が続くとともに、学校不適応等が依然として課題となると予測される。これらの課題への対応として、支援員やカウンセラーの配置の充実が求められる。 ・小1プロブレムの未然防止策として、保幼小の連携やスタートカリキュラムに基づく指導の充実を図るとともに、小1支援員の配置を継続する必要がある。また、中1ギャップへの対策として、小中連携教育や一貫教育のニーズが高まる。 ・保護者等の意識変化に伴い、児童・生徒それぞれの教育ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 ・いじめはどの学校でも起こりえるという認識のもと、いじめの正確な認知の推進をはじめ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ防止の取り組みの充実が、今後ますます求められる。また、重大事態が発生した場合における、迅速で適切な対応が求められる。 ・ここ数年、本区の不登校者数や不登校児童・生徒の出現率に増加傾向が見られる。また、不登校原因の複雑化、深刻化が問題となっており、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの増員など、解決困難なケースへの対応を図るための体制の強化が求められている。 ・ブリッジスクールの増設の検討、学習支援の充実が必要となる。 ・学校安全の継続した取り組みが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
36 一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合	%	80 (24年度)	87.6	86.4	89.3	88.9		90	指導室
37 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	63.8 (25年度)	50.2	45.1	43.0	30.0		70	指導室
38 不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.34 (25年度)	0.45	0.51	0.6			0.20	指導室
不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	2.96 (25年度)	2.84	3.90	3.51			2.00	指導室
39 改修・改築を実施した学校数（小学校）	校	8	3	2	3	3		20	学校 施設課
改修・改築を実施した学校数（中学校）	校	4	0	2	0	0		8	学校 施設課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標36：84.5 指標37：61.2 指標38（小学校）：0.38、（中学校）：2.94

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	13,656,720千円	12,928,939千円	14,328,058千円	15,354,975千円
事業費	13,274,655千円	12,593,602千円	13,924,132千円	14,878,188千円
人件費	382,065千円	335,337千円	403,926千円	476,787千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標36】一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合は、多様な教育ニーズに応じた支援の推進により、平成29年度、平成30年度と目標値に近づいている。

【指標37】平成27年度より、教育センターでの相談件数に加え、各学校のスクールカウンセラーに寄せられた保護者の相談件数も調査対象とした。継続的に相談を続けるケースが増えており、そのことが数値にも反映されている。平成30年度の数値は前年度と比べ13ポイント減少した。

【指標38】不登校児童・生徒の出現率については、ここ数年、小・中学校共に増加傾向が見られるが、平成29年度、中学校の値は3.51%となっており平成28年度に比べ0.39ポイントの減少となっている。小学校は0.6%となっており、平成28年度に比べ0.09ポイント増加している。様々な不安や課題を抱える児童・生徒に寄り添った支援を推進するため、スクールカウンセラーの配置の拡大や、スクールソーシャルワーカーの増員、ブリッジスクールの内容の充実及び増設の検討を進めている。

【指標39】校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。

(2) 施策における現状と課題

◆小学校で特別支援教室での支援を受けていた児童が中学進学においても切れ目のない支援を受けるために、中学校特別支援教室を開設し、通常級とも連携した支援体制を構築する必要がある。◆小1支援員の配置や幼小小連携教育の成果により、小1プロブレムは起きていない。今後は、小学校入学期のスタートカリキュラムの充実を図る。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化している。具体的な改善事例を分析するなど効果検証を充実させる必要がある。◆スクールソーシャルワーカーが不登校や学校不適応等のこどもの環境に働きかけたり、関係機関につないだりし、問題の改善に努めているが、問題を抱えるこどもの増加、問題の複雑化が課題である。◆平成27年度より不登校総合対策に取り組み、「ふせぐ」「そだてる」「かかわる」という3つの観点から対策を推進している。特に中1で不登校生徒が増えていることから、新たに「不登校未然防止連絡会」を開催するとともに、教育に関する相談を受けたり、不登校児童・生徒への支援を行っているブリッジスクール、指導室、学校関係者等による不登校関係者会も実施した。平成29年度に策定した「不登校総合対策【第2次】」に基づき、さらなる未然防止対策の充実が課題である。◆いじめ問題については、江東区いじめ問題連絡協議会を年間2回開催し、関係者で問題解決に向けて情報共有を行う等、連携を図っている。◆いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにすること等から、SNSの利用について学校ルールや家庭ルールの作成に取り組んでいる。平成30年度には「学びフォーラム」でいじめの未然防止に関わるシンポジウムを実施した。◆令和元年度よりスクールソーシャルワーカー、就学相談員、臨床心理士などを教育センターに配置してワンストップ型相談窓口を構築し、教育相談体制の充実を図っている。◆改修・改修期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していかなければならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。◆平成27年度より実施している通学路交通安全対策連絡会を踏まえ、関係機関と協力し通学路の安全対策の強化に努めている。また、令和元年度より通学路防犯カメラについて定期保守を導入し、登下校時の見守りの補完としての機能を安定的に維持している。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、江東区立小学校特別支援教室ガイドラインに基づいて、小学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。特別支援教室のニーズが高まり、指導児童が増加していくことから、入級退級の判定について、特別支援教室入級退級委員会を設け、適正な入級退級判定や適切な指導について検討していく。また、東京都発達障害教育推進計画に基づき、令和2年度までの全中学校での特別支援教室の導入について、中学校版ガイドラインを作成し、それに基づき中学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、幼稚園スタンダード（仮称）を策定し、「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆不登校対策を確実に推進するため、指導室、ブリッジスクール、教育センター、学校等の連携をさらに強化し、取り組みを充実させていく。学校が不登校の未然防止策を積極的に行うとともに、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、児童生徒を取り巻く問題の環境に働きかけ、不登校問題の解決に取り組んでいく。◆ブリッジスクール等に在籍している不登校児童・生徒が学校復帰等ができるように、学習支援やエンカレッジ体験活動（カヌー体験・セーリング体験・校外学習・職場体験等）を充実していく。◆不登校問題の改善に向けて関係機関による不登校関係者会を充実させ、不登校対策のさらなる充実を図る。◆ブリッジスクールについては、そのあり方について、新設も含め検討を進める。◆スクールソーシャルワーカーの成果を検証しつつ、より効果的な活用を図る。◆平成29年度に改定した「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解、いじめの認知の徹底、いじめの重大事態の定義の確実な理解を図るなどして、いじめ問題に対する取組みを一層充実する。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、増改築への取り組みを検討していく。◆平成29年度に策定した「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」をもとに、学校安全に係る統一的な取り組みを推進することで学校安全の向上を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・特別支援教育やいじめ・不登校、外国人の支援等、複雑化多様化する各課題について、これまでの取り組みの成果を踏まえ、適切な人材配置及びより効果的な事業推進を図る。
- ・教育センターの取り組みについて区民に分かりやすく示すとともに、ワンストップ相談窓口により、教育に関するあらゆる問題について児童・生徒や保護者が安心して相談でき、支援を受けられる体制を構築する。
- ・不登校生徒の学びの場を確保し、望んだ進路に進めるよう支援する。
- ・児童・生徒数の増加地域のニーズを踏まえながら、教育施設の適正かつ計画的な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図る。

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(地域教育課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、教育支援課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿
地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国による学校支援地域本部事業や地域協働学校運営事業等の推進に伴い、学校、家庭、地域の連携や協働による学校運営が求められるようになり、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 ・幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 ・学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 ・学校便りや広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校(園)づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。 ・平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。 ・学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、各小・中学校・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入していくことになる。さらに地域学校協働本部の制度が整備されたため、これまでの学校支援地域本部の機能を生かし、保護者、地域、学校が協働して作る、新しい学校運営の体制を計画し導入していく必要がある。 ・保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。 ・学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。 ・広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。 ・地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
40	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	校	11	15	20	28	36		46	地域教育課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	校	4	5	10	15	20		24	地域教育課
41	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(小学校)	%	—	89.8	90.2	91.5	90.0		90	指導室
	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(中学校)	%	—	82.8	85.2	86.2	85.9		85	指導室
42	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(小学校)	%	—	88.3	89.4	89.3	90.6		75	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(中学校)	%	—	83.5	85.5	84.7	83.5		70	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
43	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校）	件	464 (25年度)	474	561	590	691		828	教育 支援課
	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校）	件	63 (25年度)	88	122	134	182		144	教育 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標43（小学校）：463、（中学校）：80

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	248,678千円	214,444千円	250,574千円	257,102千円
事業費	215,390千円	185,040千円	216,208千円	221,650千円
人件費	33,288千円	29,404千円	34,366千円	35,452千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、前期は目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる令和元年度には全小・中学校での展開を目標としており、平成30年度は新たに小学校8校、中学校5校で取り組みを開始した。また、平成28年度に実施した導入意向調査に基づき、令和元年度は小学校10校、中学校4校（義務教育学校は小・中でカウント）での新規実施を予定している。

【指標41】平成30年度の小学校は目標値と同じ90であり、前年度と比べると1.5ポイント下回った。学校の情報発信をする姿勢については、理解をいただいていると考えている。

【指標42】対話の機会についても保護者からは十分に設けられていると受け止められており、さらなる充実を図っていく。

【指標43】大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数であり、平成30年度は小学校691件、中学校182件とともに増加し、中学校では目標値を達成した。今後は各校で大学・企業等との連携をより一層深めることが求められる。

(2) 施策における現状と課題

◆学校支援地域本部事業については、学校の環境整備、登下校安全指導をはじめ、授業補助や読み聞かせ活動、放課後の補習教室支援など各学校やその地域が得意とする分野で着実に成果をあげている。後期の最終年度となる令和元年度には全小・中学校・義務教育学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆地域学校協働本部の整備に向け、学校支援地域本部やPTA活動等のより一層の協働関係の強化が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆これまで以上に学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するためには、既存の学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の機能を生かし、地域学校協働本部として再構築していくと同時に、江東区の実情に応じたコミュニティ・スクールを導入していく必要がある。そのためには、まず学校を支える仕組みの核となる学校支援地域本部を年次計画に基づき全校に導入していくと同時に、既存の学校評議員会から学校運営協議会への円滑な移行を図ることで、コミュニティ・スクールの体制を整えていく。令和元年度にはモデル校において学校運営協議会への移行を進めたうえで、江東区のコミュニティ・スクールのあり方を検討していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細かな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に向けていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆地域学校協働本部の整備を視野にPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

・「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」への再構築を進め、学校を拠点とした幅広い人材の参画や教育資源の活用等による学校・地域・家庭の連携及び協働を一層推進する。

・学校運営への必要な支援等について協議する場である「コミュニティスクール」の導入を着実に進める。

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(こども家庭支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(学務課、地域教育課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>児童虐待事例は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>通告等の確認や対応については、平成27年6月に都区間の基本ルールである「東京ルール」について「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。また、平成29年12月から「東京ルール及び共有ガイドラインの見直し検討委員会」が設置され、児童福祉法改正に伴い追加された児童相談所から区への「事案送致」や「指導委託」に関する新たなルールが令和元年度に示される予定である。</p> <p>平成26年度から、居住実態の把握できない児童の調査を行っているが、平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が示され、未就園児の全数把握など、拡大強化された。</p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に完全施行された。今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」では、これからの社会的養護は傷つきからの回復を促進する生活基盤となることを重視することとし、里親等を主とした家庭的な環境の養育の推進や心理療法的ケアの充実等の必要性が示された。</p> <p>平成30年12月18日の「児童虐待防止対策総合強化プラン」では、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、令和4年までに全区市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとされた。</p> <p>東京都では、平成31年4月1日に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、保護者による体罰の禁止が明文化された。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。</p> <p>家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人、平成29年度2,427人、平成30年度2,823人となっている。</p>	<p>児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、通告に対する意識が高まり相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致や指導委託が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。</p> <p>このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。</p> <p>また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。あわせて、区としても社会的養育システムの構築が必要となってくる。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p> <p>臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施策対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
44 児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671	718	799		—	こども 家庭支 援課
45 虐待に関する相談窓口を知っている区 民の割合	%	42.8	47.4	42.8	47.2	45.1		60	こども 家庭支 援課
46 地域と連携した家庭教育講座の年間延 べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294	2,427	2,823		2,220	地域教 育課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標44：715件 指標46：2,280人

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	121,226千円	106,226千円	127,644千円	177,111千円
事業費	48,420千円	41,904千円	48,264千円	64,276千円
人件費	72,806千円	64,322千円	79,380千円	112,835千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標44】児童虐待対応の件数は、平成29年度の718件に対し、平成30年度は799件と、前年度比81件・11.3%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。

【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成29年度の47.2%に対し、平成30年度は45.1%と、前年と比べて2.1ポイントの減となっている。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。

【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人、平成29年度は2,427人、平成30年度は2,823人となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比11.3%の増と増加傾向にあり、平成30年度の新規虐待受理件数は前年度比10%の増となっている。児童相談所にて一時保護を要するケースも多く、これらは家庭復帰するため、区も共同で対応することが多く、件数増加の要因ともなっている。これに対し、江東区要保護児童対策地域協議会の活動を活発化し、保育・医療・保健・教育等の実務者の連携強化や研修によるスキルアップを図っている。◆平成29年度からはこどもショートステイ事業の委託先として協力家庭を追加し、受け入れの拡大を行っている。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①関係機関との連携や人材育成を進め、対応力を上げること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等について、さらに強化を図るためには、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更に上げるために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化をさらに図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れないよう関係者間の連携を図る。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、当課における心理職の効果的な活用など、虐待を受けた子どもへの相談や支援に取り組んでいく。◆ケアマネジメント力の一層の向上を図り、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、子どもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある児童家庭支援士が、要保護児童に対する様々な生活支援を継続的に展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業を着実に展開していくとともに、児童福祉・教育に係る職員のトレーナー養成講習の受講により、区の子育て支援・虐待予防施策全体のスキルアップを図っていく。子どもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する母子保健情報など他課が有する情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童のリスク評価の精度を高める取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育学級事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・児童虐待防止に向けた取り組みについて、子ども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し、支援を必要とする家庭への早期対応・改善を図る。また、その取り組みについて区民へわかりやすく情報提供を行う。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携・役割分担をしつつ、より区民ニーズに対応した事業展開を図る。
- ・児童相談所の区移管を見据え、引き続き各関係機関と十分な協議を行い、「子どもの最善の利益」を最優先とした児童相談支援体制の構築を目指す。

施策 12 健全で安全な社会環境づくり	主管部長(課) 教育委員会事務局次長(地域教育課)
	関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、こども未来部長(こども家庭支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室と学童クラブ機能を連携・一体化した江東きっずクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 ・女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加したこと等により、放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 ・平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 ・平成26年度に国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。 ・平成27年3月「江東区子ども・子育て支援事業計画」が策定され、放課後児童健全育成のための確保方策・目標事業量が設定された。 ・平成27年4月から施行された国の子ども・子育て支援新制度で、放課後児童クラブの対象が小学4～6年生に拡大された。 ・「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、国の「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しとなる、平成30年度末までに達成することとなった。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。 ・区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 ・臨海部を中心に中・大型マンションの建設が進み、住民は増加しているが、こども110番の家への協力が難しい構造(オートロック)等となっている。また、協力者である戸建ての住民や個人経営者の店主の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 ・こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。 ・今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」B登録(学童クラブ機能)の未設置校、また定員超過のためB登録に入会できない保護者からの要望が増すと思われる。 ・新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。 ・下校時や放課後等において、こどもの安全の確保を求める声がより大きくなると予想される。 ・こども110番の家は、マンションの増加による新規登録の減少と高齢化による辞退者の増加から、協力者の減少が進むことが予想される。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
47	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	33	39	45	46	46	46 (30年度)	地域教育課
48	行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	%	53.8	56.7	59.6	62.7	60.2		60	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	3,973,617千円	3,704,739千円	3,943,657千円	4,543,209千円
事業費	2,805,733千円	2,676,572千円	2,876,525千円	3,486,853千円
人件費	1,167,884千円	1,028,167千円	1,067,132千円	1,056,356千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については、平成29年度までに江東きッズクラブを区内45校の全ての小学校で開設し、平成30年度に開校した有明西学園での実施により、目標である46校を達成した。
【指標48】こども110番の家事業や学校安全対策事業の取り組みが、こどもの安全対策について一定の効果を上げていると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆「江東きッズクラブ」は、平成30年度に区内全小学校46校での実施となり、「江東区版・放課後子どもプラン」(平成21年10月策定)における計画完了年次を前倒して整備を行った。今後は、社会状況や区民ニーズに対応した事業のあり方について検討も必要となる。一方「学童クラブ」は19か所で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きッズクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きッズクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が今後の課題となっている。◆「江東きッズクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きッズクラブ」では、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題だったが、平成28年度から江東区立小学校以外に在籍し、住所が実施校の学区内にある児童を利用対象者として加え、受け入れ拡大を行った。◆区内の児童館では、乳幼児から中高生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる◆児童館利用の小学生は「江東きッズクラブ」の展開により減少しているが、乳幼児及び保護者、中高生の利用者は増加している。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」等、江東きッズクラブの展開を踏まえて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、中・大型マンションの建設が増加する中、建物の構造（オートロック）や管理上の問題（管理人の不在・外注等）から、新規協力者の数は減少している。また、高齢化等により協力を続けられない戸建てや個人経営者が増加しており、協力者数は年々減少しつつある。このため、一層のPRによる周知と新たな協力者の確保が課題である。また、こどもたちに、協力者の場所を確認してもらうことやこの事業の理解を深めてもらうことも課題である。◆児童の登下校時には、児童通学案内等業務従事者の配置や学校及びPTAの協力により、安全対策の強化をすすめている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆こどもを取り巻く社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応するために、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」の改定を行う。その際は、本プランを放課後におけるこども支援に関するランドデザインと位置づけ、「児童館に関する運営方針」等の事業計画や、他のこども等関連施設との関わり方などについて、有機的連携を図ることを検討する。◆「江東きッズクラブ」について、B登録の未設置校、定員超過クラブなど専用スペースが確保できるまでの間は、近隣学童クラブ等の既存施設を有効活用していく。◆「学童クラブ」について、登録児童数の減少しているクラブについては、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を行う。◆児童館について、「児童館に関する運営方針」の改定を検討する。その際は、効率的な運営手法の検討はもとより、利用者の年齢構成の変化を見越し、効果的な事業展開や、地域バランスを踏まえた配置等について具体的に検討する。◆児童会館閉館（H31.3）に伴い、新設される児童向け複合施設の事業検討を進める◆国の「児童館ガイドライン」改正（H30.10）を踏まえ、他の子育て等関連施設との連携体制や、乳幼児及び保護者、中高生を対象とした事業の充実、配慮を必要とするこどもへの適切な対応等、児童館のあり方について検討する。◆臨海部においては、乳幼児から中高生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館事業の実施を検討する。◆こども110番の家については、引き続き、区報や区ホームページ等によるPRに努めるとともに、企業・事業者等にも協力の呼びかけを図っていく。また、新たな協力形態である、移動型のこども110番の家について検討を進める。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携することで実効性を高めていく。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・江東区放課後子どもプランに基づき、「江東きっずクラブ」の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくりを推進するとともに、保留児童対策や活動場所の環境改善、地域との連携等に取り組む。
- ・児童館について、放課後の居場所づくりや、他の子育て関連施設等と連携した、発達段階に合わせたこどもの育ちの支援に取り組む。
- ・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

施策 13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管部長(課)	地域振興部長(青少年課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多く体験活動をすることが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 平成26年3月に「東京都子供・若者支援協議会」が設置され、平成27年8月には「東京都子供・若者計画」が策定された。 平成28年2月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。 地域や家庭の教育力が低下していると感じている人が8割を超えている。(「平成26年度インターネット都政モニターアンケート」より) 青少年のインターネット利用時間の平均が2時間半を超えている。学校種が上がるとともに長時間傾向にあり、高校生は3時間半を超えている(「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査(平成31年3月内閣府)」より) ひきこもりをはじめとした、社会生活で悩み困難な状況を抱える若者への支援の要望が顕在化している。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等の普及により、SNS等を起因として、トラブルや犯罪に巻き込まれたり、被害に遭うことも・若者が増加する恐れがある。 地域や家庭の教育力の低下により、コミュニケーション能力や規範意識、社会性などが欠如した青少年が増加し、問題行動が多発する恐れがある。 困難を有する若者やその保護者等が抱える課題の複合性・複雑性を踏まえ、部署等を超えた重層的な支援及び家庭等に向き、相談、助言又は指導を行うアウトリーチ(訪問支援)を行い、早期に支援し、社会的自立につなげていくことが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて行われる江東区内の競技運営や観光案内等でグローバルに活躍できるボランティアを養成するための取り組みが求められる。 青少年の成長を支える地域社会を活性化させるため、ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童・生徒数を増やし、地域で活躍できる人材を育成することが求められる。 青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実・提供、環境整備が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
49 地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	174 (25年度)	186	198	204	207		180	青少年課
50 青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	640 (25年度)	684	637	702	677		760	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標49:173、指標50:704

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	323,685千円	299,965千円	354,449千円	327,913千円	
事業費	171,252千円	166,404千円	207,173千円	178,427千円	
人件費	152,433千円	133,561千円	147,276千円	149,486千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標49】地域との連携により実施した青少年健全育成事業数は目標数値を大きく上回り青少年へのより良い経験となるよう充実した内容となっている。

【指標50】参加者数を前年度と比較すると、29年度は増加したが、28年度と30年度は減少するなど、継続的・安定的に参加者数の増加を図っていくことが厳しい状況である。背景として、習い事を始める年齢の低年齢化や、こどもや保護者が地域活動に対して無関心な傾向にあること等が考えられる。目標値達成に向けて、ジュニアリーダー初級・中級講習会の回数の減、同初級講習会の参加費用の減（キャンプの廃止）と開始時期の変更を行った。さらに、現役のジュニアリーダー等が講習会の楽しさをこどもたちに直接伝える、小学校訪問説明会や講習会体験会を実施しており、これらの効果については今後も検証を行っていく。

(2) 施策における現状と課題

◆青少年健全育成施策は、区と各団体、関係機関との連携した取り組みが進み、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価も高く、各団体や関係機関の活動も活発になっており、今後も継続していく。◆薬物乱用防止や非行対策、社会的に困難を抱える若者への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組んでいる。◆ひきこもりや不登校、人間関係など青少年期の幅広い悩みに対応すべく総合相談窓口を開設し、当事者やその家族等を対象とした相談業務を庁舎及び青少年交流プラザに専門ブースを設けて実施している。また併せてアウトリーチ（訪問支援）や当事者の居場所運営（青少年交流プラザ）も実施している。◆江東区青少年交流プラザは、管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者の高い専門性を生かし、中・高校生の居場所作り及び青少年団体の育成に取り組んでいる。◆青少年指導者の養成には、ジュニアリーダー初級講習会への参加者をより多く確保することが必要であり、小学校訪問説明会と講習会体験会を実施している。また、地域での取り組みでは、地域関係団体が主導して地域体験会を実施している。◆東京2020オリンピック・パラリンピックでボランティアとして活動する青少年指導者を養成するため、平成29・30年度に高校生のジュニアリーダー10名を海外のボランティア先進都市に派遣し、国際感覚の醸成とボランティア意識やコミュニケーション能力の向上などに取り組んだ。この海外派遣事業は、令和元年度も実施する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成29年度に青少年課の体制を見直し、これまで分かれていた各関係団体への事務局的機能を一元化したことで、連携の強化や課題解決への効果的な支援体制を整えていく。◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・地域連携係）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組む、課題解決の実効性を上げていく。◆社会的に困難を抱える若者に対する支援として、専門知識と実績を有する民間事業者を中心に、関係各部署、地域関係団体の協力を得ながら、居場所運営を含めた相談事業の定着・充実に努める。◆青少年交流プラザは、民間事業者の専門性を生かした施設運営及び事業展開を行い、効率性を追求するとともに利用者へのサービスアップを図る。◆施設ボランティアの導入等、ボランティア意識の高揚を促進するとともに、中・高校生の居場所作りや、中・高校生自身の参画を図ることで、挑戦する意欲の醸成や自立心・社会性を育む場を提供していく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力や、委員個人の活動への支援を図っていく。◆青少年指導者の養成は、児童・生徒の興味関心や保護者の理解が得られるよう、引き続き、講習の内容やPR等を工夫していく。また、ジュニアリーダー活動の継続に向けて、講習会修了後のレベルアップや活躍の場の確保を地域関係団体との連携を密にして取り組んでいく。◆海外派遣に参加したジュニアリーダーについては、東京2020大会終了後も、ジュニアリーダーの中核メンバーとして地域活動に貢献する指導者として養成していく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

- ・非行問題や薬物問題等に的確に対応するため、国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、さらなる連携の強化に取り組む。
- ・ひきこもり等、社会的に困難を抱える青少年やその家族に対する重層的な支援を行うとともに、実効性のあるネットワークづくりを進める。
- ・青少年の健全育成に資するべく、効果的かつ効率的な事業展開及び、支援体制の強化を図る。
- ・現在実施している講習会や講座等について、区民ニーズや社会情勢を把握した上で、その目的や効果を改めて精査し、より参加しやすいよう内容やPR手法を検討する。

施策 14 区内中小企業の育成	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、制度融資や経営相談、産業情報の提供など経営基盤の強化を支援するとともに、技術の高度化や販路拡大など競争力の強化を支援し、産学公連携に引き続き取り組んでいきます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるよう支援します。さらに、企業の技能が継続的に発展するよう技術者育成を支援します。
③創業への支援	セミナー・相談・制度融資など創業に対する支援を実施し、区内での創業を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・近年、世界経済は、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。国内でも、東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞し、更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑法が終了したこと等により倒産企業が増加した。平成25年5月、かねてからの円高から円安への政府主導による転換に見られる経済対策の実施などにより、経済の低迷期を脱し、平成24年11月を底に穏やかな景気回復を続けており、これまでの戦後最長の景気回復期と並んだ可能性があると言われている。しかしながらその効果が十分に中小企業に達するに至っていないと言えない。</p> <p>・産業構造、流通構造の変化により経営状況が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの施策の強化、IT化による経費削減や販路拡大、創業に対する支援等への取り組みが求められている。</p>	<p>・国内の景気は緩やかな回復傾向にあるが、中小企業においては新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中である。区内中小企業においても、製造業の減少によるものづくり産業の衰退、技能者の高齢化による技術力の低下、少子高齢化による経済規模縮小による事業所数の更なる減少などが予想される。</p> <p>・経営基盤が脆弱な中小企業においては、為替や原油価格の変動といった国内外の政局及び経済情勢変化に大きく影響を受けやすく、景気動向は予断を許さない状況にあり、常に経営の安定化につながる取り組みが求められている。また、ものづくり産業の競争力の強化、事業継続のための人材育成、創業支援など現状施策のさらなる強化が必要となる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
51 各種助成事業における助成件数	件	244 (25年度)	234	231	258	214		290	経済課
52 優秀技能者表彰の受賞者数	人	262 (25年度)	280	287	293	294		312	経済課
53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数	人	1,716 (25年度)	2,255	2,569	2,310	1,953		2,616	経済課
54 創業支援資金貸付件数	件	36 (25年度)	59	49	74	57		108	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標51:255、指標52:272、指標53:1,942、指標54:55

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	1,034,853千円	679,927千円	1,044,940千円	1,061,457千円	
事業費	919,440千円	578,523千円	917,247千円	897,949千円	
人件費	115,413千円	101,404千円	127,693千円	163,508千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標51】各種助成事業における助成件数は、知的財産権取得費補助、展示会等出展費補助、広告宣伝費補助は順調な申請件数を維持しているが、インターンシップ補助金交付申請数が顕著に減少した影響もあり、全体としても減少している。PR活動や販路拡大、技術開発等の多様な助成事業により支援していく。

【指標52】表彰制度の見直しにより受賞基準が変更になり、30年度の受賞者数は1名増にとどまっている。

【指標53】産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数は、29年度はインターンシップ事業参加者は増加していたが、30年度は産業スクーリング及びインターンシップ事業共に参加者が減少し、下降している。

【指標54】「創業支援資金貸付件数」は、増減を繰り返している。30年度は貸付件数及び斡旋件数ともに前年度より減少しているが、融資実行率は増加している。26年度に策定した「江東区創業支援等事業計画」については30年度に見直しを行い、金融機関や経済団体等の支援機関と連携を強化し、創業支援事業の充実を図っている。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の事業所は、その多くが従業員20人未満の小規模企業であり、その数は昭和56年をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、地場産業の事業所も含まれている。これらの原因には、安価な外国製品の流通による価格競争の激化などの社会経済状況の変化や、経営者の高齢化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。◆一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在しており、こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区内の優れた製品・技術を持つ企業を認定し広くPR・情報発信する「江東ブランド」事業を展開し、認定企業を軸とした企業間連携を促すとともに、専用ウェブサイトの多言語化、江東ブランド事業紹介PR動画の制作、クリエイター派遣等の先進的な取組みなど積極的な事業展開により地域産業の活性化に繋がる仕組みを構築する。◆地場産業や特色ある技術・技能に興味を持ち理解を深める機会を整え、産業の魅力を次世代にPRできるよう支援する。◆創業支援では、セミナー・相談事業・家賃助成事業の充実のほか、「江東区創業支援等事業計画」に基づき、区内民間機関と連携し、創業希望・予定者の支援に取り組む。◆制度融資は、経済情勢の変化に対応出来るよう、タイムリーにメニューの見直しを図るなど中小企業の資金調達支援を強化する。◆産業表彰では、優秀な人材や先進的な取組みを顕彰することにより、勤労意欲のさらなる高揚や区内事業者での多様な人材活用・働き方を促進する。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・中小企業支援について、区の役割を明確にしたうえで、企業、金融機関、大学等との実効性ある連携のあり方について検討する。

・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、求められる人材の確保や後継者育成に積極的に取り組む。

・区内での創業支援について、各種支援機関との連携強化に取り組むとともに、創業後においても企業が持続的な成長につながる支援策を検討する。

施策 15	環境変化に対応した商店街振興	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①利用しやすい商店街の拡充	今後開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人を含む観光客への案内や、商店街の基礎を支える商店に対する支援を充実させ、区内外問わず来街者が楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	商店街の魅力や活気を伝えるための、商店街独自のイベントの実施や空き店舗の活用等に対して、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設による人口増加で市場は拡大傾向であるが、区内では商圏の広い大型店や専門店、利便性の高いコンビニやチェーン店など多様な店舗が増加するとともに、ネットショップも普及している。また、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化により、商店や商店街の利用頻度は低迷が続き、多くの商店街では活気が失われつつある。 ・平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されており、同調査の区民アンケートでは、まちに活気をもたらす商店街に期待する声が7割を超えている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえたことから、平成29年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック開催1000日前イベントとして商品券発行部数を増やした。 ・これまでの地域の安全や安心、子育て世帯や高齢者への支援などの商店街に対する要望に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、外国人を含む新たな旅行者等への魅力ある店舗の情報発信に関する要望もありニーズは多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街では、店主の高齢化・後継者不足等による商店の減少や役員などの人材不足、商店街活動の資金不足等により、商店街機能を維持することが困難となる。 ・商店街では、商店の業種構成が不足し、身近な商品やサービスの提供が限定されることによって、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。 ・商店街の組織力の低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取り組み等の機能を維持することが困難となる。 ・キャッシュレス社会の実現に向けた取組は世界各国で加速しており、日本でも現在2割のキャッシュレス決済割合を2027年までに4割にすることを目的に様々な国の施策が実施されるが、商店街においては、現金でのやり取りを第一に考え、キャッシュレス化に抵抗感を示すお店も多いため、国の施策の恩恵を受けられないだけでなく、さらなる消費者離れにつながる可能性もある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	1.7	1.7	1.5	1.6	1.5		2.5	経済課
56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	36.7	37.5	40.7	40.3	38.3		45	経済課
57 商店会イベントへの来街者数	人	1,962 (25年度)	1,958	1,902	1,901	2,008		2,100	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標57:1,872

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	280,293千円	193,020千円	320,861千円	292,913千円
事業費	237,869千円	155,788千円	278,289千円	253,622千円
人件費	42,424千円	37,232千円	42,572千円	39,291千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標55】「1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数」は、横ばいで推移しているため、これまでの商店会への支援に加えて、平成26年度から開始した「江東お店の魅力発掘発信事業」での店舗に対する支援策及び商店街の空き店舗を活用した商店街活性化にも取り組んでいる。さらに、商店街の利用者増加のため、平成27年度から生鮮三品小売店の継続支援策やメニュー等への多言語表記促進に向けた取り組み、平成29年度からは広告宣伝活動費への補助を開始している。

【指標56】「魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合」はほぼ横ばいで推移しているため、平成26年度から商店会への新たな支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始し、この事業を活用して商店街独自の魅力を伝えるイベントが実施されている。また、店舗向けの支援策として「江東お店の魅力発掘発信事業」を開始し、店舗の魅力を積極的に発信するとともに、令和元年度から「お店の集客力向上支援事業」を開始し、集客力の向上に資する意欲とアイデアあふれるイベント事業や商品開発等の取組に対し支援を行う。

【指標57】商店街連合会でのイベント企画の検討に際して、アドバイザー派遣等の支援策を講じているものの、指標の数値はほぼ横ばいで推移しているため、これまでの商店街補助事業に加え、新たなイベントでの来街者数増加に向けた支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始している。また、平成30年度からは、商店会と町会等地域団体が地域の活性化に向けて連携して行うイベント事業等に対し東京都と連携して新たに補助を行っている。

(2) 施策における現状と課題

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、商店経営者の高齢化や後継者不足など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。◆その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年度に実施した産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の気持ちは高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえる。毎年区民まつりで販売している10%プレミアム付き商品券については、発行手数料に係る補助率を拡充するとともに、販売方法の見直し等商品券が有効に使われる策を検討する。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる役割を商店街が担えるよう、様々な角度から商店会を支援していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆商店街の基盤である商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや付加価値の高い商品、消費者一人一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの独自の魅力を積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店会が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店会が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、商店会と地域団体（町会、NPO等）との連携を図り、外国人も含めたより多くの旅行者を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や商店の活性化策などを基に、区民及び商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・魅力ある商店街の実現に向け、産業実態調査や区民ニーズを詳細に分析した上で、事業の目的や対象、効果を精査し、各種関係機関や民間企業との連携強化により地域特性を踏まえた支援を検討する。

・地域コミュニティの核としての商店街について、その位置付けや役割を明確にするとともに、地域団体等との連携した事業展開を検討する。

・観光事業と連携した商店街の活性化方策及び効果的なPR方法について検討するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人にとっても利用しやすい商店街の実現を目指す。

施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 消費者基本法改正 消費者安全法改正(安全調査委員会設置) 平成24年10月 金融商品取引法改正 平成25年6月 食品表示法公布 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例法 平成28年4月 改正消費者安全法施行(消費者センターの設置・役割等について法定化) 平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正(消費者安全法改正に基づき規定) 平成29年5月 改正個人情報保護法施行(対象企業拡大、罰則規定) 平成29年6月 改正消費者契約法施行(契約取消・契約条項の無効を規定) 平成29年12月 改正特定商取引法施行(訪販、通販、電話勧誘等の規制対象拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化しており、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。 高齢者が増加していくなか、認知症を疑われる高齢者が標的となる消費者被害が増加していく。 インターネットに加えスマートフォンの普及により、海外との取引も容易となり、消費者トラブルは複雑化していき、特に、SNSなどの利用により、使用頻度が高い未成年者、高度情報通信社会への変化に対応しづらい高齢者などが深刻な被害を受けることとなる。 成人年齢の引き下げに伴い、今後、18歳、19歳は未成年取消ができなくなることから経済的被害防止のための消費者教育が必要となる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5	36.5	35.2		50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926	2,964	3,438		—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30	60.69	63.10		72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236	375	512		650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標59:2,701、指標60:69.9、指標61:557

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	67,007千円	60,714千円	71,434千円	67,160千円	
事業費	29,553千円	27,699千円	33,918千円	38,569千円	
人件費	37,454千円	33,015千円	37,516千円	28,591千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標58】認知度は微増である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者である子ども達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することも必要である。

【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、近年増加傾向にある。

【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザー契約の充実や消費者相談員の研修参加を継続していく。

【指標61】参加者数は増。区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、参加者数には年ごと波がある。また、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。

(2) 施策における現状と課題

◆食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費問題への区民関心は依然として高い。◆消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に十分認知されていないという現状にある。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際には、消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。◆事後的な消費者被害への対応のみでなく、被害に遭わない、そして合理的意思決定ができる消費者を育成する消費者教育の推進が重要となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民に対する消費者情報の迅速で確かな提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法等を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだより」を江東区報別冊として全戸配布を継続して行うとともに、高齢者向け、若者向けの特別版の発行も検討する。また、区民にタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの機能周知のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、消費者展を引き続き開催し、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し実施する。◆食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害実例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、第一に、必要な専門知識・技能の取得を向上させ、かつ他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流のために研修参加の機会を確保する。第二に本センターとアドバイザー契約を結んでいる弁護士への相談助言依頼や事例検討勉強会を充実させ、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育を企画する。具体例としては、子ども、若者や高齢者向けの消費者講座の充実や見学会を実施していく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・相談体制の充実及び消費者相談窓口の認知度向上と相談窓口を利用することによるメリットの周知に引き続き取り組み、区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。

・消費者情報の提供及び消費者教育については、地域や年代ごとの区民ニーズを把握し、関係機関や民間企業等との密接な連携のもと、効果的に実施する。

施策 17	コミュニティの活性化	主管部長(課)	地域振興部長(地域振興課)
		関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、生活支援部(医療保険課)

1 施策が目指す江東区の姿
世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人住民含む) 487,142人(H26.1.1)→518,479人(H31.1.1) ・町会・自治会加入率推移 60.5%(H26.4)→58.9%(H31.4) ・外国人住民数の推移 21,234人(H26.1.1)→29,472人(H31.1.1) ・NPO法人数 191団体(H26.3)→184団体(H31.3) ・ボランティア数(登録) (団体)92団体(個人)5,011人(H26.1) →(団体)98団体(個人)4,796人(H31.1) ・東日本大震災等を契機に、地域でのコミュニティの必要性が再認識され、防災、防犯、高齢者福祉等の分野で町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になってきた。 ・新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流機会の場が必要とされている。 ・外国人住民数の急激な増加や在留状況の長期化・多様化等から、情報の多言語化、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備、日本語や生活習慣を学ぶ機会が求められようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会・自治会離れが更に進み、加入率の低下による住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力の弱体化により、災害時の地域における救護活動等は一層難しくなる。このため、コミュニティ活動の活性化を通じて、災害時の自助共助の強化を図っていく。 ・区内のNPO法人数(認証)は横ばいであるが、うち認定法人数は緩やかな増加が見込まれる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて高まった区民のボランティアの気運を維持していくことが求められる。 ・今後も外国人住民の増加が予測されるなか、地域住民との間の生活習慣や文化の相互理解を深める機会の創出、生活情報の多言語対応、相談機能の充実、災害時における地域・行政機関・団体等の連携体制の整備が必要になる。 ・外国人住民を含む地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.9	19.8	21.3	17.4	18.7		26	地域振興課

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
63	区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合	%	20.6	19.8	19.9	18.3	19.5		24	地域振興課
64	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（区民館）	%	55.6 (25年度)	55.0	57.4	53.3	50.8		60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（地区集会所）	%	20.6 (25年度)	21.8	22.5	23.2	24.1		25	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（文化センター）	%	60.7 (25年度)	64.0	63.4	63.2	61.8		65	文化観光課
65	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	770 (25年度)	902	922	622	936		1,000	地域振興課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標64：（区民館）：55.4、（地区集会所）：21.7、（文化センター）：59.9 指標65：904

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	788,433千円	706,162千円	900,466千円	664,266千円
事業費	571,690千円	515,833千円	689,703千円	477,753千円
人件費	216,743千円	190,329千円	210,763千円	186,513千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標62】コミュニティ活動の参加率は、南部地域を中心とした新住民の増加に参加者数が追いつかないため伸び悩んでいる。しかし、最近では住民の定着により、大規模マンションでの自治会設立や地域住民主体のイベント開催の動きが顕著になってきており、今後増加が期待できる。

【指標63】コミュニティ活動情報を利用したことがある区民の割合は横ばいである。一方、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」へのアクセス数は、平成26年度に大幅に増加し、その後も増加していたが、平成28年度以降は減少に転じている。引き続きリーフレットやチラシの配布、区報へのPR記事の掲載などにより、本サイトの認知度向上及び掲載情報の充実に努めていく。

【指標64】施設の利用率は、改修工事等の影響で年度や施設により増減がある。地区集会所では、地域で介護予防に取り組む場や見守り支援の場として利用されるなど、新たな利用形態も見られるようになった。

【指標65】毎年、各イベント毎に、時代背景を反映した様々な工夫を凝らすことにより、多世代住民の積極的な参加はもろろん、区外住民の参加者数も増加しているが、屋外イベント開催は天候に左右され、特に平成29年度は雨天が多く、参加者数は減少した。また、国際交流ボランティア団体の活動により、国際交流イベントの認知度が高まっており、参加者数も増加の傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が注目されている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、引き続き国際交流イベントを通して、外国人と地域住民が交流しやすい環境を整備していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化②マンションを対象とした自治会設立等支援事業③区、町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業④町会電子マップや活動紹介ページによる地域の見える化事業等を軸として推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会未結成マンションへの設立支援や既存団体の活動支援のためのマニュアル整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向け検討を進める。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催することで、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際交流イベントを実施する。また、交流イベントの開催時にアンケートによる実態調査を実施するなどとして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に多くの外国人が江東区を訪れることが予測されることから、交流イベントを通じ地域において異なる言語・文化を持って生活する人たちを受け入れる環境づくりに取り組む。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・地域コミュニティの強化のため、コミュニティの意義や必要性について分かりやすく区民に周知するとともに、新旧住民の融合に資する効果的な方策を検討する。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織が有効に機能するよう、その目的や役割を明確化し、設立に向けて運営手法の検討を進める。
- ・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、地域内の生活に順応・定着できる仕組みづくりに取り組む。

施策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉推進担当部長(障害者施策課)、教育委員会事務局次長(地域教育課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿
区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、区内スポーツ施設を活用した教室事業などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けた一層のスポーツ振興を図ります。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比べてトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部においてニーズが高まり、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 退職を迎える世代は生涯学習を通じた地域社会との関わりを求めている。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本方針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定した。 江東区では、平成29年3月に「江東区文化プログラム基本指針」を策定した。 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関しての基本理念等が規定された。これに基づき、区では今後のスポーツ振興の道すじを示す「江東区スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定した。なお、令和元年度は計画の最終年度にあたるため、計画の改定に向け策定委員会を設置した。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、ICT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 国の「第三次子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、平成28年3月に「第二次江東区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の充実に努めている。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指し、「東京都人権施策推進指針」を平成27年8月に新たに策定した。 スポーツ都市東京を創造するための羅針盤となる「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設の更なる効率的な活用が求められる。臨海部の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの育成や江東区の文化を発信していく取り組みが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックによる有形・無形のレガシー(遺産)に期待が高まる。 こども・高齢者人口の増加に伴い、健康維持や体力向上など、スポーツに求められるニーズが高まる。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日や開館時間の拡大やICTサービスの拡充により、一層の利便性向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場の拡大や機会の充実を図るために、図書館ボランティア等との更なる連携が必要となる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が契機となり、図書館では関係資料の収集や企画展示等気運醸成のための取り組みが求められる。 今まで以上に、誰もがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
66 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	16.6	16.8	15.6	13.3	17.6		25	文化観光課
67 図書館の利用者数（年間）	千人	2,905	3,191	3,282	3,277	3,289		3,150	江東図書館
68 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,322 (25年度)	5,051	5,103	5,170	5,201		5,250	江東図書館
69 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	11.7	11.5	12.9	10.9	11.3		20	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標68：4,638

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	6,598,638千円	5,787,643千円	7,252,150千円	5,682,654千円
事業費	5,930,284千円	5,198,640千円	6,618,824千円	5,147,286千円
人件費	668,354千円	589,003千円	633,326千円	535,368千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標66】こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした講座を実施するとともに、民間カルチャーセンターにはない、地元商店街等と連携した地域理解講座などを実施することにより、生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合は上向いてきている。引き続き、各年代ごとに幅広く魅力ある講座等を実施するとともに、施設休館の際には、利用者に他の施設を紹介するなど、きめ細かな対応を図っていく。

【指標67】平成29年度は亀戸図書館の改修工事休館があったが、特別整理休館期間の短縮や江東図書館においては10月より月2回の月曜開館を試行実施する等、利用者サービスの向上を図っている。

【指標68】平成27年度に蔵書数を増やして移転新装オープンした豊洲図書館には江東図書館で先行導入した自動貸出機、自動返却機、自動予約受取コーナーを設置した。平成28年度にはインターネット予約をスマートフォン対応とする等利用者の利便性向上とサービスアップを図ったことにより、図書館資料の貸出数は平成26年度以降増加している。

【指標69】学習した成果など、区民の知識・経験を活かすため、区民自らが講師となる区民企画講座や区民協働講座などを実施しているが、生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合はほぼ横ばいとなっている。東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、語学講座や地域理解講座を修了した受講生がボランティアとして活躍できるよう事業展開していく。引き続き講座等の内容を充実させるとともに、成果を発表できる場を確保していく。

(2) 施策における現状と課題

◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総合的な文化振興に係る基本方針の策定について、今後検討する必要がある。また、民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。◆江東区スポーツ推進計画に掲げるスポーツ実施率（目標値概ね65%）向上の取り組みが必要である。◆スポーツ推進計画では『「元気な未来へ」Sports Garden 江東!』をキャッチフレーズとし、区のスポーツ振興を図っていく。具体的な展開としては、東京2020オリンピック・パラリンピックの中心地としてのムーブメントの推進、水辺を活かしたスポーツ振興に取り組むほか、ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携による地域活力の向上、場の確保等を通じて、江東区スポーツ推進計画の実現を図る必要がある。◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。◆おはなし会（読み聞かせ等）の実施、対面朗読サービスや音訳資料製作といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、ボランティア等の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、多くの外国人等来訪者を受け入れる開催地として、生活習慣・文化・価値観などの多様性を尊重する社会を築いていくことが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆平成29年3月に策定した「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、積極的に各種事業に区民が参加できる機会を増やす。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設確保に加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の参加機運が高まっていることから、先駆的な取り組みとして進めている「英語ボランティアガイド養成講座」や「おもてなし英会話」など、ボランティアの育成、語学講座の拡充を図る。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにもつなげていく仕組みとして、リバーガイドや観光ガイド養成講座などを実施しているが、今後、退職後の世代の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆スポーツ実施率向上では、こどもや高齢者、子育て世代等幅広い層に対する事業展開を実施するほか、パラカヌー（障害者カヌー）振興や普及啓発事業の実施により障害者スポーツの振興に取り組む。◆平成27年3月に策定したスポーツ推進計画の実現に向け「江東区スポーツ推進連絡会」の開催等を通じて、スポーツ施設指定管理者や体育協会、スポーツ推進委員など様々な主体の役割分担のもと、効率的な事業展開を行うとともに、令和元年度は現行計画の最終年度に当たるため、計画の改定に向けた策定委員会を設置し、東京2020オリンピック・パラリンピック開催後を見据えた新たなスポーツ推進計画を策定する。◆豊かな水辺など本区の特徴を生かしたスポーツ振興を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境整備を行っていく。◆令和2年度に終了する「第二次江東区こども読書活動推進計画」については、図書館ボランティアや学校・子育て関連施設との更なる連携を図りながら、計画の着実な実行に向け事業を推進するとともに、第三次計画策定に向けた業務を計画的に進めていく。

◆利用者の利便性向上や効率的な図書館運営を図るため、令和元年度には、図書館システムのバージョンアップ、図書館ホームページのリニューアル、予約棚システムの新設や拡充を行う。また、自動貸出機・返却機の本館導入が完了する。今後も施設計画、窓口サービス、ICTシステムを有機的に連携したサービス強化を図り、地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関連し、各種競技種目や障害者スポーツ、オリンピックやパラリンピアン等、国際理解に向けた広い視点での資料収集に努めていくとともに、大会終了後も引き続き資料の収集・保管、企画展示等に取り組む。◆令和元年度から指定管理者制度を導入した豊洲、古石場、亀戸、砂町図書館、並びに平成29年10月から月2回の月曜開館を試行実施していた江東図書館、加えて深川図書館については令和元年度から月曜開館と開館時間延長を実施した。令和2年度から指定管理者制度導入予定の東陽、東雲、城東、東大島図書館についても、指定管理者制度導入を契機に月曜開館及び開館時間延長を実施する予定である。今後、江東、深川図書館及び各指定管理者間の連携と協力、指定管理者への適切な指導・評価等により、さらなる利用者の利便性向上とサービスの充実を図っていく。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の知識と理解を深めるために、人権学習講座において、外国人等の人権課題を取り上げる。

◆生涯学習やスポーツ振興について利用実態やニーズを分析し、幅広いニーズに対応した事業を推進する。特に、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民ニーズを把握し、参加を促す施策や情報発信力を強化する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・生涯学習への支援について、区民が主体的に学習、習得した成果を地域に活かす仕組みづくりを検討する。
- ・図書館利用者のニーズを的確に捉え、地域情報拠点としての図書館機能の強化や、特色あるサービス展開を検討する。
- ・スポーツ推進計画に基づき、スポーツを支える各主体との役割を明確にしたうえで、庁内はじめ各関係機関とのより一層の連携強化に取り組み、有機的・効果的な事業展開に努める。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、区民の誰もが様々なスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ実施率の向上に努める。一方、こうとうこどもスポーツデーなど、単発のスポーツイベントについては、費用対効果を含め、今後のあり方を検討する。

施策 19 男女共同参画社会の実現	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p><法改正・規制緩和></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 平成26年4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決:妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。 平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定 平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン(第6次江東区男女共同参画行動計画)」策定 平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行 平成31年4月 「働き方改革関連法案」が順次施行 <p><「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成26年度)より></p> <ul style="list-style-type: none"> 男女の地位の平等感について前回調査(平成21年)と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 例えば「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実には「仕事優先」が約3割となっている。 <p><社会状況等></p> <ul style="list-style-type: none"> 性的少数者(LGBT)の人権が社会的な関心事となってきた。 	<p>今後5年間の予測(このままだとどうなるか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。 子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実が求められる。 女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。 就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。 区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。 子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。 女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。 男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 性的少数者であることを理由した差別や偏見を解消するため区としての具体的な取り組みが求められる。 次期計画では男女共同参画のみならず、性別、価値観、ライフスタイルなどの多様性を受け入れるダイバーシティを取り入れた計画が考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
70 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	13.6	15.7	16.1	16.8	16.8		40	男女共同 参画推進 センター
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5	30.4	29.8		40	男女共同 参画推進 センター
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を 過ごしていると思ふ区民の割合	%	27.4	28.3	29.0	29.9	28.1		38	男女共同 参画推進 センター
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732	4,411	5,775		—	男女共同 参画推進 センター
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5	41.1	40.5		70	男女共同 参画推進 センター

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標71：33.3 指標73：3,667

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	246,752千円	219,763千円	238,428千円	265,670千円
事業費	161,817千円	144,946千円	163,397千円	191,362千円
人件費	84,935千円	74,817千円	75,031千円	74,308千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思ふ区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向である。区として施策の一層の充実（区民・事業者への意識啓発など）を図っていく必要がある。また、区（行政）が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は29.8%となり3割を切る厳しい状況になっている。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っているが、職務指定について設置規定の見直しや団体に推薦を依頼する際、女性の適任者が推薦されるよう協力を求めるなど具体的で実効性のある取り組みを推進していくことが必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合は、未だ3割に満たない状況にある。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区民の意識啓発を図りつつ区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、社会的な関心の高まりにより今後も増加していくと考えられる。また、相談先を知らないまま悩みを抱えている方々も多いと思われ、そうした潜在的需要の掘り起こしも必要なため、相談件数の増には肯定的な側面がある。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。啓発カードや広報紙、区のホームページなどでホットライン（電話相談）の周知に努めている。しかし、被害当事者や関心のある方でないと普通の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「パルカート」を発行し、全戸配布を行っているが、その認知度は「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が22.4%、「言葉も内容も知っている」が4.6%である（26年度「意識実態調査」）。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを開講し、修生は審議会の委員として活躍するほか、ステップアップ支援セミナーで自主企画の講座などを開講して地域活動に結びつけているが、まだ十分とは言えず、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。性暴力被害者の支援は平成28年度より実施している。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応してきている。男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている（26年度「意識実態調査」）◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やパルカレッジ修了生等の意見聴取などを行い、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図るとともに、区民まつりをはじめとする区が実施するイベント等あらゆる機会を捉え区民に直接配布していく。また、広報誌の内容を題材にした講座の実施を検討していく。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体に参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動に参加できるようにしていく。◆平成30年度に相談業務を委託し、人員体制の強化、相談時間の拡充を行うことにより、配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させた。今後は各関係所管・警察署等との円滑な連携を図れるようコーディネート機能の強化が求められる。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区民・区内事業所等へ他課と協力し、広報紙やホームページ、各種講座を開催し、啓発を進めていく。◆第6次男女共同参画行動計画（平成28～令和2年度）とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆令和元年度に実施する性的少数者当事者に対する意識実態調査においてニーズを的確に把握した上で必要な施策を検討していく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・男女共同参画意識の向上やワーク・ライフ・バランスの推進について、関係機関との役割分担を明確にした上で、効果的に推進していく。
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、早期から多様性を認め合う教育を進める。
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、インターネット等あらゆる媒体の活用により、暴力を容認しない意識形成の啓発に取り組む。また、DV相談窓口の認知度向上に引き続き努める。
- ・性的少数者や外国人を対象とする問題など、今後複雑化・多様化する人権課題について、区民ニーズを踏まえた適切な支援等を実施するとともに、その取り組みを区民に周知する。

施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿
区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 地域のつながりや世代間の交流が薄れ、住民同士で地域の歴史や伝統文化を伝え合う機会は減少しているが、一方でシニア層を中心に改めて自分が住んでいる地域の歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。 ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や文化芸術活動などに参加したいという要望が高まっている。 質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。今後は、こうした歴史文化資産の公開の機会を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。 区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
75	文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0	42.1	38.4		50	文化観光課
76	この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3	54.3	54.4		65	文化観光課
77	芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 (25年度)	63,044	65,508	65,512	65,610		66,000	文化観光課
78	街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75	75	70		80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標77:62,296

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	717,469千円	644,462千円	761,338千円	784,372千円	
事業費	690,044千円	620,234千円	730,871千円	743,692千円	
人件費	27,425千円	24,228千円	30,467千円	40,680千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標75】流入人口の増により本区の文化財や伝統文化を知らない住民が増えていると推測されるが、今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民俗芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域イベントと連携し弾力的に施設運営を行うとともに効果的なPR方法を工夫するなどにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。

【指標76】一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っているが、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は横ばいである。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。

【指標77】成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。

【指標78】区内各所のイベントに、認定した街かどアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成30年度に認定を受けたアーティストの登録団体数はほぼ横ばい状況である。

(2) 施策における現状と課題

◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成30年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,061件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題である。そのため、民俗芸能・伝統工芸を広く区民に披露する機会を充実させ、まず広く区民に知ってもらう必要がある。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどの地域住民と協働し文化財保護に取り組むことで、文化財の大切さを広く区民にPRするとともに、地域の声に耳を傾けながら文化財保護に取り組んでいる。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称される「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い芸術文化を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民が民俗芸能等を体感できるような公開の場を新たに創出し、本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、令和2年度「奥の細道」サミット総会開催や「奥の細道」日本遺産登録、「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問シアトリーチ・コンサートなど次世代育成事業を拡充する。また、福祉施設に出向いてのシアトリーチ・コンサートを実施し、芸術文化の社会包摂プログラムを推進する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他自治体にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「真夏のレクイエムこうとう」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。

◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールをはじめとする、特色ある文化施設を活かし、区民が芸術文化活動の成果を発表する場を提供することなどにより、地域に根ざした文化を創造していく。

◆東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。また、平成29年3月に策定した「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、魅力あふれる江東区の文化芸術活動を広く区内外に向けて発信する。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・各取り組みに対する区民ニーズを的確に捉え、取り組みの意義や、区民メリットの一層のPRに努めるとともに、区民自ら伝統・文化を学び次世代に継承していく仕組みづくりを検討する。
- ・観光事業やスポーツ事業など、他分野の施策と連携を図り、効果的な取り組みに努める。
- ・個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、更なる効率性・採算性の向上策を検討する。

施策 21	地域資源を活用した観光振興	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み

①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光拠点施設等の整備や交通利便性の向上及び観光バリアフリー化の推進に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・観光関連団体などとの連携により、新たな観光メニューづくりやシティプロモーションなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月)では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すこととしていたが、平成27年の訪日外国人旅行者数が1,974万人に達し、平成28年3月には「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において2020年の訪日外国人旅行者数の目標を年間4,000万人とすることを決定した。観光を巡る環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、都で平成30年2月に策定された「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018」や「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)においても観光振興に対する取り組みの強化が謳われている。 区においても、平成23年3月に策定した「江東区観光推進プラン」を見直し、観光を取り巻く社会情勢の変化等を反映させた「江東区観光推進プラン(後期)」を平成28年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物が建設され、本区への観光客の増加が見込まれる。 2020オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められている。また、内外に向けた効果的な観光情報の発信とPRが求められている。 平成30年3月に「江東区観光推進体制強化検討会」において、一般社団法人江東区観光協会の体制強化(組織及び情報発信の一元化)に向けた方針が明示された。 平成30年10月に豊洲市場が開場した。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済の更なる活性化が求められる。 観光資源の効果的な活用と、国内外に対する積極的なPRが求められる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められる。 臨海部開発の進捗により、今まで以上に臨海部と内陸部との観光資源を結んだ周遊性と東京スカイツリー等からの観光客の区内への誘客が求められる。 区内外に向けた情報発信として、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。 都や中央区などの東京湾隣接区では、観光資源としてだけでなく交通戦略の一環として水辺空間の活用、舟運の活性化、新規航路の設定の検討が進み、運航されていく。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催後も、施設の利用や周辺地域の開発など江東区に訪れる人の増加が見込まれる。 豊洲市場の千客万来施設が令和4年12月に完成する予定であり、豊洲市場周辺の賑わいが増すことが予測される。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

区内のオリンピック競技施設等に関する情報は、観光情報として、内外の観光事業者やメディア関係者から区の発信が求められることが予想されるが、エンブレム・デザイン同様、IOC及びJOCの情報管理により、区独自の観光情報の一部として発信することには厳格な規制がかかることが懸念される。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
79	魅力的な観光資源があると思う区民の割合	%	71.6	73.8	71.5	72.2	73.2		75	文化観光課
80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	千人	1,442 (25年度)	1,988	1,592	1,593	1,642		2,000	文化観光課
81	観光情報ホームページへのアクセス件数	件	96,472 (25年度)	242,519	295,409	337,809	307,688		300,000	文化観光課
82	観光ガイドの案内者数	人	3,686 (25年度)	5,268	4,681	5,677	4,988		6,000	文化観光課
83	地域や他の観光関係団体等と連携して展開した事業数	件	34 (25年度)	42	51	54	59		50	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標80：2,161 指標81：252,808 指標82：3,547 指標83：43

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	230,199千円	205,475千円	228,685千円	289,943千円
事業費	168,546千円	151,296千円	176,922千円	238,056千円
人件費	61,653千円	54,179千円	51,763千円	51,887千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標79】平成28年度から平成29年度は微増しており、今後も、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様で魅力のある観光資源を、区内外に向け情報発信していく。

【指標80】平成30年度は、芭蕉記念館や深川江戸資料館の入館者数が減少したものの、他の施設の来館者数増により、全体では平成29年度に比べて増加している。来場者の増に向けては、新規の来館者と同様にリピーターの確保も重要であり、各施設とも、常設展示のほかイベントや企画展などにより来場者の確保に取り組んでいる。なお、大規模改修工事のため平成28年5月から休館していた東京都現代美術館は、平成31年3月29日にリニューアルオープンした。

【指標81】ホームページへのアクセス件数は、平成25年度に江東区観光協会のホームページが開設されたことにより大幅に増加した。平成30年度は、開設以来初めて前年を下回ったものの目標値は上回っている。今後も江東区観光協会ならではの魅力的な情報発信を行い、目標値の達成に向けて取り組んでいく。

【指標82】観光ガイドの案内者数は、平成30年度は平成29年度に対して約700名減である。これは、江東区観光協会が実施するまちあるきガイドサービスの内容が、平成26年度に区文化観光課より移管されて以来あまり変更が無いことから、江東区の魅力を十分に伝えられていないことが要因と考えられる。今後も、より一層マスメディア等も活用して、情報発信を強化することで、ガイドツアーの周知を図り、集客に結び付けていく。観光ガイドについては、区民団体との協働事業であり、観光ガイドの養成は区及び文化コミュニティ財団が行っており、それぞれの役割のもと観光ガイド事業の充実に取り組んでいる。

【指標83】平成30年度は目標値を上回っており、今後も、区と江東区観光協会はそれぞれの役割のもと、各関連団体と連携して事業に取り組んでいく。

(2) 施策における現状と課題

◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められている。◆東京スカイツリーなど、全国からの観光客に対し本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより地域経済の活性化を図るとともに、区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会については、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、更なる観光推進の充実が求められている。◆観光キャラクターを利用したマスメディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取り組みとなっているか、その効果測定が求められる。◆東京都主導による東京湾岸における舟運事業の活性化が進められており、都内随一の水辺空間を誇る本区として、水辺の活用、舟運航路の事業化可能性について主体的に具体的なビジョンを描き、発信していく必要がある。◆江東区観光協会が実施しているまちあるきガイドサービスのコース等を見直す必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を活かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆水辺の活用、舟運航路の事業化可能性については、河川管理等行政の関係機関、舟運事業者、水辺利用関係NPOなど多様な関係者間の協働により、実現性継続性のあるビジョンを検討する。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとはいえない。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入・定住の志向が高まることも期待される。◆豊洲市場や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。◆東京スカイツリーや浅草など東京東部の下町エリアへの関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・江東区観光推進プランに基づき、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、情報発信の強化、観光人材の育成、外国人対応の強化等、観光推進の基盤を強化するとともに、その成果を検証し戦略的に事業を展開する。
- ・区と江東区観光協会の役割分担を明確にし、さらなる観光振興に資するべく、区民や多様な関係機関も含めた連携強化を図り機能的に事業を実施する。
- ・区民ニーズを捉え、区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

施策 22 健康づくりの推進	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿
区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①健康教育、健康相談等の充実	健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検(健)診データを活用し、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画(第三次)に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区民健康意識調査(29年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は84%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は94%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがわかる。 ・28年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体へがん教育の推進を新たに求めること等が追加された。 ・29年10月に第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、がん検診の目標値の引き上げや、緩和ケア・就労支援等の「がんとの共生」が目標とされた。また、都のがん対策推進計画(第二次改定)(30年4月)では、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」が示された。 ・国は、28年3月に第3次食育推進計画を策定し、食体験や共食の機会を充実させることが重要とし、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指している。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、望まない受動喫煙を避けられる環境整備を進めるため、30年7月改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が公布された。 ・19年6月に自殺対策基本法が制定された後、国・都・区が総合的に自殺対策基本法に基づく自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・28年3月に自殺対策基本法が改正され、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられた。 ・精神疾患の患者の増加により、精神保健相談の内容が多岐にわたってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診の受診勧奨等の意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画」に掲げられたがん検診の目標受診率50%(精密検査受診率は90%)を達成するためには、一層の意識啓発が必要となる。 ・食に関する情報がますます氾濫し、伝達手段も多様化する中、正しい知識を選択することが困難になってくる。適切な情報を区民に届け、個人の行動変容につなげるためには、食品の販売や食事の提供に関わる事業者等への働きかけも必要になってくる。 ・改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の主旨が浸透し、飲食店等での受動喫煙の減少が期待される一方、屋外での喫煙対策の要望が高まる。 ・自殺対策のさまざまな取り組みにより、区民の自殺率の低下が期待される。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、本人のみでなく周囲の気づきやストレス対処法などによるこころの健康づくりが重要になってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
84 自分は健康だと思える区民の割合	%	69.4	71.1	73.0	72.0	72.2		75	保健予防課
85 運動習慣のある区民の割合	%	49.1	48.9	52.0	51.1	52.6		55	健康推進課
86 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	20.8	22.8	23.7	22.6	20.5		15	保健予防課
87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	80.5	81.0	83.2	85.5	84.6		85	健康推進課
88 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	%	45.3 (25年度)	62.7	78.1	80.8	81.4		80	健康推進課
89 バランスの良い食生活を実践している区民の割合	%	62.0	61.4	60.2	64.5	64.3		78	健康推進課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したものと

【参考】26年度の指標値 指標88：60.7%

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	3,490,369千円	3,043,482千円	3,482,815千円	3,598,842千円
事業費	2,984,629千円	2,599,202千円	2,975,431千円	3,102,051千円
人件費	505,740千円	444,280千円	507,384千円	496,791千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。

【指標84】自分は健康だと思える区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行っているが、横ばい傾向である。今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標85】運動習慣のある区民の割合は、総合的な健康づくり・体力づくり事業を健康センター等で実施しているが、ほぼ横ばい傾向であった。区民の自発的な運動習慣を促進するため、29年度に「江東区ウォーキングマップ」を作成した。

【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、うつ予防、心の健康の重要性の普及・啓発に取り組んでいるところであるが、横ばい傾向であり、今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、健康づくりへの意識啓発に努めるとともに、未受診者へ個別に受診勧奨を行う取り組みにより、高水準を保っている。引続き受診割合の向上に取り組んでいく。

【指標88】8020を目指している区民の割合は、歯と口の健康週間事業や8020表彰などに取り組んできた結果、目標を達成したが、引続き積極的な取り組みを行っていく。

【指標89】バランスの良い食生活を実践している区民の割合は、食と健康展や地域で開催する食育応援講座などを実施したが、横ばいであった。今後も積極的な取り組みが必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応するとともに、各種検（健）診データを活用した課題の分析とその結果の施策への反映によって、自助・共助・公助による健康づくりの推進などの施策の展開を図る必要がある。◆全がんの75歳未満年齢調整死亡率（*）が23区内で男性4位、女性8位（平成28年）と高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が一生の間に一度はがんにかかる時代であることから、区民一人ひとりががんに関する正しい知識を身につけ、がん向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検（健）診の同時受診の機会増、個別通知の統一化及び検診会場の拡大等、具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆8020達成者が増える中、70歳以上の高齢者の歯周病の問題が顕在化している。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層及び30歳代の女性にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆若い世代の朝食の欠食率が高くなっている。◆栄養成分表示を健康づくりに活用する人を増やすための啓発が必要である。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康の重要性の普及・啓発に積極的に取り組む等、総合的な精神保健対策の更なる継続が求められている。

*75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価できるよう年齢構成を調整して算出した死亡率

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区健康増進計画・がん対策推進計画・食育推進計画について、現計画の最終評価及び29年度の区民健康意識調査の結果等を踏まえ、がん対策推進計画及び食育推進計画を内包した、健康増進計画(第二次)を30年度に策定した。(計画期間：平成31年度～令和5年度)。新計画は健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指し、関係団体・区民とともにライフステージに応じた健康づくりを進めることとしている。◆健康づくり事業に関連し、健康維持や生活習慣病予防などに効果的である運動の実践・啓発を、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策についても新計画に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん検診推進事業を引き続き行う。◆検(健)診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、受診に関する利便性の向上をめざし、更に検(健)診の充実を図っていく。◆科学的根拠に基づく検診の実施を推進するため、事業評価のためのチェックリスト等を活用し、検診の質の向上を目指す。◆今後も8020表彰など8020運動の普及・啓発に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上に対応すべく、歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策を展開する。◆食育では、これまでの実践を中心とした各ライフステージごとの取組に、「食べ物の循環」にも目を向けた施策を展開し、実践の環を広げる取組を推進する。◆産後ママの栄養相談として、4か月児健診の際に「母親栄養相談(アンケート)」を個別に実施し、具体的な食事のアドバイスを行っている。実施率は約96%と高く、今後も内容を充実させて、継続する。◆食品表示法(27年)施行による加工食品の栄養成分表示の義務化(令和2年)に伴い、健康づくりに役立つ健康食品等の商品選択の消費者教育や事業者への啓発・相談を行う。◆こころの健康に関する講演会などの啓発活動及び相談支援体制の充実を図る。◆令和元年度に江東区自殺対策計画を策定し、計画に基づく取組を推進していく。◆受動喫煙の健康被害については、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例の区民・事業者等への更なる周知と適切な運用を促進しつつ、喫煙率の減少に向けた施策を実施する。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・区民が主体的に生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組めるように、がん対策や食育の推進、運動・スポーツ習慣を含めた健康づくりの普及啓発や相談支援体制を整備する。
- ・こころの健康づくりに関する取組を充実し、総合的な精神保健対策を継続していく。
- ・各種がん検診及び健康診査の普及啓発を推進し、受診率向上に努め、区民が自らの健康状態を定期的に把握できるような機会を提供する。

施策 23	感染症対策と生活環境衛生の確保	主管部長(課)	健康部長(保健予防課)
		関係部長(課)	健康部長(健康推進課、生活衛生課)

1 施策が目指す江東区の姿
区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・ 西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染、ジカ熱等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・ 社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、企業での風しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・ 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・ 平成27年3月、世界保健機関により、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。その後は、海外からの帰国者等を発端とした麻しんが発生している。 ・ 平成28年10月より乳幼児を対象とするB型肝炎ワクチンが法定化される等、近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・ 感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・ 犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・ 薬事関係施設に関し、都から事務移管が行われている。 ・ 最近5年間で、外国人観光客数は、2倍以上に増加している。 ・ 食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・ 食品を取り扱う大規模イベントが増加している。 ・ 食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・ 食品の異物混入事件が数多く報道された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、未知の感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・ 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。 ・ 令和2年の青海の客船ターミナル開業による、外国からの多数の大型客船の入港や、東京2020オリンピック・パラリンピック開催などにより、海外からの感染症の流入の危険性の増大が想定され、感染症対策の強化充実が必要となる。 ・ 外国人や高齢者の結核発症の増加が想定される。 ・ 今後も定期化される予防接種の種類が増加される。 ・ 蚊など衛生害虫等によって、感染症が新たに起きる可能性がある。 ・ 近年、狂犬病の国内発生がないことから、予防注射の必要性が理解されず接種率が低下する恐れがある。 ・ 制度の見直しにより、医薬品の販売方法や施設運営への対応が求められる。 ・ 簡易宿所等、外国人観光客が利用する宿泊施設の相談・申請が増える。法令の改正による新たな施設も増える。 ・ 南部地域の発展に伴い、食品関係・環境衛生営業施設がさらに増加する。 ・ 短期間に営業するイベントへの食品衛生対策強化の必要性が増す。 ・ カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・ HACCPによる食品管理の義務化等規制が強化されるので、各営業者へ衛生管理手法等について啓発する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
90	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	64.9	63.7	60.7	68.7	70.8		80	保健予防課
91	予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	95.8 (25年度)	96.7	97.8	97.3			98	保健予防課
92	結核罹患率（人口10万人当たり）	人	20.5 (24年)	18.2 (27年)	17.3 (28年)	20.0 (29年)			15	保健予防課
93	環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率	%	4.4 (25年度)	2.3	2.6	3.2	2.1		4	生活衛生課
94	食品検査における指導基準等不適合率	%	3.5 (25年度)	2.8	2.4	3.0	2.1		3.5	生活衛生課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標91：100 指標92：16.6 指標93：3.1 指標94：3.6

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	2,523,207千円	2,256,124千円	2,501,396千円	2,872,486千円
事業費	1,992,016千円	1,789,434千円	1,960,819千円	2,266,085千円
人件費	531,191千円	466,690千円	540,577千円	606,401千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右される。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には数値上は100%となったが、予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないため、未接種者が存在する。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっている。

【指標92】結核罹患率については横ばいで推移しており、その発生と蔓延の防止に努めている。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は、検査の時期等により不適合件数が異なり、目標値を下回っているものの、変動がある。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、検査件数により異なるが、目標値を下回って変動している。

(2) 施策における現状と課題

◆デング熱・ジカ熱等の海外からの新たな感染症の国内発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染症予防に関する知識、及び各々の疾患に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆臨海部では、数多くのイベントが催され大勢の来場者がある中、食中毒の発生が危惧され、また食品への異物混入等に関する報道が増え、区民の「食の安全・安心」への関心は高い。◆営業者への適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症の発生時は速やかな対応ができるよう平時から万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

・感染症等の区内における発生等の情報を的確に把握し高齢者や障害者、外国人を含む全ての区民に速やかに情報提供できる基準と仕組みづくりを検討するとともに、感染症予防策に関する知識の普及啓発に引き続き取り組む。

・新型インフルエンザ等、未知の感染症による健康危機に対応するため、関係機関との連携を十分に行い、発生時の対応をより確実にするとともに、区民への適切な周知や対応訓練を実施する。

・豊洲市場を始めとする臨海部の食品営業施設について都との連携を図りながら、立ち入りによる監視指導を徹底し、食の安全を確保する。

・東京2020オリンピック・パラリンピック開催や観光振興に伴う外国人旅行者の増加に対し、感染症予防策の徹底や宿泊施設等、生活環境衛生の確保に取り組む。

施策 24 保健・医療施策の充実	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(こども家庭支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められ、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。 平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため、都道府県は地域医療構想を策定することとなり、東京都は平成28年7月に策定した。また、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』の実現に向け、第7次東京都保健医療計画が平成30年3月に策定された。 区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。 東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に、東京都は災害医療体制の見直しを行った。 平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性とこどもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療・周産期医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 南部地域の急速な開発等に伴い出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。 平成28年度から、厚生労働省の告示に基づき妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。 平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。 平成28年度に母子保健法が改正され、母子保健施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することが明記された。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。 昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供されており、ハイリスク妊婦やNICUからの円滑な退院支援に係る地域医療連携の必要性などのニーズが高まる。 江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移することから、周産期医療や小児医療のニーズが高まる。 孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。 発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
95	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8	76.1	76.7		75	健康推進課
96	乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4	96.4	96.2		98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度度予算	2年度予算
トータルコスト	1,595,160千円	1,385,098千円	1,615,830千円	1,639,324千円
事業費	1,026,081千円	884,991千円	1,044,764千円	1,047,022千円
人件費	569,079千円	500,107千円	571,066千円	592,302千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、増加傾向にあり、目標に達した。区内の動向では、平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は、26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院、29年8月地域医療支援病院に指定され、平成29年に大規模リハビリテーション専門病院が区内で開院した。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は横ばいで、医療機関での個別受診、外国籍や転入者の影響により期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすいとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び市内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関しては、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口へ寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で事例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めていく。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆妊婦への面接及び産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果と母子保健システムの効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策として「発達障害児対応研修会」を医療機関関係者や保育士・幼稚園教諭等を対象に実施してきたが、平成29年度より発達障害児の保護者に研修会の対象を変更し、より個別に即した支援を推進していく。

7 二次評価《区の最終評価》

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。

・在宅医療に関するニーズに応えるため、かかりつけ医を普及し、医療機関及び介護事業者等との在宅医療・介護連携体制の構築に努める。

・妊娠期から、産前産後、出産、子育て等に関する不安や疑問について、外国人住民なども含め、いつでも誰でもが相談し支援を受けることができる体制を確立し、子育て家庭の不安軽減を図る。

・妊婦や乳幼児が適切な時期に必要な健康診査や相談を受けられるよう受診勧奨を徹底し、発達の遅れや疾病・障害等の早期発見、虐待等の子育て家庭の課題の把握に努める。

施策 25 総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
	関係部長(課)	福祉部長(長寿応援課、地域ケア推進課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者施策課、障害者支援課)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした長寿サポートセンター（地域包括支援センター）や障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者地域包括ケア計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。 平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化)や、新しい総合事業の円滑な運営及びサービス提供者の拡充などきめ細かい対応が必要となっている。また、特別養護老人ホームの新規入所者が平成27年4月より原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりが求められている。 平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、介護保険法等31本の法律が改正された。 介護保険制度の改正に伴い、平成27年8月より一定以上の所得のある者の利用者負担を2割に、さらに平成30年8月より、特に高額所得者層の利用者負担が3割に引き上げられた。 介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成26年3月末と31年3月末で比べると、それぞれ1.3倍、1.3倍、1.1倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。 平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、平成25年4月には、対象を難病患者等に拡大したほか、制度の谷間のない支援の提供等を目的として、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正施行された。また、法施行後3年を目途とした見直しが行われ、新たな福祉サービス等が創設された。 平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。平成26年1月には障害者権利条約が批准された。 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指し、2020年代初頭の全国展開を目指す国の改革工程に沿って地域づくりが進められていく。 平成31年10月からの消費税率10%への引上げ分を原資として、第1～第3段階の介護保険料の軽減措置が講じられる。 新たなサービスの創設など、支援の充実を図る制度改正に対して柔軟な対応が求められる。 障害者差別解消法については、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けたさらなる取り組みが必要となるとともに、障害者の権利擁護促進が求められる。 障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 ・平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始した。 	

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46	46.1	46.6	44.7	43.2		60	地域ケア推進課
98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)	83.9	83.5	82.9	82.4		—	介護保険課
99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)	68.1	68.0	67.8	68.6		—	介護保険課
100 入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)	2,588	2,716	2,716	2,734		2,811	長寿応援課
101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)	85.3	74.0	79.6	72.5		100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標98：84.2、指標99：67.3、指標100：2,588、指標101：78.3

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	50,989,841千円	46,945,053千円	53,370,656千円	55,860,120千円
事業費	50,013,624千円	46,087,688千円	52,388,191千円	54,829,951千円
人件費	976,217千円	857,365千円	982,465千円	1,030,169千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価〈主管部長による評価〉

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標97】保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合は、ほぼ横ばいである。平成30年4月に冬木長寿サポートセンターをより多くの高齢者が訪れる深川ふれあいセンター内へ移転し、主に地域の高齢者に対してセンターの周知向上を図った。また、各長寿サポートセンターにおいても、独自の地域活動やPRにより、認知度の向上に取り組んでいる。

【指標98】高齢者人口の増加に伴い、加齢による要支援・要介護状態になる割合も増加傾向にあるため、指標値は微減状況が続いている。

【指標99】要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合は7割に満たない値で推移している。地域包括ケアシステムの構築・介護サービスの多様化により、今後も在宅サービス利用者の割合は増加していくものと予想される。

【指標100】認知症高齢者グループホームの整備により、入所・居住型の介護施設の定員数は18名増加した。

【指標101】認知症高齢者グループホームにおいて、実施回数緩和適用を受けた施設が3施設あったほか、共同生活援助事業所について受審費用の助成方法を見直したことにより、30年度の受審率は前年度から7.1ポイント減少した。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、区内に15か所整備が完了し、引き続き整備を進めていく方針である。平成31年3月末現在、入所待機者数は1,285人となっており、そのうち要介護3以上の人数は1,092人となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成30年度に1か所竣工し、19か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆平成29年4月から長寿サポートセンターを区内21ヶ所に拡充し、体制変更に伴う積極的なPRをおこなったが、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要がある。◆平成25年度から地域ケア会議を、平成28年度から区民・医療・介護・福祉等の関係者による地域包括ケア全体会議を開催している。地域ケア会議では、抽出した地域課題を具体的な取り組みへ結びつけていくことが課題となっている。地域包括ケア全体会議では、「江東区版地域包括ケアシステム」の実現に向けて、多職種での連携体制の構築を強化する必要がある。◆介護予防事業については、平成28年度から認定者を除く高齢者全員を対象に介護予防対象者把握・啓発のための「いきいきセブンチェック」を作成したが、十分に活用されていないため、引き続き認知度向上に取り組んでいく必要がある。◆障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象が難病患者等にも拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を奨励し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームが平成28年11月に開設したが、引き続き、新規の施設整備計画の具体化に努めていく。◆認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き事業者参入を促す。◆介護保険制度の改正で、長寿サポートセンターに期待される役割が高まっているため、長寿サポートセンターの相談支援体制強化を図っていく。◆地域ケア会議については、引き続き地域課題の把握に努め、地域包括ケア全体会議を通じた具体的な施策提言につなげるようにする。◆総合事業については、事業対象の高齢者に、有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで自立意欲の向上を図り、地域で支援を必要とする他の高齢者の支え手となるよう、効果的な事業実施に取り組んでいく。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。◆障害の重度化及び障害者や介護者の高齢化、親亡き後を見据えて、相談支援体制の強化、地域生活支援型入所施設整備など、障害者が安心して生活できるよう地域全体で支える地域生活支援拠点等を構築する必要がある。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・地域共生社会の実現に向けて、地域の包括的な支援体制の構築を推進する。
- ・各種福祉サービスについて区民ニーズの把握に努め、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、自助・共助促進のための仕組み、仕掛けづくりに取り組む。
- ・各種施設整備について、利用者のニーズを踏まえ、公有地も活用しながら、計画的に整備を推進する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、法的に受審義務のない事業者への受審促進に取り組み、施設全体のサービスの質の向上を図る。
- ・各種法改正等の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。

施策 26 地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(長寿応援課)
	関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者施策課、障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 ・すべての自治体が、平成29年度までに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した。 ・改正個人情報保護法が平成29年5月に施行され、5,000件以下の個人情報を取り扱う地域の見守り団体等も法の適用を受けることとなった。 ・事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 ・高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 ・障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 ・将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 ・力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」が39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が38.4%と上位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 ・今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていくなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正により「新しい総合事業」が創設されたことから、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 ・生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
102	生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5	68.2	69.4	65.6	64.7		75	長寿応援課
103	福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (25年度)	6,873	6,259	6,133	5,971		8,134	長寿応援課
104	地域の中で家族や親族以外に相談し あったり、世話しあう人がいる区民の 割合	%	29.8	27.8	27.4	27.8	27.1		40	長寿応援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標103：6,978

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	1,427,520千円	1,365,388千円	1,433,400千円	1,543,640千円
事業費	1,216,649千円	1,179,174千円	1,253,514千円	1,341,915千円
人件費	210,871千円	186,214千円	179,886千円	201,725千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標102】生きがいを感じている高齢者の割合が微減となっているため、より多くの高齢者が積極的に地域行事や社会貢献活動等に参加できるよう、継続的に支援していく。

【指標103】ボランティアの登録者数は減少しているが、ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋げていく。

【指標104】地域とのつながりが希薄化している社会背景もあり数値が減少しているが、地域主体の高齢者見守り事業等を支援することにより、高齢者の社会的孤立を防ぐ。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、福祉会館・ふれあいセンターを、単なる居場所づくりだけでなく、介護予防活動や自主活動支援の地域拠点としていく。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延271名おり、一定の効果が出ている。平成29年度より介護事業所等就労準備金助成事業を開始した。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成30年度は15講座延635名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活をするためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年度から福祉会館に指定管理者制度を導入した。令和元年度以降も民間事業者の創意を生かした施設運営を目指し導入の検討を継続する。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は、地域密着型の面接会として、関係団体（東京都福祉人材センター、江東区社会福祉協議会、ハローワーク木場）と連携して実施していく。また、介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、平成25年度より「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始した。また、見守り協定を締結するなど、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。

7 二次評価《区の最終評価》

・ニーズに応じて、高齢者が就労や地域福祉の担い手として活躍できる体制の構築を図り、その機会の提供に努めるとともに、機能的な事業展開を図るため、取り組みの成果について検証を行う。

・法改正等による動向を踏まえながら、福祉人材の確保、人材の定着を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。

・地域における福祉ネットワークについて、区民ニーズの把握に努め、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。

施策 27 自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
	関係部長(課)	区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課)、福祉推進担当部長(障害者施策課、障害者支援課)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿
高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。 日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成28年度には全国ペースで3.4%増となり、8年連続で過去最高を更新している。 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象となったことに伴い、法定雇用率が今後さらに順次引き上げられる予定であり、多くの障害者就労ニーズに対応可能なさらなる柔軟な組織運営が求められることとなる。 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7	29.7	29.8		35	地域ケア推進課
106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470	551	620		460	障害者支援課
107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61	60	71		60	障害者支援課
108	生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8	37.2	40.3		38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

5 施策コストの状況				
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	100,724,563千円	91,660,769千円	97,818,946千円	97,167,242千円
事業費	98,327,535千円	89,556,067千円	95,370,764千円	94,862,240千円
人件費	2,397,028千円	2,104,702千円	2,448,182千円	2,305,002千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標105】成年後見制度の申立て支援件数増加など制度利用が進んでいるが、指標は横ばいとなっている。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、周知向上を図る。</p> <p>【指標106】平成30年4月1日に実施された障害者法定雇用率引き上げに伴い、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。</p> <p>【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、目標値の60%を維持している。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。</p> <p>【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して改善した。これは、対象者に対して、集中して就労支援を行ったことが奏功したためである。しかし、依然として就労阻害要因を抱える方は多く、支援手法の見直しやハローワークとの連携強化に努めるなど、就労支援をより前向きに発展させていく必要がある。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。今後も福祉サービスの総合相談件数や日常生活自立支援事業の需要の増加が予想される。高齢者等が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の充実が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。</p>	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者等虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆成年後見制度利用促進法の制定及び基本計画の策定を踏まえ、中核機関の整備、協議会の設置等、成年後見人等を地域で支えるための仕組みづくりを進める。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法に基づき、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度から生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。</p>	

7 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進について、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。 ・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図り、積極的に推進する。 ・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。 	

施策 28	計画的なまちづくりの推進	主管部長(課)	都市整備部長(都市計画課)
		関係部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)、土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。また、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が提案するまちづくりの調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅建設等による人口増。 江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年)。 豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年)。 亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年)。 寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画策定(H27年)。 環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れて地域コミュニティの形成に支障が生じる。 南部地域の開発進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い競技場周辺の開発は進むものの、南北都市軸の強化や、オリンピック・パラリンピックを契機とした深川・城東地区での取り組みなど、レガシーの創出・活用を区内全域で展開し、持続的に発展していくまちづくりを進めなければ、オリンピック・パラリンピックの効果は、一極性・一過性に限られたものとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・都市計画決定について、広域的観点から定めるべきまたは根幹的な都市施設等に関する都市計画は東京都が、その他のものは区が決定する。
 ・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	件	657 (25年度末)	736	760	776	796		—	都市 計画課
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	%	42.1 (25年度末)	43.9	44.6	52.0	58.5		—	都市 計画課
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	名	1,883 (25年度)	2,500	870	4,200	11,250		—	まちづく り推進課
112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	51.0	50.6	52.6	53.4	52.4		60	都市 計画課
113 景観届出敷地面積の割合	%	68.7 (25年度)	75.4	82.4	83.7	85.8		—	都市 計画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
 【参考】26年度の指標値 指標109:696 指標110:43.1 指標111:1,940 指標113:72.1

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	219,044千円	190,990千円	238,014千円	294,114千円
事業費	19,089千円	15,317千円	50,459千円	84,487千円
人件費	199,955千円	175,673千円	187,555千円	209,627千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標109】平成30年度は20件の届出があり、毎年15～40件程度の届出数で推移している。
 【指標110】平成30年度は約46,986㎡の届出があり、敷地面積の割合が上昇している。
 【指標111】イベントへの参加者数は、雨天により減少した平成28年度を除き、年々増加傾向である。区は、区報などによるイベントの周知など、支援を行っている。
 【指標112】前期計画期間中に、計画策定時より10ポイント以上上昇し、51.0%となり前期目標値を達成した。平成28年度は52.6%、29年度は53.4%に上昇、30年度は52.4%に微減。なお、区内には、計13地区の地区計画区域があり、各地域特性にふさわしい整備及び開発に関する方針を策定しており、地域差はあるが、建築物等の建築、更新等が予想され指標の数値の増加が見込まれる。また、景観重点地区を指定しきめ細かく指導ができるようになったことにより、重点地区内の景観届出件数が増加するなど景観に対する意識が醸成されている（指標113についても同様に増加が見込まれる）。

(2) 施策における現状と課題

◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。◆本区は準工業地域が約50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への届出制度のわかりやすい周知・意識啓発とともに、実務面できめ細かく効果的な景観指導が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。また、地元地権者が主体となって取り組むエリアマネジメント活動に対する支援を行っている。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始している。◆平成26年5月に江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトラインを策定し、オリンピック・パラリンピック施設の基本設計に先立ち、東京都へ要望を提案した。平成27年6月に策定した江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、今後、国、東京都、民間事業者と連携してまちづくりを進めていく必要がある。◆西大島地域では、一部で再開発事業の検討が開始されるなど、地域住民のまちづくりに対する関心が高まっており、地域の実情に適したまちづくりが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。◆地域の特性に応じた都市計画手法等の活用により、個性ある良好なまちづくりを推進する。住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆現行都市計画マスタープランは策定後8年を経過し、その間の東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定や上位計画の改定、土地利用転換を踏まえた計画とするため、今後2年間検討を行い、改定する。◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度について、関係所管と連携しながら、事業者にも効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等によるエリアマネジメント活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。◆江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づくまちづくりを推進し、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を湾岸エリアにとどめることなく、区内全域に波及させていく。◆西大島地域において、まちづくり協議会から提出されたまちづくり提案書を受けて策定したまちづくり方針に基づき、具体的なまちづくりに関する事業について当該方針に基づいた誘導等を行う。

7 二次評価《区の最終評価》

- 土地利用の実態や開発動向、区民ニーズ等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導するとともに、その取り組みの結果を、区民にわかりやすく説明する手法について検討する。
- 都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理を明確にするための仕組みづくりに取り組む。
- 都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進するための支援策を検討する。
- 景観重点地区について、事業の効果を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、地域特性を活かした景観形成を促進する。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催後を見据えたまちづくりについて、関係部署と連携し、臨海部のみならず区内全域に効果を展開できるよう、検討する。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿
多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正施行 平成29年7月「高齢者の居住の安定確保に関する法律(通称：高齢者すまい法)」改正 平成30年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行 平成30年10月「マンション等の建設に関する条例」改正施行 平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画(全国計画)が策定された。また、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画が策定された。 マンション等建設指導について、条例の運用により、公共施設整備との整合、良好な住環境形成に努めている。 区内には築30年を超えるマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称：住宅セーフティネット法)」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を平成23年9月に設立し、住宅確保要配慮者に対する「お部屋探しサポート事業」を平成29年7月より実施した。また、平成29年10月に新たな住宅セーフティネット制度として、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援策が図られている。 高齢者の増加に伴い、エレベータのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 歩行喫煙等の防止に関する条例の施行後も、依然としてタバコのポイ捨てや歩行喫煙等の苦情は寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、令和2年度に100%とする目標を設定している。 今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 マンション建設により、小学校等の公共施設等の受入が厳しくなる地域が出てくる。 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになるため、マンション管理推進条例を検討する必要がある。 民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。 民間マンション居住者の高齢化が進行し、管理組合の役員のなり手不足等のマンション管理に関する問題が顕在化し、行政の関与がより一層求められる。 介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められるなか、東京都はサービス付き高齢者向け住宅を令和7年度までに28,000戸整備する目標を設定している。(平成30年度末現在、20,751戸) 居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みを進めなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
114 住宅に満足している区民の割合	%	69.8	69.3	72.2	74.2	73.1		75	住宅課
115 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	—	—	—	—		90	住宅課
116 マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (25年度)	21	24	17	21		35	住宅課
117 住環境に満足している区民の割合	%	70.2	70.2	72.7	73.4	72.9		75	住宅課
118 歩道状空地の整備（延長）	m	2,504.10 (25年度)	879.95	1,329.42	844.71	1,529.84		—	住宅課
歩道状空地の整備（面積）	m ²	5,493.77 (25年度)	2,229.56	3,216.54	1,756.24	2,991.65		—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

【参考】26年度の指標値 指標115：87.5 指標116：22 指標118（延長）：1,859.59、（面積）：6,067.66

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	547,410千円	515,563千円	553,790千円	690,948千円
事業費	372,566千円	362,166千円	379,325千円	506,201千円
人件費	174,844千円	153,397千円	174,465千円	184,747千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標114】 【指標117】 住宅及び住環境に満足している区民の割合について、概ね堅調な伸びを示している。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回、都営バス車内放送による条例の周知などにより、区民の意識啓発に取り組んでいる。

【指標115】 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。

【指標116】 平成28年度 24件、平成29年度 17件、平成30年度 21件のマンション管理組合の利用件数があり、進展状況としては概ね20件前後の件数で推移しており、住環境の維持管理を図る上では有効な施策である。

【指標118】 歩道状空地の整備について、平成28年度 延長1,329.42m、面積3,216.54m²、平成29年度 延長844.71m、面積1,756.24m²、平成30年度 延長1,529.84m、面積2,991.65m²となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500m²以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆平成29年7月より実施している高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業の検証を行い、改善策等を検討する必要がある。◆平成29年10月から国の「新たな住宅セーフティネット制度」が開始されたことを受け、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進、同住宅の改修費及び家賃・家賃債務保証料の低廉化への支援に係る本区の対応を検討する必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について、引き続き検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に関する条例を、より多くの区民及び区に訪れる方に知ってもらう必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆「新たな住宅セーフティネット制度」をはじめ、国や都の動向等を踏まえ、住宅マスタープランの改定に取り組む。◆都の分譲マンション管理状況届出制度を踏まえ、良質なマンションストックを形成するための、マンション管理に関する取り組みを推進する。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、区民及び区に訪れる方に対して引き続き周知・啓発に取り組んでいく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。
- ・民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション実態調査結果を分析し、効果的な方策及び周知方法を検討するとともに、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する。
- ・関係部署との連携をさらに強化し、区民や事業者とともに良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)
		関係部長(課)	土木部長(河川公園課、交通対策課)

1 施策が目指す江東区の姿
年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み	
①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	ユニバーサルデザインに関する情報を積極的に発信するとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解が深まるよう努めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へボランティア等の協力を得てユニバーサルデザインの検証を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26~30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。なお、当該計画は平成31年3月に改定(令和元~5年度)されている。 区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化が更に進む。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催で、本区湾岸エリアにユニバーサルデザインを考慮した競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路なども、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が進む。 外国人観光客の急増とICT技術の進展により、分かりやすい情報発信の仕組みが求められている。 今後一層、誰もが使いやすく安全で安心な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。 障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、適切な合理的配慮の提供が進んでいる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1	32.5	34.9	35.4	37.8		60	まちづくり推進課
120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	60.0	56.0	56.4	57.3	54.3		40	まちづくり推進課
121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	33 (25年度)	43	41	44	47		40	まちづくり推進課
122 だれでもトイレの整備率	%	49 (25年度)	53.9	56.5	59.2	61.3		64	河川公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標121: 42 指標122: 51.8

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	157,007千円	107,247千円	153,809千円	302,157千円	
事業費	95,833千円	53,647千円	113,530千円	263,874千円	
人件費	61,174千円	53,600千円	40,279千円	38,283千円	

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標119】ユニバーサルデザインまちづくりワークショップや小学校への出前講座を展開し、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を設け努めてきた結果、昨年度から2.4%増となったが、目標値とは乖離しているため、意識啓発の対象拡大など、目標達成に向けた取組みが急務である。

【指標120】1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた区民の割合の目標値は40%で、長期計画の前期の5年間は60～70%間の増減を繰り返していたが、平成27年度は初めて60%を切り、平成28年度以降、同様の結果となっている。東京都福祉のまちづくり条例及び江東区やさしいまちづくり施設整備助成による民間建築物のユニバーサルデザイン化の指導・誘導など、引き続き目標達成に向けて強化していく。

【指標121】東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績は、平成26年度以降目標値を上回る結果となっており、新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進展している。

【指標122】毎年4～5箇所の公衆便所を計画的に改修し、成果は、順調に増加している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成30年度は、障害当事者を含む区民28人、外国人8人、区職員15人の協働で、ユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催した。ワークショップでは、東京2020 オリンピック・パラリンピック大会会場の集中する臨海部地区の主要地区を選定し、まちあるきによるユニバーサルデザイン調査を実施、その調査結果を基にUD観光マップを作成した。また、平成27年度ワークショップの成果物である門前仲町・亀戸地区UD観光マップの改善に向けた検証も合わせて実施した。◆やさしいまちづくり相談員（障害当事者も含めた区民）主体による小学校の出前講座は、近年の実施要望増加に応えるため、平成30年度から長期計画（後期）の実施目標を10校から15校に増加した。平成30年度は、実施目標15校を大きく上回る区内小学校25校で実施し、事業の定着と拡大が進んでいる。また、今後は新たな相談員の育成など、体制の維持継続が課題である。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内194箇所の公衆便所のうち平成30年度までに119箇所を整備し、進捗率は61.3%と着実に整備が進んでいる。◆身近なユニバーサルデザインを推進する目的として令和元年度までに、すべての公衆便所に洋式便器を備える。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進んでいる。◆江東区やさしいまちづくり施設整備助成の平成30年度実績は4件となった。引き続き事業の広報強化に努める。◆鉄道駅におけるバリアフリーの推進を図るため、エレベータ等の整備助成を実施してきた。平成30年度はJR越中島駅の内方線付き点状ブロック整備助成を行った。これにより、国土交通省の検討会が平成30年度までに整備するとしている利用者1万人以上の駅への設置が完了した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆ユニバーサルデザインまちづくりワークショップについては、ユニバーサルデザインに対する意識の啓発を主な目的とし、これまでの活動内容を検証・改善させていく。令和元年度は、これまでのワークショップでの取り組みでもユニバーサルデザインまちづくりにおける重要性が認識されている「コミュニケーション」について、まちあるきやグループワーク等を通じて一歩踏み込んだ考察を区民協働で行う。また、これまでの取組み実績について、分かりやすい情報提供を行うことで、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味と必要性について、ワークショップ参加者のみでなく、より多くの区民の理解を深めていく。◆出前講座については、今後もやさしいまちづくり相談員が主体の実施体制を継続し、15校以上の小学校で実施する。実施校以外においても、活用ガイドと共にハンドブックとDVDを配布し、多くの児童にユニバーサルデザインを伝え、困っている人がいれば自然に声かけができ、手助けができる「心のユニバーサルデザイン」を育んでいく。◆障害者との協働による商店街向けユニバーサルデザイン意識啓発事業を実施し、継続的な取組みによりユニバーサルデザインへの意識を浸透させる。また、金融機関等ユニバーサルデザイン窓口研修の着実な実施により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていく。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出については、新築・増改築による建築物の適正なユニバーサルデザイン化を推進するために、引き続き指導・誘導を実施していく。◆既存の建築物のバリアフリー整備を助成する江東区やさしいまちづくり施設整備助成事業については、引き続き区報掲載やチラシ配布などで広報を実施するほか、福祉のまちづくり条例指導時の同時案内により広報強化し、助成実績拡大につなげ、着実に既存建築物のバリアフリー化を促進していく。◆鉄道駅におけるバリアフリーの推進を図るため、鉄道事業者によるエレベータやホームドア等の整備に対し助成を実施していく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

- ・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、年齢に応じた区民へのより効果的な啓発手法を検討するとともに、取り組みの実績等について区民にわかりやすく情報提供を行う。
- ・ユニバーサルデザインの事業展開について、区民ニーズを的確に把握し、多様な障害や国籍・言語等も視野に入れた取り組みを区民とともに推進する。
- ・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法や支援方法を検討する。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
 利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車通行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定。 豊洲市場開場が平成30年10月11日に決定。 オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業において、辰巳・東雲地区で事業を実施中。 無電柱化を推進するため、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行、平成30年4月に「無電柱化推進計画」(国土交通省)が策定された。 東京都においても、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」が施行、平成30年3月には「東京都無電柱化計画」が策定され、この中で「今後10年間の基本方針や目標」が新たに定められた。 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実要望。 都市計画道路補助115号線は、平成28年度に用地取得が完了し、同年度より道路築造工事へ着手。平成29年度より道路拡幅工事を実施中。 都市計画道路補助199号線の令和2年度末事業認可に向けた調整を開始。 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行(平成25年7月)、改正施行(平成29年2月)、改正施行(令和2年4月)。 東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部)。 自転車利用の増加。 江東区自転車利用環境推進方針の策定(平成28年3月)。 自転車活用推進法の施行(平成29年5月)。 環状第2号線上下線暫定開通(平成30年11月)。 東京都自転車活用推進計画の策定(平成31年3月)。 東京2020大会に向けて、組織委員会・東京都が「輸送運営計画V1」を策定した(平成29年6月)。「輸送運営計画V2」を策定予定(令和元年12月)。 城東地区の南北交通の充実要望。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望。 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の公表(平成28年4月)。 東京都が地下鉄8号線(豊洲一住吉間)について「東京メトロによる整備、運行が合理的」との考えを示す(平成31年3月)。 コミュニティサイクルの実証実験期間の再延長(令和2年3月まで)。 10区でのコミュニティサイクル相互乗り入れ実験を実施するとともに、区内全域展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が40%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 豊洲市場開場やオリンピック・パラリンピック競技会場整備により通行車両が増加し、さらなる交通安全対策が求められる。 平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で推進計画を策定し路線展開していくことが想定される。 南部地域の発展に伴う人口増加等により、交通量が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。 自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。 高齢者や障害者の移動範囲が限定される。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部間の交通手段が充実せず、区内交通網の一体感が失われる。 放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。 南北交通の利便性が向上しない。 コミュニティサイクルのエリア拡大が進まなければまちの回遊性及び区内の移動利便性が向上しない。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長（区道）	m	16,948 (25年度末)	17,139	17,749	18,171	19,833		23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)	92.3	92.6	92.6	92.6		—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)	1,281 (27年)	1,170 (28年)	1,089 (29年)	1,038 (30年)		—	交通 対策課
126 自転車事故発生件数（第1・第2当事者 合計）	件	473 (25年)	466 (27年)	385 (28年)	366 (29年)	451 (30年)		—	交通 対策課
127 駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)	1,405	1,120	1,110	1,084		1,510	交通 対策課
128 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)	22,427	21,322	22,599	22,599		22,910	交通 対策課
129 電車やバスで便利に移動できると思う 区民の割合	%	59.0	62.2	63.7	65.7	63.8		66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標123：16,948 指標124：92.3 指標125：1,131（26年） 指標126：379（26年） 指標127：1,627 指標128：20,370

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	6,899,573千円	5,800,165千円	7,041,706千円	6,173,458千円
事業費	6,255,347千円	5,233,235千円	6,341,044千円	5,470,455千円
人件費	644,226千円	566,930千円	700,662千円	703,003千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業は、平成30年度に本体工事が完了し令和元年度の完成に向け進捗中である。また、仙台堀川公園周辺道路の無電柱化においても、平成30年度より詳細設計に着手している。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第四次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は平成29年は1,089件であったが、平成30年は1,038件に減少した。

【指標126】自転車の第1当事者（加害者）数が平成29年は62件であったが、平成30年は106件と増加した。自転車事故件数は前年に比べ増加し、交通事故件数の約4割に自転車に関与しており、自転車利用者へのルール・マナー普及啓発の強化や自転車通行空間の早期整備が重要といえる。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度に江東区立豊洲駅地下自転車駐車を開設した。また、区が提供する用地において、事業者（公募により選定し協定を締結）が設置・運営する形で、平成26年度に江東区有明テニスの森駅自転車駐車場、平成29年度に江東区新木場駅北自転車駐車場を開設し、南部地域の駐車可能台数の確保が進んだ。平成28年度は、亀戸駅東口自転車駐車場の建替え工事により、駐車可能台数が一時的に減っていたが、平成29年10月から運営を再開している。自転車駐車場の管理・運営に指定管理者制度を活用し、機器やスペースを有効に利用することで、駐車可能台数が増えた自転車駐車場もあり、指標の目標値達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成30年度は臨海部にアクセスするバス路線の増便等充実が図られ、豊洲市場開場にあわせ都バスの路線新設も行われたが、調査結果は前年度より下降した。鉄軌道については平成30年度中の大幅なサービスレベル向上は行われず、今後も概ね横ばいで推移すると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるため、ライフサイクルコストの縮減を計画的に実施していくことが重要となる。また、道路の無電柱化やバリアフリー化、さらには遮熱性舗装や緑化など環境負荷低減を視野に入れた計画的実施も重要となる。◆極めて重要な都市整備基盤である都市計画道路は、早期整備が求められている。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、令和元年になってから死亡事故が8件も発生しており、重大事故が依然として多い。◆豊洲市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う通行車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で、放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、国の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資するプロジェクト」に位置付けられ、関係者と「費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべき」とされているが、東京都は「東京メトロによる整備、運行が合理的」との考えを示している。区としては早期整備に向けた積極姿勢を示し、関係機関との合意形成を一層促進させるため、江東区地下鉄8号線建設基金に平成30年度も10億円を積立て、基金残高は60億円となった。事業化に向けては、関係者間での合意形成が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。◆コミュニティサイクルについては平成28年2月より千代田区、中央区、港区との相互乗り入れ実験を開始し、令和元年度に合計10区による相互乗り入れ実験を行っている。今後は広域連携における課題整理が必要である。また、区内全域への展開を図るため、ポート用地の確保を確実にし、さらに利用促進のため高密度化の検討を行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、継続的にライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆災害に強い快適な歩行空間の確保を図るため、令和元年度策定予定の「江東区無電柱化推進計画」に基づく道路の無電柱化を、継続的に実施していく。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、透水性舗装などの環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携し、こどもから高齢者まであらゆる世代を対象とした交通安全普及啓発事業を実施することにより、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆江東区自転車利用環境推進方針に則り、「まもる（ルール・マナーの普及啓発）」「はしる（通行環境）」「とめる（駐車環境）」を軸としたハード・ソフト両面における自転車利用環境整備を推進し、引き続き自転車事故の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆路線バスなど他の交通の状況をふまえながら、コミュニティバス事業の今後のあり方を検討する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、早期事業化を目指し、東京都、国や東京メトロなどの関係機関との合意形成を図っていく。◆コミュニティサイクルの運営方法や事業収支状況の検証・改善を行うとともに、利便性向上に向けたポート設置等の取組を推進していく。また、広域連携の課題解決を図っていく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・各種施設の整備・改修について、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・無電柱化事業については、整備対象、優先順位等の方針を明確化し、区民との共有を図りつつ、効率的・効果的な整備を進める。
- ・国や都と連携し、安全で快適に自転車を利用できる環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止、マナー向上に取り組む。
- ・コミュニティサイクルについて、運営方法や事業収支、利用状況等の検証を行い、今後の展開についての検討を進める。
- ・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを捉え、利便性の向上に向け関係機関との協議・連携の強化を図りながら交通サービスの改善や拡充に取り組む。

施策 32 災害に強い都市の形成	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図っていきます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルートの確保に努めます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や首都直下地震の被害想定の見直し、全国各地の災害報道等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せているが、実際に建物の耐震設計・耐震工事まで進めようとする動きは緩慢である。 ・東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について「東京都耐震改修促進計画」の見直しを行い、令和元年度末までの目標値を90%とし、耐震化の年次計画を令和7年度末まで延期することとした。これに合わせ、「江東区耐震改修促進計画」を平成28年3月に一部改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標値を、令和元年度末に90%、令和7年度末に100%とした。 ・木造住宅の耐震化に重点的に取り組むため、平成30年度から、簡易耐震診断制度の活用により老朽木造住宅の除却制度を拡充した。また令和元年度からは、木造簡易耐震診断の対象を戸建に限らず住宅用途全般に拡充し、さらに居住要件を撤廃して申請者が対象木造住宅に居住しているか否かを問わないこととした。 ・東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の占有者に対し、耐震改修等の実現に向けた所有者の取組への協力についての指導及び助言をすることができるものとした条例改正を行い、令和元年7月より施行することとした。 ・地震時における通行人の安全性の向上を図るため、ブロック塀等撤去助成事業を令和元年度から開始した。 ・細街路拡幅整備事業は毎年一定以上の申請件数があり、整備延長は着実に増加している。 ・防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率100%を達成した。 ・地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。 ・平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。 ・平成28年3月に国土交通省では荒川水系河川整備計画が策定され、洪水対策、高潮対策が進められている。 ・平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を受け、家庭での備蓄の重要性が改めて認識されるとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。 ・平成27年度に単独施設である江東区中央防災倉庫と施設併設である豊洲シビックセンター防災倉庫及び新木場防災倉庫が完成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都耐震改修促進計画」の見直しを踏まえて江東区耐震改修促進計画を改定し、民間建築物(戸建木造住宅・マンション等)の耐震助成制度の充実を図るとともに、分譲マンション管理組合の合意形成や賃貸マンションの占有者などへの働きかけ等に関するノウハウを蓄積していく必要がある。 ・細街路拡幅整備は、地域防災計画においても、避難路確保や消防・救助活動等の円滑化対策として掲げられており、事業を進めていく必要がある。 ・台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。 ・臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。 ・備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。 ・木密地域においては、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、新たな施策の適用を検討する必要がある。 ・北砂三・四・五丁目(不燃化特区)においては、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を含めた防災まちづくりを、住民と共に進めていく必要がある。 ・不燃化推進地区を含む区内の木密地域については、現行の長期計画の到達点を確認する必要がある。 ・水防法の改正に伴いハザードマップ(洪水)の改定と、ハザードマップ(高潮)の新規作成を行う必要がある。 ・東京都が管理する河川の浸水予想区域図の改定が完了次第、江東区大雨浸水ハザードマップの改定を行う必要がある。

・平成28年度に大島防災倉庫が入っていた都営住宅の建て替え工事に伴い、隣接の都営住宅敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設した。

・木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が輻輳していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。

・北砂三・四・五丁目(不燃化特区)において、今後、道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、まちづくり方針を策定した。

・不燃化推進地区においては、当該地区に対する実態調査を平成28年度に行い、その結果を地元と共有している。

・平成27年7月に水防法が改正され、浸水想定区域が想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充された。また、内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設された。

・平成30年3月に東京都が新たに想定最大規模の高潮について、高潮浸水想定区域図の公表を行った。

・平成30年8月に江東区も参加する江東5区広域避難推進協議会が江東5区大規模水害ハザードマップと江東5区大規模水害広域避難計画の公表を行った。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
130 民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)	—	86 (25年度)	—	—		93	建築 調整課
131 民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9	84.1	85.7	86.0	86.2		100	建築 調整課
132 細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)	15,779.54	16,617.48	17,494.30	18,240.71		19,055	建築 調整課
133 不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)	—	—	—	—		0	地域 整備課
134 浸水被害件数	件	21 (25年度)	0	0	0	0		0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標132：14,878.51 指標134：22

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	1,653,188千円	569,091千円	1,888,588千円	1,604,553千円
事業費	1,496,744千円	432,015千円	1,729,486千円	1,413,399千円
人件費	156,444千円	137,076千円	159,102千円	191,154千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しを踏まえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。

【指標131】特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに97%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、目標達成に向け、耐震改修工事実施について所有者等への普及啓発を進めていく。

【指標132】建築確認件数が高水準で推移していることから、細街路拡幅整備延長については増加することが想定される。

【指標133】北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区)においては、不燃領域率70%の達成を実現すべく、これまでの戸別訪問や老朽除却助成等の施策に加え、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を見据え、「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」を策定した。また、不燃化推進地区においては、平成28年度に行った実態調査を踏まえ、地元と地区の課題を共有した。

【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められ平成27～30年度においては、浸水被害件数は0件となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金の課題だけではなく分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆建物の建替え時等に合わせた細街路拡幅整備への働きかけ等を行っており、細街路拡幅整備の整備延長は増加傾向で推移している。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が懸念される中、下水道整備については江東幹線等の整備が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。また、人口増加による区民の要望も多種多様化しており、備蓄物資や資機材等の種類の検討及び保管場所の確保は今後も必要である。◆北砂三・四・五丁目地区（不燃化特区）においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26・27年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約2,200件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、平成30年度に「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」を策定した。加えて、住民主体のまちづくり協議会を通じて、防災まちづくりに関する協議を行っている。今後は、現状の施策に加え、UR都市機構・東京都都市づくり公社等の業務推進パートナーを積極的に活用し、区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆最新の被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、都条例の新制度を活用するとともに、耐震性の低い建築物（ l/s 値0.3未満）への普及啓発を重点的に実施していく。また、江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震助成制度の活用促進を図り、普及啓発に力を注ぐ。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、防災性の向上を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資や資機材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区（不燃化特区）においては、助成制度の拡充をするとともに、平成30年度に策定したまちづくり方針を踏まえ、UR都市機構・東京都都市づくり公社等の業務推進パートナーを積極的に活用しながら道路・公園等のハード整備や地区計画策定等、総合的な施策を進めていく。また、不燃化推進地区を含む区内の木密地域においては、現行の長期計画の到達点を確認するとともに不燃化まちづくりに対する啓発活動を継続していきます。◆洪水ハザードマップの改定、高潮ハザードマップの作成を行い、区民等へ周知する。◆大雨浸水ハザードマップの改定を行い、区民等へ周知を行う。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・区民への的確な情報提供や意識啓発の強化を図りつつ、各種災害への対策を継続して推進していく。
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策及び普及方法を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行い、効果的な方策を検討した上で取り組みを推進する。

施策 33 地域防災力の強化	主管部長(課)	総務部長(防災課)
	関係部長(課)	総務部長(危機管理課)、福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿
 区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防災意識の醸成	「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月に東京都から「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 ・南部地域を中心として大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 ・町会・自治会活動者及び災害協力隊員の高齢化が進んでいる。 ・平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。また、共助の理念に基づく取り組みの一つとして、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。加えて、個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の避難行動要支援者調査票(個別計画)の作成・更新を行うことで、同名簿の実効性が求められてきている。 ・近年の災害の教訓や法改正等を踏まえ、中央防災会議において防災基本計画の修正が、また、東京都防災会議においては東京都地域防災計画の修正が随時行われている。 ・世界各地における大規模災害の発生に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる防災対策(公助)の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ・平成28年の熊本地震発生により、区民も改めて自助・共助の重要性を認識したが、東日本大震災からの時間的要因もあり、防災意識は横ばいである。 ・弾道ミサイル発射などの緊急性の高い事案の発生やオリンピック・パラリンピックなどに向けた住民以外の来訪者に対する情報伝達の必要性から、災害時の情報伝達手段の多様化の推進が全国的に求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい集合住宅住民の町会・自治会加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化、夫婦共働きなどライフスタイルの多様化などにより、災害協力隊員の担い手が不足し、災害協力隊が弱体化する。 ・地域コミュニティの結びつきが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿への登録者数増加が見込まれる。 ・避難行動要支援者調査票の作成・更新を行うにあたり、個人情報の取扱い、管理、保管方法などが災害協力隊等の負担となっているため、作成・更新活動の一部に支障を来している。 ・大地震の発生リスクが更に高まり、区民の要望がより多岐にわたることが見込まれる。 ・防災意識が高い区民がいる一方で、地震などの自然災害発生から時間が経過するとともに防災意識の低下により二極化が進行するおそれがあるため、対応を検討していく必要がある。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、情報伝達手段についての様々な技術が開発されており、現在区で導入している情報伝達手段との自動連携や、新しい情報伝達手段の導入などの検討をしていく必要がある。 ・区民はもちろんのこと、在勤(学)者や来訪者を含めた災害時の情報伝達手段について、効果的な広報を検討・実施していく必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第42条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
135	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	52.9	51.3	49.3	46.9	49.3		70	防災課
136	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	78.4	79.2	76.5	78.4	78.4		90	防災課
137	自主防災訓練の参加者数	人	38,184 (25年度)	38,948	40,195	39,638	39,810		40,000	防災課
138	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	44.5	44.7	50.0	47.6	54.2		55	防災課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標137：39,602

5 施策コストの状況					
	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算	
トータルコスト	786,731千円	705,351千円	2,830,718千円	2,692,431千円	
事業費	614,241千円	554,215千円	2,657,519千円	2,523,527千円	
人件費	172,490千円	151,136千円	173,199千円	168,904千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標135】家庭内で防災対策を実施している区民の割合は、東日本大震災の発生等を受け平成22年度の39.6%から平成23年度は57.7%に急伸している。その後は、平成24年度の58.1%をピークとして近年は下落傾向である。目標値までギャップがある一方、東日本大震災発生からの時間的な経過等の要因はあるが、平成28年熊本地震を受け、自助・共助を中心とした防災対策への意識が横ばいである。家庭内での防災対策の実施に関して、本区では防災用品のあっせん、防災マップを始めとする各種パンフレット類の配布、ホームページにおける啓発等の取り組みを行い、防災意識の高揚に努めている。

【指標136】避難場所・避難所を理解している区民の割合は、平成22年度の74.6%から通増し、ここ数年は若干の増減はあるものの横ばいの状態である。区民に対する避難場所・避難所の啓発に関して、本区では防災マップを外国語版（英・中・韓）を含み配布しているほか、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成25年度よりスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信等の取り組みを行っているが、平成30年度に行われる避難場所の見直しに合わせ、防災マップ、「江東区防災マップ」アプリのリニューアルを実施し、更に周知を図っていく。

【指標137】自主防災訓練の参加者数は、平成22年度の24,829人から平成23年度は32,207人に急伸している。これは東日本大震災の発生が大きく影響しているものと推察される。以降も数値は進展を続け、平成28年度は熊本地震の影響もあり、40,195人と初めて4万人を超えたが、平成29年度は減少した。災害協力隊等による自主防災訓練の実施に関して、本区では参加記念品の支給等の支援を行っている。また、災害協力隊の活動に関しては、新規設立の啓発、被服・資機材等の貸与、活動助成金の支給、活動マニュアルの配布などの支援を行っている。

【指標138】災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合は、東日本大震災を受け平成23年度に前年度比4.6ポイント減の27.7%と一旦下落したものの、防災行政無線拡声子局（スピーカー）の増設、こうとう安全安心メールでの災害情報の配信や防災関連ツイッターの運用など情報伝達手法の多様化に取り組み、平成29年度では47.6%と概ね上昇傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。◆平成24年度・25年度の2度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体を始め各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成26年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。避難行動要支援者名簿の交付隊数及び避難行動要支援者調査票（個別計画）の作成・更新件数も年々増加しているが、今後も区内全域における取り組みの定着を図っていくこと必要である。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化やライフスタイルの多様化などの要因により担い手が不足し、停滞傾向にある反面、東日本大震災の教訓及び熊本地震で新たに明らかになった教訓・課題から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」も5年目となり、災害時の体制を平常時から検討し、取り組むことで、マニュアルの内容を検証し、より実践的で、地域の実情に即したものとなってきた。今後も引き続き、近年の自然災害等で浮き彫りとなった教訓・課題を反映できる訓練を企画・立案し、実行・検証することで災害時の円滑な活動に結びつけていくことが重要である。◆国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口が50万人を超えるなど環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかねばならない。◆平成30年度は、防災行政無線拡声子局を6局新設し、聴取範囲を広げた。◆災害時の情報伝達手段の多様化の一つとして、平成30年度よりこうとう安全安心メールで自動配信される防災関連情報について、防災関連ツイッターへの自動連携を開始した。◆弾道ミサイル発射情報などの緊急性の高い事案への対応や東京2020オリンピック・パラリンピックなどに向けた来訪者等を含めた情報伝達など、災害時の情報伝達方法の多様化と強化がこれまで以上に求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区地域防災計画（平成30年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、東日本大震災の教訓や災害対策基本法を始めとする諸法令・計画を踏まえた一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取り組みの中でも「地域防災力向上」に引き続き取り組んで行くことで地域連携体制の構築、避難行動要支援者対策、避難所運営体制の強化、備蓄物資の整備、災害時協定の締結、防災に関する啓発活動等を着実に進めていく。◆災害協力隊に対し、地区別防災カルテの更新を定期的に行うよう働きかけていくことで、情報の最新化及びその時々に適した救助・救援をはじめとする防災体制を確立していく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取り組みを積極的に推進していく。◆区民をはじめ、在勤（学）者・来訪者に対しても災害時に確実に情報が伝達できるよう、新しい情報伝達手段の導入や、既存の情報伝達手段との自動連携など、災害時の情報伝達手段の多様化を進める。◆平成30年度にリニューアルし、帰宅困難者向け機能や水害対策機能、プッシュアップ機能を追加した。「江東区防災マップ」アプリを継続的に改良しながら、区民・来訪者に使用を呼びかけ、災害への対策を啓発していく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

・江東区総合防災訓練への参加の促進や訓練内容の充実を図るとともに、様々な媒体・手法を用いて防災に必要な知識や準備を広く区民に周知し、区民の防災意識の向上を図る。

・新規集合住宅における災害協力隊の結成促進や学校避難所運営協力本部連絡会を通じた地域での災害対応力向上の取り組みを推進し、共助力の向上を図る。

・江東区地域防災計画に基づき、災害時における地域救助、救護体制の確保や高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、着実に実施する。

・災害時の情報伝達手段の多様化及び正確・迅速な情報提供に努め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け増加が見込まれる国内外からの来訪者にも安全・安心なまちづくりを進める。

施策 34	事故や犯罪のないまちづくり	主管部長(課)	総務部長(危機管理課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数は、平成25年の5,350件から平成30年の3,815件と、5年間で1,535件減少している。 区内の刑法犯認知件数が減少する中で、「自転車盗」は、1,126件(前年比202件の減少)と減少するものの全体の約30%を占めている。 高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」など平成30年の区内で発生した特殊詐欺被害は、被害件数173件(前年比46件の増加)、被害金額は約3億5千万円(前年比約1億3千万円の増加)と現在も多数多額の被害が発生している状況から、引き続き、被害防止対策と防犯意識の高揚を図る対策が必要な状況である。 新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数が増加に転ずる。 高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
139 治安が悪いと思う区民の割合	%	13.5	11.7	9.4	10.0	8.7		—	危機管理課
140 区内刑法犯認知件数	件	5,350 (25年度)	4,959	4,792	4,359	3,815		—	危機管理課
141 こうとう安全安心メール登録者数	人	13,395 (25年度)	18,558	19,384	22,108	25,920		19,400	危機管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標140: 5,710 指標141: 15,292

5 施策コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	126,118千円	88,409千円	127,364千円	122,976千円
事業費	112,078千円	76,107千円	116,287千円	109,879千円
人件費	14,040千円	12,302千円	11,077千円	13,097千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標139】 区民アンケートによる体感治安の調査では、22～26年度の平均で15.2%、29年度は10.0%であるので、治安が悪いと思う区民の割合は減少してきている。

【指標140】 区内刑法犯認知件数（警視庁が被害の届出等によりその犯罪発生を確認した区内の件数）は、16年の8,280件から25年の5,350件まで低下傾向にあったが、平成26年は5,710件で360件増加し、平成27年以降再度低下傾向となっている。平成30年は主に自転車盗1,126件（前年比202件の減少）と車上ねらい64件（前年比42件の減少）などから、区内刑法犯認知件数が3,815件（前年比544件の減少）と減少傾向となっている。

【指標141】 区民の防犯意識醸成に対する関心度が高く、登録勸奨を推進した結果、平成29年度の22,108件から平成30年度の25,920件と3,812件の増加であった。

(2) 施策における現状と課題

◆区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、江東区の治安はおおむね良好と言える。◆区民の防犯に対する意識の向上から、多くの町会・自治会・PTAが防犯パトロール団体に登録している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。◆東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、25年3月末の16地区211台から、平成31年3月末で72地区710台に大きく増加した。◆高齢者人口の増加などにより、「特殊詐欺（振り込め詐欺等）」による高齢者を狙った犯罪被害防止対策が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。◆「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的進捗状況を年度毎に把握する。◆防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、パトロール資機材の支給などのほか、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、防犯や犯罪被害防止についての情報発信や啓発などソフト面での支援を行う。◆町会・自治会・商店街などの街頭防犯カメラ設置を補助し、「自転車盗」「車上ねらい」「ひったくり」などの犯罪が起こりにくい環境を整備する。◆高齢者世帯を中心に、「振り込め詐欺」など電話を使った特殊詐欺の被害を防ぐための啓発を強化する。◆子どもの安全安心に関わる不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」は防犯意識醸成に資する事業であるので、関係機関に登録勸奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努める。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・高齢者を狙った特殊詐欺の巧妙化やスマートフォンの普及に伴う犯罪の多様化等、新たな手口による犯罪被害を防ぐため、的確な情報分析、区民ニーズの把握に努め、わかりやすい広報・啓発活動や効果的な対策を実施していく。

・地域全体で犯罪を寄せ付けない地域づくりを進めるため、区及び区民、都や警察等関係機関の役割分担を明確にした上で連携を強化し、効果的かつ具体的な事業展開を図る。

計画の実現に向けて	1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(総務課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 番号法の施行を受けて、平成27年度に個人情報保護条例を改正するとともに、番号利用条例を制定し、番号制度に対応した。 区に寄せられる意見・要望の件数は、29年2月新システムを導入し、これ以後の29・30年度は2,000件程度となっている。 情報通信技術の急速な普及・発展に伴い、SNSをはじめとして、多様な情報媒体による情報発信が可能となっている。 平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入し、現在も本制度を活用している。 平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイトことこみゅネット」を開設し、現在も本サイトを運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 区民のニーズは多様化しており、今後も引き続き、区には様々な意見・要望が寄せられると予測される。 行政事務(番号法等)の増加に伴い、その情報に含まれる個人情報について、より一層の適切な管理が求められる。 情報伝達手段が一層多様化する中、各媒体の特性を活かしながら、効果的・効率的に区政情報を発信していく必要がある。 町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2	12.6	13.9	12.6	11.1		0	企画課
143 区の協働事業の数		134 (25年度)	144	164	175	184		—	地域振興課
144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	28.6 (25年度)	22.1	22.1	20.3	20.6		33	企画課
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	45,334 (25年度)	56,473	48,800	39,584	42,675		54,000	広報広聴課
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	%	88.2	85.5	86.0	84.7	85.5		100	広報広聴課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標143:149 指標144:25.0 指標145:51,927

5 コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	523,506千円	452,151千円	535,552千円	568,329千円
事業費	337,938千円	288,961千円	372,914千円	394,282千円
人件費	185,568千円	163,190千円	162,638千円	174,047千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標142】江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合は、各種情報提供や区民協働の推進等により、平成23年度の14.0%から25年度は12.6%にまで改善したが、26年度は前年度に比べ3.6ポイント悪化した。26年度は「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」と題し、区民からアイデアを直接聞くイベント（参加者821人）を行うなど、様々な方法で開かれた区政の実現に取り組んでおり、27年度には改善が見られ、以降緩やかな改善傾向である。

【指標143】区の協働事業数は、平成22年度から23年度に大きく増加し、それ以降はほぼ横ばいの状況にあったが、平成28年度に前年度から13.9%増加して以降、緩やかな増加が続いている。近年は、市民活動団体の活動領域は拡大しているが、自主的に地域課題に取り組む団体が増えていることや、区の事務事業は多様化しているものの、協働に適する事業数の状況などから、団体数の増加や活動の活発化が、必ずしも協働事業数の増加には直接つながらない側面もある。このような状況において、協働事業提案制度の実施や職員、区民、市民活動団体など、それぞれの対象に合わせた研修、啓発セミナー等を適宜開催し、継続的な協働の理解・推進に取り組んでいる。

【指標144】公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合は、平成22年度の25.9%から少しずつ増加し、25年度で28.6%となったが、公募による区民委員の参加していた会の廃止や休止などにより、28年度は22.1%、29年度は20.3%に減少した。30年度は、公募による区民委員の参加していた会の増減はなく、横ばいである。

【指標145】平成30年度の1日当たりの区ホームページアクセス件数は42,675件で、前年度より7.8%の増となった。29年度は、ホームページのリニューアル（平成29年2月）により利用者が情報を見つけ易くなり、不要なページの閲覧が減った事で一旦はアクセス件数が減少したが、30年度は29年度と比較し、各ページアクセス数（ページビュー）のみならず訪問数自体も年間で約16%増加している。

【指標146】平成29年度の区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合は84.7%で、前年度より1.3ポイント減少した。各広報媒体の特性を一層活かした情報発信を行うとともに、平成29年1月以降本格運用を始めた公式SNS（ツイッター・フェイスブック）でも、積極的に区政情報を提供していく。

(2) 現状と課題

◆「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、緩やかな改善傾向にあるが、目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められている。◆町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れる仕組みの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。◆行政事務（番号法等）の増加に伴い、流通する情報量も増えるため、その情報に含まれる個人情報について、漏えいを防止する等、行政に対する区民の信頼を損なうことがないよう、より一層の適切な管理が求められる。◆契約制度のうち総合評価方式については、工事の品質確保、不良不適格業者の参入防止を推進しつつ、法令等に則った、適正な運用が求められる。◆公文書等については適切な管理に努めているところであるが、公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に向けた取り組み等が必要である。◆情報伝達手段が多様化する中、全戸配布を行っている区報を基幹的な広報媒体としつつも、SNSを有効に活用し、区政情報をタイムリーに発信することが必要である。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、引き続き開設に向けた課題の解決とスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。◆審議会・協議会については、公募委員の参画が可能な精査し、積極的に公募委員を増やす取り組みを実施する。◆特定個人情報等の管理等については、全庁的な研修を行うなど、より一層の適切な管理を行っていく。◆契約制度については、社会経済情勢の変化や市況の動向等を注視し、引き続き時代に応じた適正な運用・改善に努める。◆区政を適正かつ効率的に運営し、現在及び将来の区民に対する説明責務を果たすため、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を含めた公文書等のより一層の適切な管理を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・庁内における協働の取り組みを拡大していくため、協働の目的を明確化した上で、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。
- ・区民参画について、政策形成段階のみならずPDCAサイクルのプロセスにおいてバランス良く区民が関われるよう、幅広い世代へ参画を働きかけるとともに、より効果的な手法の導入を検討していく。
- ・主体的かつ積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。
- ・区報・ホームページ等、媒体ごとの特性を活かした効果的な情報提供を行うとともに、新たな広報媒体を活用した情報発信について検討する。

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課、オリンピック・パラリンピック推進課)、総務部長(総務課、職員課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課、豊洲特別出張所)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局次長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
① 施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況について、定期的な検証を行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
② 状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③ 政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを進めてきた。 ・平成22年10月に策定した「江東区人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」「OJT」の支援、「集合研修」の3つの柱を中心に職員の資質向上を図ってきた。 ・平成27年3月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画(後期)」を策定した。 ・平成18年度より導入した指定管理者制度によって管理されている施設は、平成31年4月現在131施設となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や更なる職員の資質向上が求められる。 ・人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備によって行政需要の高まる中、定員適正化や民間活力の活用等によって、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められる。 ・指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。 ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、これまでの臨時・非常勤職員制度の抜本的な見直しが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法、地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。 ・基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。 ・公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。 ・建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
147	外部評価によって改善に取り組んだ事業数 (累計)		84 (25年度)	112	138	186	213		—	企画課
148	指定管理者制度導入施設数	施設	120	120	120	122	125	135	—	企画課
149	職員数	人	2,755	2,773	2,756	2,751	2,720	2,715	—	企画課
150	自主企画調査実施人数	人	133 (25年度)	101	115	106	149		—	企画課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標147：103 指標150：137

5 コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	11,184,197千円	10,452,575千円	12,048,942千円	13,137,204千円
事業費	7,189,872千円	6,942,849千円	7,968,790千円	8,904,606千円
人件費	3,994,325千円	3,509,726千円	4,080,152千円	4,232,598千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標147】平成30年度までに開催された外部評価委員会によって改善に取り組んだ事業数は213件となっており、着実に増加している。

【指標148】令和元年度において指定管理者制度導入施設は前年比6施設増となった。

【指標149】職員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。平成27年度は、人口増加やオリンピック開催準備など行政需要の増加により、18人増の2,773人となったものの、技能系職種の退職不補充等により、平成28年度は2,756人、平成29年度は2,751人、平成30年度は2,720人、令和元年度は2,715人と減少をしており、平成26年度2,755人を下回っている。

【指標150】自主企画調査実施人数は平成25年度の133人に比べ、平成29年度までは減少傾向であったが、平成30年度は149人となり大幅に増加している。

(2) 現状と課題

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆平成26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、平成27年度より専門的な見地から区の取り組みを評価・検討するため、学識経験者等で構成する外部評価委員会による新たな外部評価を実施した。また、希望する区民に「外部評価モニター」として、外部評価委員会を傍聴してもらい、意見を聴取するなど、区政の透明性確保に努めてきた。平成30年度は、新長期計画の策定を見据えつつ、これまでの3年間を総括して評価を実施し、既存事業の改善・見直しを図った。◆新長期計画の策定にあわせ、外部評価を含む行政評価システムについて再検証を行う必要がある。◆人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備など行政需要の高まる中であっても、よりスリムで効率的な行政運営を推進することで、職員数の抑制を図る。指定管理者制度は導入から11年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成27年3月に「江東区行財政改革計画（後期）」を策定し、平成30年3月に一部改定を行った。◆文化センター、図書館等の施設を備えた南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、豊洲シビックセンターを整備した（平成27年9月24日開設）。同施設内に設置した出張所を「豊洲特別出張所」とし、従前の出張所より、取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、自己の能力開発に積極的に取り組めるよう自己啓発の機会の提供を行っている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆職員の定員数について、今後も新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画（後期）」に基づき、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆令和元年度以降新たな施設で、指定管理者制度を導入予定である。◆豊洲シビックセンターは、南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図る。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。◆今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。◆江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランを軸に、東京都・大会組織委員会と協力して大会開催準備を進めていく。◆平成27年度に策定した「江東区ブランディング戦略」に基づき、国内外に区の魅力を積極的に発信していく。◆臨時・非常勤職員制度は、会計年度任用職員制度の新設により必要な制度基盤を構築する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・アウトソーシング化やICTの導入等を進めることで、区民サービスの向上と定員適正化を着実に推進するとともに、人口増加や年齢構成の変化等の本区独自の事情に対応できるよう、柔軟で機能的な組織体制を構築する。
- ・指定管理者制度の活用や民間委託を引き続き推進するにあたり、利用者に対して満足度が高まるという側面を分かり易く説明するとともに、的確な監視体制と外部への透明性を確保する。
- ・外部評価を含めた行政評価システムについて見直しを行い、開かれた区政を実現するために、より効果的な方法を検討する。
- ・オリンピック・パラリンピックについては、都等の関係機関と連携しながら大会を成功へと導くとともに、大会後のレガシーの活用について検討を進める。
- ・職員の育成について、急激な社会・産業構造の変化に対応できるように、新たな視点での人材育成や、求められる資質能力の育成を検討する。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック推進課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 我が国の景気は、回復基調が長期にわたっており、それを受けて本区においても税収・収納率ともに堅調に推移している。 平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表が要請されたため、29年度より公表を開始した。 平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。 法人住民税法人税割を一部国税化、地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税による減収など、都市と地方の税源偏在是正措置が本区の財政に影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の10%への引き上げによる影響・海外情勢等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 特別区税や特別区交付金は、景気動向・税制改正の影響を受け易いため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。 区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	目標値 元年度	指標 担当課
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0	73.7	77.5		80.0	財政課
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8	1.6	1.5		5.0	財政課
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652	78,639	93,242		—	財政課
154 特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.05	99.18	99.20	99.24		98.85	納税課
特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08	50.07	46.58		45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.17	1.67	1.42	1.38		2.24	納税課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)

【参考】26年度の指標値 指標151:78.0 指標152:2.3 指標153:52,496 指標154(現年分):98.95、(滞納繰越分):41.26 指標155:2.77

5 コストの状況

	平成30年度予算	30年度決算	令和元年度予算	2年度予算
トータルコスト	6,908,373千円	21,949,350千円	8,264,648千円	7,121,477千円
事業費	5,485,902千円	20,702,050千円	6,833,312千円	5,668,124千円
人件費	1,422,471千円	1,247,300千円	1,431,336千円	1,453,353千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成30年度決算において、経常収支比率は77.5%となり、4年連続で適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がり増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成30年度決算では公債費負担比率は1.5%と減少したものの、施設整備等にあたっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成30年度決算では、基金と起債残高の差が900億円を超えた（930億円余）。これまで培ってきた財政力を踏まえ、人口増に対応する公共施設の整備や既存施設の改築需要等を見据え、今後も基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率（現年分）は平成27年度は99.05%、平成28年度は99.18%、平成29年度は99.20%、平成30年度は99.24%、特別区民税の収納率（滞納繰越分）は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%、平成29年度は50.07%、平成30年度は46.58%となり、滞納繰越分は若干下がったが、依然として高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.17%、平成28年度は1.67%、平成29年度は1.42%、平成30年度は1.38%と現状値と比べ大幅に改善している。

(2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置し、平成30年度は積立額の増額を行った。令和元年度は大会気運醸成の集大成として、障害者（児）のアート作品の巡回展示や区独自ボランティアの実施、スポーツキャラバンの拡充等の事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しい中、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みを継続していく必要がある。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類（統一的基準モデル）を平成29年度に作成・公表した。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。◆現行の長期計画の計画期間が令和元年度で終了することから、新長期計画の策定を進めている。◆個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定（令和2年度まで）及び公共施設等総合管理計画への反映（令和3年度まで）を国から求められている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の周知を図る。◆統一的な基準による財務書類については、使用料改定におけるフルコスト分析など具体的な活用を図っていく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正管理を推進していくとともに、個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の改訂を検討していく。◆多様な世代・主体の参画を得ながら、戦略的かつ実効性のある新長期計画を策定する。

7 二次評価《区の最終評価》

・地方分権改革や都区制度改革の動向等を注視し、区の役割に応じた施策を検討する。

・長期的な視点で、新公会計制度の財務書類の活用や江東区公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の更新・長寿命化・統廃合等を適切に実施する。

・新たな収納方法の利用促進を図るなど、引き続き収納率向上に向けた取り組みを積極的に推進する。

3. 事務事業評価

施策別事務事業評価結果一覧の見方

全ての事務事業について、コスト(予算額)と行政評価結果(改善方向、改善の視点)を記載しています。行政評価システムの概要は、2、3ページをご覧ください。
 ※現行の長期計画(H22～R1)の体系に事業を位置づけております。

(例)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の組み合わせ	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
01	水と緑	豊かな地球環境にやさしいまち			10,510,550	9,829,164	6.9%				
01	水辺と緑	に彩られた魅力あるまちの形成			4,384,393	4,155,506	5.5%				
01	水辺と緑	のネットワークづくり			3,932,223	3,781,201	4.0%				
0101		連続性のある水辺と緑の形成			3,882,362	3,731,752	4.0%				
		1		河川公園占用許可事業	44	43	2.3%	維持	—	—	—
		2		公園等監察指導事業	147	73	101.4%	維持	—	—	—
		3		水辺と緑の事務所管理運営事業	57,316	58,423	△ 1.9%	維持	—	—	—
		4		公衆便所維持管理事業	139,484	139,485	△ 0.0%	維持	—	—	—
		5		河川維持管理事業	557,915	449,059	24.2%	維持	—	—	—
		◆ 6		水辺・潮風の散歩道整備事業	90,887	150,559	△ 39.6%	維持	—	—	—
		◆ 7		水辺・潮風の散歩道灯改修事業	141,844	86,486	64.0%	維持	—	—	—
		8		旧中川照明灯整備事業	0	61,106	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆ 9		公園灯等改修事業	157,454	157,452	0.0%	維持	—	—	—
		10		公共溝渠維持管理事業	5,145	4,174	23.3%	維持	—	—	—
		11		児童遊園維持管理事業	53,624	45,697	17.3%	維持	—	—	—
		12		遊び場維持管理事業	12,268	12,187	0.7%	維持	—	—	—
		13		公園維持管理事業	1,581,185	1,547,001	2.2%	維持	—	—	—
		14		魚釣場維持管理事業	21,723	21,719	0.0%	維持	—	—	—
		15		区立公園監視カメラ設置事業	1,399	33,724	△ 95.9%	維持	—	—	—
		16		区立公園喫煙所設置事業	8,030	0	皆増	新規	—	—	—
		17		公園等管理運営官民連携事業	0	25,813	皆減	維持	—	—	—
		18		豊洲ふ頭内公園ミスト設備等設置事業	0	40,385	皆減	廃止(単年度)	—	—	—

主要事業を構成する事務事業を示しています。
 ◆は主要ハード事業(施設事業)、♥は主要ソフト事業(非施設事業)を表します。

事業のコストを記載しています。
 長期計画の施策の大綱、基本施策、施策、施策を実現するための取組みごとに合計額を示しています。

改善方向を記載しています。
 維持:金額の増減にかかわらず事業内容を維持する事業
 新規:令和2年度からの新規事業。新長期計画(R2～)の事業ですが、便宜上、現行の長期計画(H22～R1)の体系に位置づけております。
 レベルアップ:成果を向上させるために内容の充実を図る事業
 見直し:コストの削減あるいは成果の減少を図る事業
 廃止:令和2年度で廃止する事業
 廃止(事業終了):あらかじめ設定された事業期間が終了するため廃止する事業
 廃止(事務事業統合):他の事務事業に統合し廃止する事業
 廃止(単年度):令和元年度の単年度事業
 廃止(隔年実施):隔年実施事業のため、令和2年度は実施をしない事業

レベルアップ、見直し、廃止と評価された事業は、どのような視点で改善したかを○で示しています。
 目的妥当性:事務事業の目的・成果が施策を実現するための取組みの達成度向上に結びついているかという視点
 有効性:事務事業の活動量に対してそれに見合う成果が出ているかという視点
 効率性:事務事業の活動量に対してコストは適切だったか、あるいは成果を落とさずにコストを下げる方法はないかという視点

令和2年度 施策別改善方向総括表

施策名	事務事業数計	維持	新規	レベルアップ	見直し	廃止	廃止(*)
1	水辺と緑のネットワークづくり	29 (100%)	23 (79%)	2 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (14%)
2	身近な緑の育成	6 (100%)	2 (33%)	1 (17%)	2 (33%)	0 (0%)	1 (17%)
3	地域からの環境保全	14 (100%)	11 (79%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (14%)
4	循環型社会の形成	21 (100%)	19 (90%)	1 (5%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)
5	低炭素社会への転換	9 (100%)	9 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
6	保育サービスの充実	30 (100%)	18 (60%)	4 (13%)	5 (17%)	1 (3%)	2 (7%)
7	子育て家庭への支援	28 (100%)	24 (86%)	0 (0%)	1 (4%)	0 (0%)	3 (11%)
8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	41 (100%)	35 (85%)	0 (0%)	4 (10%)	0 (0%)	2 (5%)
9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	38 (100%)	26 (68%)	2 (5%)	4 (11%)	3 (8%)	3 (8%)
10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	6 (100%)	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	6 (100%)	5 (83%)	0 (0%)	1 (17%)	0 (0%)	0 (0%)
12	健全で安全な社会環境づくり	16 (100%)	10 (63%)	1 (6%)	1 (6%)	0 (0%)	4 (25%)
13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	11 (100%)	9 (82%)	0 (0%)	1 (9%)	0 (0%)	1 (9%)
14	区内中小企業の育成	21 (100%)	19 (90%)	1 (5%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)
15	環境変化に対応した商店街振興	8 (100%)	6 (75%)	1 (13%)	1 (13%)	0 (0%)	0 (0%)
16	安心できる消費者生活の実現	7 (100%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
17	コミュニティの活性化	17 (100%)	15 (88%)	1 (6%)	1 (6%)	0 (0%)	0 (0%)
18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	19 (100%)	12 (63%)	1 (5%)	3 (16%)	0 (0%)	3 (16%)
19	男女共同参画社会の実現	11 (100%)	11 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20	文化の彩り豊かな地域づくり	9 (100%)	6 (67%)	2 (22%)	1 (11%)	0 (0%)	0 (0%)
21	地域資源を活用した観光振興	7 (100%)	4 (57%)	0 (0%)	2 (29%)	0 (0%)	1 (14%)
22	健康づくりの推進	31 (100%)	28 (90%)	1 (3%)	2 (6%)	0 (0%)	0 (0%)
23	感染症対策と生活環境衛生の確保	19 (100%)	18 (95%)	0 (0%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)
24	保健・医療施策の充実	23 (100%)	23 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
25	総合的な福祉の推進	121 (100%)	110 (91%)	2 (2%)	6 (5%)	0 (0%)	3 (2%)
26	地域で支える福祉の充実	22 (100%)	20 (91%)	0 (0%)	2 (9%)	0 (0%)	0 (0%)
27	自立と社会参加の促進	111 (100%)	103 (93%)	1 (1%)	7 (6%)	0 (0%)	0 (0%)
28	計画的なまちづくりの推進	10 (100%)	9 (90%)	0 (0%)	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)
29	住みよい住宅・住環境の形成	15 (100%)	11 (73%)	1 (7%)	3 (20%)	0 (0%)	0 (0%)
30	ユニバーサルデザインのまちづくり	5 (100%)	4 (80%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (20%)
31	便利で快適な道路・交通網の整備	46 (100%)	38 (83%)	3 (7%)	1 (2%)	0 (0%)	4 (9%)
32	災害に強い都市の形成	13 (100%)	8 (62%)	2 (15%)	3 (23%)	0 (0%)	0 (0%)
33	地域防災力の強化	23 (100%)	19 (83%)	2 (9%)	1 (4%)	0 (0%)	1 (4%)
34	事故や犯罪のないまちづくり	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
計画の実現に向けて	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	13 (100%)	12 (92%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (8%)
	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	72 (100%)	62 (86%)	2 (3%)	8 (11%)	0 (0%)	0 (0%)
	自律的な区政基盤の確立	31 (100%)	30 (97%)	0 (0%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	911 (100%)	772 (85%)	31 (3%)	67 (7%)	4 (0%)	2 (0%)	35 (4%)

※廃止(*)は、あらかじめ定めた事業期間が終了したことによる事業廃止等(事業終了、事務事業統合、単年度実施、隔年実施)
 ※維持の中には隔年実施事業を含みます。
 ※端数処理の関係上、各割合の合計が100%にならないことがあります。

令和2年度 施策別事務事業評価結果一覧

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施する施策の組み合わせの実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
01	水と緑豊かな地球環境にやさしいまち			10,510,550	9,829,164	6.9%				
01	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成			4,384,393	4,155,506	5.5%				
01	水辺と緑のネットワークづくり			3,932,223	3,781,201	4.0%				
0101	連続性のある水辺と緑の形成			3,882,362	3,731,752	4.0%				
	1	河川公園占用許可事業		44	43	2.3%	維持	—	—	—
	2	公園等監察指導事業		147	73	101.4%	維持	—	—	—
	3	水辺と緑の事務所管理運営事業		57,316	58,423	△ 1.9%	維持	—	—	—
	4	公衆便所維持管理事業		139,484	139,485	△ 0.0%	維持	—	—	—
	5	河川維持管理事業		557,915	449,059	24.2%	維持	—	—	—
	◆6	水辺・潮風の散歩道整備事業		90,887	150,559	△ 39.6%	維持	—	—	—
	◆7	水辺・潮風の散歩道灯改修事業		141,844	86,486	64.0%	維持	—	—	—
	8	旧中川照明灯整備事業		0	61,106	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
	◆9	公園灯等改修事業		157,454	157,452	0.0%	維持	—	—	—
	10	公共溝渠維持管理事業		5,145	4,174	23.3%	維持	—	—	—
	11	児童遊園維持管理事業		53,624	45,697	17.3%	維持	—	—	—
	12	遊び場維持管理事業		12,268	12,187	0.7%	維持	—	—	—
	13	公園維持管理事業		1,581,185	1,547,001	2.2%	維持	—	—	—
	14	魚釣場維持管理事業		21,723	21,719	0.0%	維持	—	—	—
	15	区立公園監視カメラ設置事業		1,399	33,724	△ 95.9%	維持	—	—	—
	16	区立公園喫煙所設置事業		8,030	0	皆増	新規	—	—	—
	17	公園等管理運営官民連携事業		0	25,813	皆減	維持	—	—	—
	18	豊洲ふ頭内公園ミスト設備等設置事業		0	40,385	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
	◆19	仙台堀川公園整備事業		667,795	566,377	17.9%	維持	—	—	—
	◆20	(仮称)大島九丁目公園整備事業		14,239	0	皆増	新規	—	—	—
	◆21	公園改修事業		329,657	229,042	43.9%	維持	—	—	—
	◆22	児童遊園改修事業		42,206	45,655	△ 7.6%	維持	—	—	—
	◆23	(仮称)白河三丁目公園整備事業		0	24,429	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
	◆24	亀戸平岩公園整備事業		0	32,863	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
0103	みんなであつくる水辺と緑と自然			49,861	49,449	0.8%				
	1	荒川クリーンエイド事業		54	52	3.8%	維持	—	—	—
	2	苗圃及び区民農園維持管理事業		28,054	28,240	△ 0.7%	維持	—	—	—
	3	自然とのつきあい事業		9,017	9,146	△ 1.4%	維持	—	—	—
	4	和船運行事業		2,994	3,901	△ 23.3%	維持	—	—	—
	5	みどりのボランティア活動支援事業		9,742	8,110	20.1%	維持	—	—	—
02	身近な緑の育成			452,170	374,305	20.8%				
0201	公共施設の緑化			97,904	32,227	203.8%				
	◆1	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業		97,904	32,227	203.8%	レベルアップ	○	○	—
0202	歩行者が快適さを感じる道路緑化			336,161	315,842	6.4%				
	1	街路樹等維持管理事業		336,161	315,842	6.4%	維持	—	—	—
0203	区民・事業者・区による緑化推進			18,105	26,236	△ 31.0%				
	♥1	CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業		13,028	13,541	△ 3.8%	維持	—	—	—
	2	みどりのまちなみづくり事業		4,467	4,398	1.6%	レベルアップ	○	○	—
	3	みどりの基本計画進行管理事業		610	0	皆増	新規	—	—	—
	4	緑の基本計画改定事業		0	8,297	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
02	環境負荷の少ない地域づくり			6,126,157	5,673,658	8.0%				
03	地域からの環境保全			75,491	92,753	△ 18.6%				
0301	環境意識の向上			44,438	50,471	△ 12.0%				
	♥1	環境学習情報館運営事業		14,615	25,349	△ 42.3%	維持	—	—	—
	2	環境学習情報館維持管理事業		21,963	18,525	18.6%	維持	—	—	—
	3	環境フェア事業		7,860	6,183	27.1%	維持	—	—	—
	4	ハニープロジェクト事業		0	414	皆減	廃止	—	○	—
0302	計画的な環境保全の推進			2,946	16,055	△ 81.7%				
	1	環境審議会運営事業		1,945	2,190	△ 11.2%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
			2		江東エコライフ協議会運営事業	1,001	971	3.1%	維持	—	—	—
			3		環境基本計画改定事業	0	12,894	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			0303公害等環境汚染の防止			28,107	26,227	7.2%				
			1		大気監視指導事業	18,875	16,260	16.1%	維持	—	—	—
			2		水質監視指導事業	1,079	1,160	△ 7.0%	維持	—	—	—
			3		騒音振動調査指導事業	2,899	2,724	6.4%	維持	—	—	—
			4		有害化学物質調査事業	1,646	1,752	△ 6.1%	維持	—	—	—
			5		焼却残灰検査事業	3,106	3,106	0.0%	維持	—	—	—
			6		アスベスト分析調査助成事業	502	502	0.0%	維持	—	—	—
			7		環境測定事業	0	723	皆減	廃止	—	○	—
			04循環型社会の形成			5,739,041	5,235,190	9.6%				
			0401循環型社会への啓発			17,680	10,682	65.5%				
			1		使わなくなった机・イス等を利用した海外支援事業	470	232	102.6%	維持	—	—	—
			2		一般廃棄物処理基本計画推進管理事業	6,587	1,545	326.3%	維持	—	—	—
			3		ごみ減量推進事業	10,623	8,905	19.3%	維持	—	—	—
			04025R(リファース・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進			5,721,361	5,224,508	9.5%				
			1		清掃事務所管理運営事業	70,761	65,647	7.8%	維持	—	—	—
			2		清掃一部事務組合分担金	1,694,406	1,455,910	16.4%	維持	—	—	—
			3		大規模事業用建築物排出指導事業	1,343	1,443	△ 6.9%	維持	—	—	—
			4		粗大ごみ再利用事業	81	75	8.0%	維持	—	—	—
			5		ごみ収集運搬事業	1,903,273	1,745,341	9.0%	レベルアップ	—	○	—
			6		動物死体処理事業	7,787	7,701	1.1%	維持	—	—	—
			7		有料ごみ処理券管理事業	29,330	30,815	△ 4.8%	維持	—	—	—
			8		ごみ出しサポート事業	10	10	0.0%	維持	—	—	—
			9		清掃車両管理事業	21,159	24,847	△ 14.8%	維持	—	—	—
			10		一般廃棄物処理業者等指導事業	554	255	117.3%	維持	—	—	—
			♥11		資源回収事業	1,483,839	1,446,836	2.6%	維持	—	—	—
			♥12		集団回収団体支援事業	98,559	103,450	△ 4.7%	維持	—	—	—
			♥13		集団回収システム維持事業	7,105	3,739	90.0%	維持	—	—	—
			14		本庁舎外施設資源回収事業	16,691	14,793	12.8%	維持	—	—	—
			♥15		不燃ごみ資源化事業	105,501	110,265	△ 4.3%	維持	—	—	—
			16		エコ・リサイクル基金積立金	226,557	174,074	30.1%	維持	—	—	—
			◆17		清掃事務所改修事業	14,740	0	皆増	新規	—	—	—
			18		緑のリサイクル事業	39,665	39,307	0.9%	維持	—	—	—
			05低炭素社会への転換			311,625	345,715	△ 9.9%				
			0501再生可能エネルギー等の利用促進			294,971	331,923	△ 11.1%				
			♥1		地球温暖化防止設備導入助成事業	41,565	41,465	0.2%	維持	—	—	—
			2		マイクロ水力発電設備維持管理事業	2,764	2,764	0.0%	維持	—	—	—
			3		電力の地産地消による環境学習事業	142	325	△ 56.3%	維持	—	—	—
			4		みどり・温暖化対策基金積立金	207,252	222,236	△ 6.7%	維持	—	—	—
			5		風力発電施設等維持管理事業	43,248	65,133	△ 33.6%	維持	—	—	—
			0502エネルギー使用の合理化の推進			890	861	3.4%				
			1		急速充電器整備事業	890	861	3.4%	維持	—	—	—
			0503パートナーシップの形成			15,764	12,931	21.9%				
			♥1		江東エコキッズ事業	6,083	3,842	58.3%	維持	—	—	—
			2		カーボンマイナスアクション事業	8,722	8,488	2.8%	維持	—	—	—
			♥3		エコリーダー養成事業	959	601	59.6%	維持	—	—	—
			02未来を担うこどもを育むまち			81,409,937	73,381,692	10.9%				
			03安心してこどもを産み、育てられる環境の充実			52,342,908	48,106,401	8.8%				
			06保育サービスの充実			34,394,555	31,467,329	9.3%				
			0601保育施設の整備			34,183,554	31,265,989	9.3%				
			1		保育所管理運営事業	5,487,512	4,856,608	13.0%	見直し	—	—	○
			2		保育所公設民営化移行事業	3,624	1,081	235.2%	維持	—	—	—
			3		私立保育所扶助事業	12,744,021	11,096,988	14.8%	レベルアップ	○	○	—
			4		私立保育所補助事業	7,379,610	6,222,515	18.6%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
			5		認定こども園扶助事業	430,024	282,512	52.2%	レベルアップ	○	○	—
			6		認定こども園補助事業	305,040	222,749	36.9%	レベルアップ	○	○	—
			7		地域型保育扶助事業	1,232,049	1,198,911	2.8%	維持	—	—	—
			8		地域型保育補助事業	503,988	557,585	△ 9.6%	維持	—	—	—
			9		私立保育所等施設整備資金融資事業	6,007	4,680	28.4%	維持	—	—	—
		◆	10		私立保育所整備事業	2,119,693	2,766,803	△ 23.4%	レベルアップ	○	○	—
		◆	11		新制度移行化事業※1	0	179,252	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			12		保育室運営費補助事業	27,407	27,405	0.0%	維持	—	—	—
			13		家庭福祉員補助事業	11,806	11,863	△ 0.5%	維持	—	—	—
			14		認証保育所運営費等補助事業	2,230,505	2,468,040	△ 9.6%	維持	—	—	—
			15		江東区保育ルーム運営事業	74,002	73,915	0.1%	維持	—	—	—
			16		保育施設特別支援事業	6,652	6,294	5.7%	維持	—	—	—
		♥	17		保育の質の向上事業	2,505	1,831	36.8%	維持	—	—	—
			18		地域子育て支援事業	12,806	12,727	0.6%	維持	—	—	—
			19		保育従事者確保支援事業	942,736	652,037	44.6%	維持	—	—	—
			20		定期利用保育事業	76,528	113,703	△ 32.7%	維持	—	—	—
		◆	21		豊洲保育園改築事業	355,086	392,784	△ 9.6%	維持	—	—	—
		◆	22		辰巳第二保育園改築事業	59,559	89,388	△ 33.4%	維持	—	—	—
		◆	23		大島保育園改築事業	5,752	26,318	△ 78.1%	維持	—	—	—
		◆	24		猿江保育園増築事業	34,600	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	25		大島第二保育園改修事業	82,372	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	26		大島第四保育園改修事業	49,670	0	皆増	新規	—	—	—
			0602多様な保育サービスの提供		211,001	201,340	4.8%					
			1		企業主導型保育施設整備誘導事業	0	65	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			2		非定型一時保育事業	131,379	120,225	9.3%	維持	—	—	—
			3		病児・病後児保育事業	73,123	81,050	△ 9.8%	維持	—	—	—
			4		親子で感じるパラリンピック事業	6,499	0	皆増	新規	—	—	—
			07子育て家庭への支援		17,948,353	16,639,072	7.9%					
			0701子育て支援機能の充実		1,424,765	1,098,601	29.7%					
			1		こども・子育て支援事業計画推進事業	1,304	16,489	△ 92.1%	維持	—	—	—
			2		KOTOハッピー子育てトレーニング事業※2	0	1,765	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			3		子ども家庭支援センター管理運営事業	515,071	349,187	47.5%	レベルアップ	—	○	—
			4		ファミリーサポート事業	25,817	25,941	△ 0.5%	維持	—	—	—
		◆	5		児童向け複合施設整備事業	878,186	440,822	99.2%	維持	—	—	—
		◆	6		(仮称)有明子ども家庭支援センター整備事業	0	260,032	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			7		児童館子育てひろば事業	1,787	1,765	1.2%	維持	—	—	—
			8		幼稚園親子登園事業	2,600	2,600	0.0%	維持	—	—	—
			0702多様なメディアによる子育て情報の発信		6,742	7,224	△ 6.7%					
			1		子育て支援情報発信事業	6,742	7,224	△ 6.7%	維持	—	—	—
			0703子育て家庭への経済的支援		16,516,846	15,533,247	6.3%					
			1		外国人学校保護者負担軽減事業	12,288	12,480	△ 1.5%	維持	—	—	—
			2		児童育成手当支給事業	953,533	974,850	△ 2.2%	維持	—	—	—
			3		児童扶養手当支給事業	1,353,000	1,386,723	△ 2.4%	維持	—	—	—
			4		児童手当支給事業	7,637,345	7,727,468	△ 1.2%	維持	—	—	—
			5		ひとり親家庭等医療費助成事業	141,176	151,379	△ 6.7%	維持	—	—	—
			6		子ども医療費助成事業	2,910,155	2,878,203	1.1%	維持	—	—	—
			7		母子家庭等自立支援事業	12,865	15,909	△ 19.1%	維持	—	—	—
			8		母子生活支援施設運営費補助事業	113,884	116,374	△ 2.1%	維持	—	—	—
			9		母子緊急一時保護事業	1,440	1,440	0.0%	維持	—	—	—
			10		認可外保育施設等保護者負担軽減事業	1,255,051	608,980	106.1%	維持	—	—	—
			11		子育てのための施設等利用給付事業	963,438	585,429	64.6%	維持	—	—	—
			12		幼稚園類似施設就園奨励事業※3	0	24,137	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			13		私立幼稚園等保護者負担軽減事業	396,819	320,417	23.8%	維持	—	—	—
			14		幼稚園類似施設等保護者負担軽減事業	59,261	17,865	231.7%	維持	—	—	—
			15		奨学資金貸付事業	32,634	32,241	1.2%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 のため	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					16 小学校就学援助事業	345,243	339,451	1.7%	維持	—	—	—
					17 小学校特別支援学級等児童就学奨励事業	3,135	2,663	17.7%	維持	—	—	—
					18 中学校就学援助事業	323,205	333,572	△ 3.1%	維持	—	—	—
					19 中学校特別支援学級等生徒就学奨励事業	2,374	3,666	△ 35.2%	維持	—	—	—
					04知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	25,337,473	22,143,329	14.4%				
					08確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	10,237,635	8,002,989	27.9%				
					0801学習内容の充実	6,993,712	4,890,261	43.0%				
					1 教科書採択事業	1,462	1,273	14.8%	維持	—	—	—
					2 研究協力校運営事業	6,076	7,626	△ 20.3%	維持	—	—	—
					3 外国人講師派遣事業	244,994	200,123	22.4%	維持	—	—	—
					4 中学生海外短期留学事業	33,167	27,473	20.7%	維持	—	—	—
					♥ 5 確かな学力強化事業	957,097	479,842	99.5%	レベルアップ	○	○	—
					6 学校力向上事業	66,428	65,941	0.7%	維持	—	—	—
					7 俳句教育推進事業	7,937	7,032	12.9%	維持	—	—	—
					8 オリンピック・パラリンピック教育推進事業	52,840	38,040	38.9%	レベルアップ	○	○	—
					9 教科担任制講師配置事業	7,229	2,755	162.4%	維持	—	—	—
					10 小学校管理運営事業	1,618,230	1,409,660	14.8%	維持	—	—	—
					11 小学校特色ある学校づくり支援事業	23,859	22,211	7.4%	維持	—	—	—
					♥ 12 小学校教育情報化推進事業	1,861,688	570,935	226.1%	レベルアップ	—	○	○
					13 小学校副読本支給事業	14,405	14,495	△ 0.6%	維持	—	—	—
					14 小学校就学事務	1,968	1,794	9.7%	維持	—	—	—
					15 小学校校務情報通信環境管理事業※4	0	563,475	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
					16 中学校管理運営事業	759,281	753,543	0.8%	維持	—	—	—
					17 中学校特色ある学校づくり支援事業	9,600	9,600	0.0%	維持	—	—	—
					♥ 18 中学校教育情報化推進事業	1,191,761	293,877	305.5%	維持	—	—	—
					19 中学校副読本支給事業	6,413	3,025	112.0%	維持	—	—	—
					20 中学校就学事務	938	866	8.3%	維持	—	—	—
					21 中学校校務情報通信環境管理事業※5	0	295,770	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
					22 幼稚園管理運営事業	119,803	113,291	5.7%	レベルアップ	○	○	—
					23 幼稚園特色ある教育活動支援事業	1,600	1,600	0.0%	維持	—	—	—
					24 幼稚園就園事務	6,936	6,014	15.3%	維持	—	—	—
					0802思いやりの心の育成	189,670	205,344	△ 7.6%				
					1 健全育成事業	6,757	6,839	△ 1.2%	維持	—	—	—
					2 小学校移動教室運営事業	51,910	105,953	△ 51.0%	維持	—	—	—
					3 移動教室付添看護事業	3,482	7,967	△ 56.3%	維持	—	—	—
					4 中学校移動教室運営事業	83,745	74,488	12.4%	維持	—	—	—
					5 修学旅行付添看護事業	7,167	6,967	2.9%	維持	—	—	—
					6 日光高原学園管理運営事業	36,609	3,130	1069.6%	維持	—	—	—
					0803健康・体力の増進	2,903,376	2,778,800	4.5%				
					1 部活動振興事業	76,551	58,920	29.9%	維持	—	—	—
					2 小学校プール安全対策事業	6,846	6,888	△ 0.6%	維持	—	—	—
					3 小学校給食運営事業	1,694,559	1,571,010	7.9%	維持	—	—	—
					4 小学校保健衛生事業	292,274	302,016	△ 3.2%	維持	—	—	—
					5 中学校プール安全対策事業	1,245	1,023	21.7%	維持	—	—	—
					6 中学校給食運営事業	629,191	632,141	△ 0.5%	維持	—	—	—
					7 中学校保健衛生事業	139,390	143,432	△ 2.8%	維持	—	—	—
					8 幼稚園保健衛生事業	63,320	63,370	△ 0.1%	維持	—	—	—
					0804教員の資質・能力の向上	150,877	128,584	17.3%				
					1 教職員研修事業	4,532	6,154	△ 26.4%	維持	—	—	—
					2 教育調査研究事業	4,169	4,063	2.6%	維持	—	—	—
					3 教育センター管理運営事業	142,176	118,367	20.1%	維持	—	—	—
					09安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	14,878,188	13,924,132	6.9%				
					0901個に応じた教育支援の推進	860,355	502,519	71.2%				
					1 日本語指導員派遣事業	31,279	28,422	10.1%	維持	—	—	—
					2 学習支援事業	645,920	104,730	516.7%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 のため の	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
				3	土曜・放課後学習教室事業	33,544	33,463	0.2%	維持	—	—	—
				4	幼小中連携教育事業	123,774	59,696	107.3%	維持	—	—	—
				5	小学校特別支援教育事業	11,469	153,631	△ 92.5%	維持	—	—	—
				6	中学校日本語クラブ運営事業	10,296	9,164	12.4%	維持	—	—	—
				7	中学校特別支援教育事業	3,717	60,409	△ 93.8%	維持	—	—	—
				8	幼稚園特別支援教育事業	356	53,004	△ 99.3%	維持	—	—	—
				0902いじめ・不登校対策の充実		124,100	93,001	33.4%				
			♥	1	適応指導教室事業	28,085	15,293	83.6%	レベルアップ	○	○	—
				2	スクールカウンセラー派遣事業	36,904	29,813	23.8%	レベルアップ	○	○	—
				3	スクールソーシャルワーカー活用事業	29,698	20,353	45.9%	レベルアップ	○	○	—
			♥	4	エンカレッジ体験活動事業	364	1,010	△ 64.0%	維持	—	—	—
				5	スクールロイヤー活用事業	3,509	2,112	66.1%	維持	—	—	—
				6	教育相談事業	25,540	24,420	4.6%	維持	—	—	—
				0903教育施設の整備・充実		13,893,733	13,328,612	4.2%				
				1	私立幼稚園施設整備資金融資事業	3,238	1,558	107.8%	維持	—	—	—
				2	学校施設改築等基金積立金	3,444,710	3,505,928	△ 1.7%	維持	—	—	—
				3	学校安全対策事業	22,127	18,801	17.7%	維持	—	—	—
			◆	4	教育センター改修事業	30,474	0	皆増	新規	—	—	—
				5	小学校校舎維持管理事業	1,570,567	1,120,632	40.2%	見直し	—	○	○
			◆	6	数矢小学校増築事業	0	28,600	皆減	維持	—	—	—
			◆	7	平久小学校増築事業	98,753	316,343	△ 68.8%	維持	—	—	—
			◆	8	扇橋小学校増築事業	115,291	229,814	△ 49.8%	維持	—	—	—
			◆	9	東川小学校増築事業	549,383	393,730	39.5%	維持	—	—	—
			◆	10	豊洲西小学校増築事業	1,671,163	496,600	236.5%	維持	—	—	—
			◆	11	第二亀戸小学校増築事業	847,691	93,032	811.2%	維持	—	—	—
			◆	12	香取小学校改築事業	0	2,487,492	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			◆	13	第二大島小学校改築事業	50,000	0	皆増	新規	—	—	—
			◆	14	小学校大規模改修事業	25,300	319,229	△ 92.1%	維持	—	—	—
			◆	15	小学校校舎改修事業	546,387	708,193	△ 22.8%	維持	—	—	—
				16	中学校校舎維持管理事業	968,362	476,737	103.1%	見直し	—	○	○
			◆	17	第二大島中学校改築事業	1,214,956	87,899	1282.2%	維持	—	—	—
			◆	18	中学校大規模改修事業	2,082,886	838,500	148.4%	維持	—	—	—
			◆	19	中学校校舎改修事業	25,106	371,140	△ 93.2%	維持	—	—	—
			◆	20	日光高原学園改修事業	0	1,124,499	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				21	園舎維持管理事業	93,652	35,560	163.4%	見直し	—	○	○
				22	私立幼稚園等運営費扶助事業	533,687	382,084	39.7%	レベルアップ	—	○	—
			◆	23	幼稚園大規模改修事業	0	255,273	皆減	維持	—	—	—
			◆	24	園舎改修事業	0	36,968	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				10地域や教育関係機関との連携による教育力の向上		221,650	216,208	2.5%				
				1001地域に根ざした教育の推進		42,558	42,155	1.0%				
				1	学校支援地域本部事業	42,558	42,155	1.0%	維持	—	—	—
				1002開かれた学校(園)づくり		178,405	173,287	3.0%				
				1	学校選択制度運用事業	5,928	5,450	8.8%	維持	—	—	—
				2	学校公開安全管理事業	4,469	4,344	2.9%	維持	—	—	—
				3	教育委員会広報事業	6,053	6,586	△ 8.1%	維持	—	—	—
				4	豊洲西小学校体育館棟地域開放事業	161,955	156,907	3.2%	維持	—	—	—
				1003教育関係機関との協力体制の構築		687	766	△ 10.3%				
				1	PTA研修事業	687	766	△ 10.3%	維持	—	—	—
				05こどもの未来を育む地域社会づくり		3,729,556	3,131,962	19.1%				
				11地域ぐるみの子育て家庭への支援		64,276	48,264	33.2%				
				1101児童虐待防止対策の推進		59,186	42,942	37.8%				
				1	児童虐待対応事業	22,547	19,532	15.4%	維持	—	—	—
			♥	2	児童家庭支援士訪問事業	6,783	2,331	191.0%	維持	—	—	—
				3	こどもショートステイ事業	28,285	19,389	45.9%	レベルアップ	○	○	—
			♥	4	養育支援訪問事業	1,571	1,690	△ 7.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組める施策の実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				1102地域・家庭における教育力の向上	5,090	5,322	△ 4.4%				
			1	障害児(者)の親のための講座事業	154	154	0.0%	維持	—	—	—
			2	家庭教育学級事業	4,936	5,168	△ 4.5%	維持	—	—	—
				12健全で安全な社会環境づくり	3,486,853	2,876,525	21.2%				
				1201子どもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	3,292,467	2,679,768	22.9%				
			1	子ども食堂支援事業	3,403	2,939	15.8%	維持	—	—	—
			2	放課後子どもプラン事業	2,625,884	1,849,699	42.0%	維持	—	—	—
			3	学校開放事業	5,715	6,076	△ 5.9%	維持	—	—	—
			4	ウィークエンドスクール事業	6,211	5,733	8.3%	維持	—	—	—
			5	児童館管理運営事業	270,908	343,424	△ 21.1%	維持	—	—	—
			6	学童クラブ管理運営事業※6	0	321,017	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			7	私立学童クラブ補助事業	40,394	40,227	0.4%	維持	—	—	—
			8	こどもまつり事業	20,434	15,712	30.1%	レベルアップ	—	○	—
			◆	きッズクラブ香取改築事業	0	31,372	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			◆	辰巳児童館改修事業	0	39,600	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			◆	豊洲四丁目学童クラブ改修事業	0	9,339	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			◆	きッズクラブ東雲第三改修事業	79,940	5,313	1404.6%	維持	—	—	—
			◆	きッズクラブ南砂六丁目改修事業	211,968	9,317	2175.1%	維持	—	—	—
			◆	きッズクラブ平久改修事業	27,610	0	皆増	新規	—	—	—
				1202子どもの安全を確保する地域環境の創出	194,386	196,757	△ 1.2%				
			1	こども110番の家事業	1,725	1,152	49.7%	維持	—	—	—
			2	児童交通安全事業	192,661	195,605	△ 1.5%	維持	—	—	—
				13地域の人材を活用した青少年の健全育成	178,427	207,173	△ 13.9%				
				1301青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	18,256	17,833	2.4%				
			1	成人式運営事業	8,502	8,392	1.3%	維持	—	—	—
			2	青少年問題協議会運営事業	2,417	2,251	7.4%	維持	—	—	—
			3	青少年育成啓発事業	7,337	7,190	2.0%	維持	—	—	—
				1302青少年団体の育成や青少年指導者の養成	160,171	189,340	△ 15.4%				
			1	青少年対策地区委員会活動事業	8,795	8,709	1.0%	維持	—	—	—
			2	青少年団体育成事業	6,351	4,278	48.5%	維持	—	—	—
			3	青少年指導者講習会事業	24,070	20,875	15.3%	維持	—	—	—
			♥	青少年相談事業	8,414	6,205	35.6%	レベルアップ	○	○	—
			5	少年の自然生活体験事業	9,880	9,491	4.1%	維持	—	—	—
			6	青少年委員活動事業	6,155	5,850	5.2%	維持	—	—	—
			7	青少年交流プラザ管理運営事業	96,506	127,125	△ 24.1%	維持	—	—	—
			8	青少年指導者海外派遣事業	0	6,807	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				03区民の力で築く元気に輝くまち	7,988,289	9,609,171	△ 16.9%				
				06健全で活力ある地域産業の育成	1,190,140	1,229,454	△ 3.2%				
				14区内中小企業の育成	897,949	917,247	△ 2.1%				
				1401経営力・競争力の強化	227,166	209,017	8.7%				
			1	公衆浴場助成事業	38,101	50,450	△ 24.5%	維持	—	—	—
			2	中小企業活性化協議会運営事業	24	27	△ 11.1%	維持	—	—	—
			3	中小企業景況調査事業	3,547	3,328	6.6%	維持	—	—	—
			4	中小企業施策ガイド発行事業	882	866	1.8%	維持	—	—	—
			5	経営相談事業	5,816	5,816	0.0%	維持	—	—	—
			6	産業展事業	4,565	4,565	0.0%	維持	—	—	—
			7	中小企業団体活動支援事業	5,791	7,258	△ 20.2%	維持	—	—	—
			8	勤労者共済支援事業	17,502	17,502	0.0%	維持	—	—	—
			9	産学公連携事業	9,356	9,350	0.1%	維持	—	—	—
			10	新製品・新技術開発支援事業	18,498	18,490	0.0%	維持	—	—	—
			11	販路開拓支援事業	29,615	29,585	0.1%	維持	—	—	—
			♥	江東ブランド推進事業	36,468	33,018	10.4%	レベルアップ	—	○	—
			13	産業実態調査事業	27,472	0	皆増	新規	—	—	—
			14	産業会館管理運営事業	29,529	28,762	2.7%	維持	—	—	—
				1402後継者・技術者の育成	181,584	189,261	△ 4.1%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 のため の現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					1 産業表彰事業	2,680	2,995	△ 10.5%	維持	—	—	—
					2 産業スクーリング事業	6,624	6,882	△ 3.7%	維持	—	—	—
					3 インターンシップ事業	3,048	3,048	0.0%	維持	—	—	—
					4 中小企業雇用支援事業	169,232	176,336	△ 4.0%	維持	—	—	—
					1403創業への支援	489,199	518,969	△ 5.7%				
					1 中小企業融資事業	444,323	473,270	△ 6.1%	維持	—	—	—
					2 創業支援資金融資事業	39,054	37,472	4.2%	維持	—	—	—
					3 創業支援事業	5,822	8,227	△ 29.2%	維持	—	—	—
					15環境変化に対応した商店街振興	253,622	278,289	△ 8.9%				
					1501利用しやすい商店街の拡充	105,755	101,444	4.2%				
					1 商店街連合会支援事業	17,337	21,214	△ 18.3%	維持	—	—	—
					2 商店街活性化総合支援事業	35,665	35,205	1.3%	維持	—	—	—
					♥ 3 江東お店の魅力発掘発信事業	52,753	45,025	17.2%	レベルアップ	○	○	—
					1502商店街イメージの改革	147,867	176,845	△ 16.4%				
					1 商店街イベント補助事業	90,657	98,737	△ 8.2%	維持	—	—	—
					2 商店街装飾灯補助事業	15,202	15,202	0.0%	維持	—	—	—
					3 魅力ある商店街創出事業	29,608	30,906	△ 4.2%	維持	—	—	—
					4 地域連携型商店街事業	10,400	32,000	△ 67.5%	維持	—	—	—
					5 商店街地域力向上事業	2,000	0	皆増	新規	—	—	—
					16安心できる消費者生活の実現	38,569	33,918	13.7%				
					1601消費者情報の提供の充実	6,697	6,625	1.1%				
					1 消費者展事業	1,522	1,423	7.0%	維持	—	—	—
					2 消費者講座事業	1,244	1,244	0.0%	維持	—	—	—
					3 消費者情報提供事業	2,671	2,698	△ 1.0%	維持	—	—	—
					4 消費者団体育成事業	1,260	1,260	0.0%	維持	—	—	—
					1602消費者保護体制の充実	31,872	27,293	16.8%				
					1 消費者相談事業	29,826	25,374	17.5%	維持	—	—	—
					2 消費者センター管理運営事業	1,777	1,919	△ 7.4%	維持	—	—	—
					3 計量器事前調査事業	269	0	皆増	維持	—	—	—
					07個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	5,816,401	7,471,924	△ 22.2%				
					17コミュニティの活性化	477,753	689,703	△ 30.7%				
					1701コミュニティ活動への参加の促進	116,010	113,848	1.9%				
					1 町会自治会活動事業	110,433	109,546	0.8%	維持	—	—	—
					2 コミュニティ活動支援事業	5,577	4,302	29.6%	維持	—	—	—
					1702コミュニティ活動の情報発信	2,108	1,954	7.9%				
					1 コミュニティ活動情報発信事業	2,108	1,954	7.9%	維持	—	—	—
					1703コミュニティ活動の環境整備	263,055	504,592	△ 47.9%				
					1 広報板維持管理事業	1,561	1,485	5.1%	維持	—	—	—
					2 住居表示管理事業	6,205	3,080	101.5%	維持	—	—	—
					3 公共サイン維持管理事業	4,284	237,986	△ 98.2%	維持	—	—	—
					4 町会自治会会館建設助成事業	23,700	36,700	△ 35.4%	維持	—	—	—
					5 区民館管理運営事業	42,007	40,364	4.1%	維持	—	—	—
					6 地区集会所管理運営事業	15,130	19,026	△ 20.5%	維持	—	—	—
					7 保養施設借上事業	118,707	118,255	0.4%	維持	—	—	—
					◆ 8 地区集会所改修事業	51,461	47,696	7.9%	維持	—	—	—
					1704世代、国籍を超えた交流の促進	96,580	69,309	39.3%				
					1 姉妹都市・区内在住外国人交流事業	3,920	4,040	△ 3.0%	維持	—	—	—
					2 多文化共生・国際化推進事業	11,878	0	皆増	新規	—	—	—
					3 外国人相談事業	245	255	△ 3.9%	維持	—	—	—
					4 区民まつり事業	46,216	45,642	1.3%	維持	—	—	—
					5 江東花火大会事業	32,611	18,256	78.6%	レベルアップ	—	○	—
					6 隅田川花火大会事業	1,710	1,116	53.2%	維持	—	—	—
					18地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	5,147,286	6,618,824	△ 22.2%				
					1801誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	5,086,637	6,557,654	△ 22.4%				
					1 人権学習事業	747	799	△ 6.5%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策を 実現 のため の現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		2		生涯学習情報提供事業	242	384	△ 37.0%	維持	—	—	—
		3		少年運動広場維持管理事業	13,397	7,992	67.6%	維持	—	—	—
		4		スポーツ推進委員活動事業	7,741	5,773	34.1%	維持	—	—	—
		5		地域文化施設管理運営事業	1,473,392	1,503,713	△ 2.0%	維持	—	—	—
		6		スポーツ施設管理運営事業	2,113,816	2,046,267	3.3%	レベルアップ	○	—	—
		◆7		夢の島競技場改修事業	0	1,574,415	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆8		夢の島野球場改修事業	12,760	101,420	△ 87.4%	維持	—	—	—
		◆9		深川庭球場改修事業	0	77,402	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
		10		知的障害者学習支援事業	15,280	13,536	12.9%	維持	—	—	—
		11		学童疎開資料室運営事業	633	295	114.6%	維持	—	—	—
		12		図書館管理運営事業	1,415,005	1,220,344	16.0%	レベルアップ	○	○	—
		13		図書館読書活動推進事業	6,226	5,314	17.2%	維持	—	—	—
		◆14		深川図書館改修事業	27,398	0	皆増	新規	—	—	—
		1802継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援			60,649	61,170	△ 0.9%				
		1		文化・スポーツ顕彰事業	1,928	948	103.4%	維持	—	—	—
		2		スポーツ推進計画策定事業	0	6,489	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
		♥3		区民スポーツ普及振興事業	46,016	41,049	12.1%	レベルアップ	○	○	—
		4		江東シーサイドマラソン事業	12,350	12,350	0.0%	維持	—	—	—
		5		優秀選手及び功労者表彰事業	355	334	6.3%	維持	—	—	—
		19男女共同参画社会の実現			191,362	163,397	17.1%				
		1901男女平等意識の向上			3,758	3,731	0.7%				
		1		男女共同参画啓発事業	3,491	3,466	0.7%	維持	—	—	—
		2		男女共同参画苦情調整事業	267	265	0.8%	維持	—	—	—
		1902性別によらないあらゆる活動への参加拡大			153,733	126,328	21.7%				
		1		男女共同参画推進センター管理運営事業	101,953	79,647	28.0%	維持	—	—	—
		2		男女共同参画推進センター一時保育事業	17,617	12,676	39.0%	維持	—	—	—
		3		パルカレッジ事業	1,573	1,682	△ 6.5%	維持	—	—	—
		4		男女共同参画学習事業	22,047	23,382	△ 5.7%	維持	—	—	—
		5		男女共同参画活動援助事業	1,574	1,566	0.5%	維持	—	—	—
		6		男女共同参画審議会運営事業	1,214	1,041	16.6%	維持	—	—	—
		7		男女共同参画行動計画策定事業	7,755	6,334	22.4%	維持	—	—	—
		1903仕事と生活の調和の推進			374	317	18.0%				
		1		ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	374	317	18.0%	維持	—	—	—
		1904異性に対するあらゆる暴力の根絶			33,497	33,021	1.4%				
		1		男女共同参画相談事業	33,497	33,021	1.4%	維持	—	—	—
		08地域文化の活用と観光振興			981,748	907,793	8.1%				
		20文化の彩り豊かな地域づくり			743,692	730,871	1.8%				
		2001伝統文化の保存と継承			389,925	323,958	20.4%				
		1		文化財保護事業	43,957	34,229	28.4%	レベルアップ	—	○	—
		2		文化財公開事業	17,174	15,153	13.3%	維持	—	—	—
		3		文化財講習会事業	928	923	0.5%	維持	—	—	—
		4		郷土資料刊行事業	1,913	923	107.3%	維持	—	—	—
		5		文化財保護推進協力員活動事業	1,191	1,201	△ 0.8%	維持	—	—	—
		6		歴史文化施設管理運営事業	252,993	271,529	△ 6.8%	維持	—	—	—
		◆7		深川江戸資料館改修事業	31,969	0	皆増	新規	—	—	—
		◆8		深川東京モダン館改修事業	39,800	0	皆増	新規	—	—	—
		2002芸術文化活動への支援と啓発			353,767	406,913	△ 13.1%				
		1		江東公会堂管理運営事業	353,767	406,913	△ 13.1%	維持	—	—	—
		21地域資源を活用した観光振興			238,056	176,922	34.6%				
		2101観光資源の開発と発信			177,489	120,317	47.5%				
		1		観光PR事業※7	0	12,714	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
		♥2		観光推進事業	82,112	22,629	262.9%	レベルアップ	○	○	—
		3		江東区観光協会運営補助事業	73,689	64,687	13.9%	レベルアップ	—	○	—
		4		観光イベント事業	21,688	20,287	6.9%	維持	—	—	—
		2102観光客の受け入れ態勢の整備			58,695	54,633	7.4%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 の現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
			1		シャトルバス運行事業	36,537	34,737	5.2%	維持	—	—	—
			2		観光拠点運営補助事業	22,158	19,896	11.4%	維持	—	—	—
			2103他団体との連携による観光推進		1,872	1,972	△ 5.1%					
			1		東京マラソンイベント参加事業	1,872	1,972	△ 5.1%	維持	—	—	—
			04ともを支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち		157,449,264	154,993,483	1.6%					
			09健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実		6,415,158	5,981,014	7.3%					
			22健康づくりの推進		3,102,051	2,975,431	4.3%					
			2201健康教育、健康相談等の充実		1,571,971	1,499,660	4.8%					
			1		健康増進事業	302	2,629	△ 88.5%	維持	—	—	—
			2		歯と口の健康週間事業	788	766	2.9%	維持	—	—	—
			3		がん対策推進事業	1,298	1,932	△ 32.8%	維持	—	—	—
			4		たばこ対策事業	26,058	2,214	1077.0%	レベルアップ	○	—	—
			5		衛生統計調査事業	2,829	2,235	26.6%	維持	—	—	—
			6		保健相談所管理運営事業	140,545	125,464	12.0%	維持	—	—	—
			7		心身障害者施設等健康相談事業	7,898	7,476	5.6%	維持	—	—	—
			8		自殺総合対策・メンタルヘルス事業	2,959	5,167	△ 42.7%	維持	—	—	—
			9		精神障害者退院後支援事業	589	0	皆増	新規	—	—	—
			10		公害健康被害認定審査事業	41,564	41,677	△ 0.3%	維持	—	—	—
			11		公害健康被害補償給付事業	1,183,715	1,158,659	2.2%	維持	—	—	—
			12		公害健康リハビリテーション事業	4,338	4,383	△ 1.0%	維持	—	—	—
			13		難病対策事業	10,844	10,620	2.1%	維持	—	—	—
			14		精神保健相談事業	12,603	12,409	1.6%	維持	—	—	—
			15		健康センター管理運営事業	133,916	122,363	9.4%	維持	—	—	—
			16		栄養相談事業	1,725	1,666	3.5%	維持	—	—	—
			2202疾病の早期発見・早期治療		1,519,586	1,469,726	3.4%					
			1		歯科衛生相談事業	20,966	19,672	6.6%	維持	—	—	—
			2		健康診査事業	369,538	367,065	0.7%	維持	—	—	—
			3		胃がん検診事業	176,471	172,273	2.4%	維持	—	—	—
			4		子宮頸がん検診事業	172,587	169,790	1.6%	維持	—	—	—
			5		肺がん検診事業	87,915	61,604	42.7%	維持	—	—	—
			6		乳がん検診事業	180,315	181,107	△ 0.4%	維持	—	—	—
			7		大腸がん検診事業	339,807	326,683	4.0%	維持	—	—	—
			8		前立腺がん検診事業	8,228	8,214	0.2%	維持	—	—	—
			9		眼科検診事業	20,695	20,375	1.6%	維持	—	—	—
			10		生活習慣病予防健康診査事業	7,036	8,206	△ 14.3%	維持	—	—	—
			11		歯周疾患検診事業	68,041	68,549	△ 0.7%	維持	—	—	—
			12		保健情報システム管理運用事業	67,076	65,306	2.7%	維持	—	—	—
			13		成人保健指導事業	911	882	3.3%	維持	—	—	—
			2203食育の推進		10,494	6,045	73.6%					
			1		食育推進事業	6,581	2,005	228.2%	レベルアップ	○	—	—
			2		食と健康づくり事業	3,913	4,040	△ 3.1%	維持	—	—	—
			23感染症対策と生活環境衛生の確保		2,266,085	1,960,819	15.6%					
			2301健康危機管理体制の整備		38,518	37,599	2.4%					
			1		感染症診査協議会運営事業	3,098	3,098	0.0%	維持	—	—	—
			2		感染症対策事業	4,143	3,255	27.3%	維持	—	—	—
			3		感染症医療給付事業	29,705	29,705	0.0%	維持	—	—	—
			4		新型インフルエンザ等対策事業	1,572	1,541	2.0%	維持	—	—	—
			2302感染症予防対策の充実		2,103,979	1,809,061	16.3%					
			1		公害健康インフルエンザ助成事業	2,229	2,295	△ 2.9%	維持	—	—	—
			2		予防接種事業	2,082,226	1,789,389	16.4%	レベルアップ	○	—	—
			3		エイズ対策事業	2,229	2,195	1.5%	維持	—	—	—
			4		結核健診事業	16,735	14,735	13.6%	維持	—	—	—
			5		結核DOTS事業	560	447	25.3%	維持	—	—	—
			2303生活環境衛生の確保		123,588	114,159	8.3%					
			1		環境衛生監視指導事業	18,861	18,305	3.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
				2	環境衛生教育事業	300	300	0.0%	維持	—	—	—
				3	食品衛生監視指導事業	45,495	41,541	9.5%	維持	—	—	—
				4	食中毒対策事業	5,905	5,905	0.0%	維持	—	—	—
				5	食品衛生教育事業	1,500	1,498	0.1%	維持	—	—	—
				6	狂犬病予防事業	6,920	5,499	25.8%	維持	—	—	—
				7	動物愛護啓発事業	5,564	6,012	△ 7.5%	維持	—	—	—
				8	そ族昆虫駆除事業	33,747	29,958	12.6%	維持	—	—	—
				9	医事・薬事衛生監視指導事業	3,803	3,680	3.3%	維持	—	—	—
				10	給食施設指導事業	1,493	1,461	2.2%	維持	—	—	—
					24保健・医療施策の充実	1,047,022	1,044,764	0.2%				
					2401保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	166,572	174,356	△ 4.5%				
				1	土曜・休日医科診療・調剤事業	103,277	106,419	△ 3.0%	維持	—	—	—
				2	休日歯科診療事業	20,169	21,476	△ 6.1%	維持	—	—	—
				3	こどもクリニック事業	18,118	17,830	1.6%	維持	—	—	—
				4	在宅医療連携推進事業	16,622	20,269	△ 18.0%	維持	—	—	—
				5	歯科保健推進事業	4,822	4,822	0.0%	維持	—	—	—
				6	骨髄移植ドナー支援事業	1,050	1,050	0.0%	維持	—	—	—
				7	医療相談窓口事業	2,514	2,490	1.0%	維持	—	—	—
					2402母子保健の充実	880,450	870,408	1.2%				
				1	子育てスタート支援事業	2,767	0	皆増	維持	—	—	—
				2	地区母子連絡会運営事業	170	170	0.0%	維持	—	—	—
				♥3	妊娠出産支援事業	96,375	86,496	11.4%	維持	—	—	—
				4	両親学級事業	18,941	18,358	3.2%	維持	—	—	—
				♥5	新生児・産婦訪問指導事業	25,943	25,939	0.0%	維持	—	—	—
				6	身体障害児療育指導事業	5,254	5,053	4.0%	維持	—	—	—
				7	母子健康手帳交付事業	2,242	2,242	0.0%	維持	—	—	—
				8	未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	34,544	37,004	△ 6.6%	維持	—	—	—
				9	療育医療給付事業	1,972	2,833	△ 30.4%	維持	—	—	—
				10	乳児健康診査事業	108,396	105,625	2.6%	維持	—	—	—
				11	一歳六か月児健康診査事業	64,283	63,931	0.6%	維持	—	—	—
				12	三歳児健康診査事業	43,896	41,157	6.7%	維持	—	—	—
				13	妊婦健康診査事業	427,437	434,570	△ 1.6%	維持	—	—	—
				14	心の発達相談事業	6,225	5,096	22.2%	維持	—	—	—
				15	母親栄養相談事業	1,865	1,795	3.9%	維持	—	—	—
				16	特定不妊治療費助成事業	40,140	40,139	0.0%	維持	—	—	—
					10誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	151,034,106	149,012,469	1.4%				
					25総合的な福祉の推進	54,829,951	52,388,191	4.7%				
					2501相談支援体制の充実・手続きの簡素化	824,585	802,001	2.8%				
				1	民生委員推薦会運営事業	354	398	△ 11.1%	維持	—	—	—
				2	民生・児童委員活動事業	49,249	43,260	13.8%	維持	—	—	—
				3	介護給付費等支給審査会運営事業	6,570	6,563	0.1%	維持	—	—	—
				4	地域自立支援協議会運営事業	432	439	△ 1.6%	維持	—	—	—
				介5	地域包括支援センター運営事業	765,970	749,331	2.2%	維持	—	—	—
				護6	地域ケア会議推進事業	2,010	2,010	0.0%	維持	—	—	—
					2502在宅支援サービスの拡充	34,363,726	32,761,970	4.9%				
				1	社会福祉協議会事業費助成事業	155,629	152,533	2.0%	維持	—	—	—
				2	裁判員制度参加支援事業	66	66	0.0%	維持	—	—	—
				3	身体障害者緊急通報システム設置事業	671	911	△ 26.3%	維持	—	—	—
				4	重度脳性麻痺者介護事業	26,557	28,453	△ 6.7%	維持	—	—	—
				5	心身障害者紙おむつ支給事業	35,816	36,496	△ 1.9%	維持	—	—	—
				6	心身障害者福祉電話事業	1,688	1,690	△ 0.1%	維持	—	—	—
				7	心身障害者寝具乾燥消毒・水洗い事業	1,344	1,016	32.3%	維持	—	—	—
				8	心身障害者出張調髪サービス事業	5,770	5,542	4.1%	維持	—	—	—
				9	緊急一時保護事業	3,219	3,393	△ 5.1%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 のため	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
			10		心身障害者家具転倒防止器具取付事業	162	176	△ 8.0%	維持	—	—	—
			11		重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業	9,265	9,265	0.0%	維持	—	—	—
			12		重症心身障害児(者)在宅レスパイト支援事業	9,229	8,010	15.2%	維持	—	—	—
			13		介護給付等給付事業	8,640,105	8,361,440	3.3%	維持	—	—	—
			14		高額障害福祉サービス費給付事業	6,061	6,188	△ 2.1%	維持	—	—	—
			15		相談支援給付事業	116,716	104,666	11.5%	維持	—	—	—
			16		自立支援医療費給付事業	765,407	711,217	7.6%	維持	—	—	—
			17		療養介護医療費給付事業	91,901	88,616	3.7%	維持	—	—	—
			18		心身障害者日常生活用具給付事業	113,483	108,237	4.8%	維持	—	—	—
			19		身体障害者住宅設備改善給付事業	12,243	12,882	△ 5.0%	維持	—	—	—
			20		訪問介護利用者負担軽減事業	156	158	△ 1.3%	維持	—	—	—
		◆	21		小規模多機能型居宅介護施設整備事業	0	62,437	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			22		高齢者寝具乾燥消毒・水洗い事業	2,797	1,999	39.9%	維持	—	—	—
			23		高齢者出張調髪サービス事業	21,770	21,877	△ 0.5%	維持	—	—	—
			24		高齢者紙おむつ支給事業	208,079	208,285	△ 0.1%	維持	—	—	—
			25		出張三療サービス事業	8,871	8,476	4.7%	維持	—	—	—
			26		食事サービス事業	57,180	56,446	1.3%	維持	—	—	—
			27		高齢者福祉電話事業	20,681	25,644	△ 19.4%	維持	—	—	—
			28		非常ベル及び自動消火器設置事業	1,118	1,173	△ 4.7%	維持	—	—	—
			29		補聴器支給事業	37,007	21,106	75.3%	維持	—	—	—
			30		高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	736	795	△ 7.4%	維持	—	—	—
			31		家族介護慰労金支給事業	400	400	0.0%	維持	—	—	—
			32		高齢者日常生活用具給付事業	13,163	13,406	△ 1.8%	維持	—	—	—
			33		高齢者住宅設備改修給付事業	141,063	123,014	14.7%	レベルアップ	○	○	—
			34		高齢者家具転倒防止器具取付事業	3,830	3,087	24.1%	維持	—	—	—
			35		高齢者緊急通報システム設置事業	11,206	11,651	△ 3.8%	維持	—	—	—
			36		シルバーステイ事業	33,054	32,645	1.3%	維持	—	—	—
			37		介護保険施設管理事業	137,653	137,832	△ 0.1%	維持	—	—	—
			38		地域密着型介護施設管理運営事業	124,695	113,832	9.5%	維持	—	—	—
			39		精神・育成自立支援医療費給付事業	12,890	13,055	△ 1.3%	維持	—	—	—
			40		居宅介護サービス給付費	19,720,587	18,578,770	6.1%	維持	—	—	—
			41		居宅介護福祉用具購入費	52,500	54,760	△ 4.1%	維持	—	—	—
			42		居宅介護住宅改修費	61,935	72,825	△ 15.0%	維持	—	—	—
			43		居宅介護サービス計画給付費	1,722,600	1,641,750	4.9%	維持	—	—	—
			44		介護予防サービス給付費	640,764	592,284	8.2%	維持	—	—	—
			45		介護予防福祉用具購入費	19,200	20,460	△ 6.2%	維持	—	—	—
			46		介護予防住宅改修費	52,143	52,143	0.0%	維持	—	—	—
			47		介護予防サービス計画給付費	100,215	89,250	12.3%	維持	—	—	—
			48		特定入所者介護予防サービス費	1,632	1,085	50.4%	維持	—	—	—
			49		介護予防・生活支援サービス事業	973,151	958,681	1.5%	レベルアップ	○	○	—
			50		介護予防ケアマネジメント事業費	130,472	138,710	△ 5.9%	維持	—	—	—
			51		介護予防把握事業	711	887	△ 19.8%	維持	—	—	—
			52		介護予防普及啓発事業	4,166	5,153	△ 19.2%	維持	—	—	—
			53		一般介護予防教室事業	4,830	4,953	△ 2.5%	維持	—	—	—
			54		介護予防グループ活動事業	2,880	3,342	△ 13.8%	維持	—	—	—
			55		地域介護予防活動支援事業	5,422	4,570	18.6%	維持	—	—	—
			56		地域リハビリテーション活動支援事業	1,790	2,088	△ 14.3%	維持	—	—	—
			57		高齢者家族介護教室事業	2,031	2,031	0.0%	維持	—	—	—
			58		高齢者生活支援体制整備事業	12,650	13,614	△ 7.1%	維持	—	—	—
			59		認知症高齢者支援事業	15,184	15,196	△ 0.1%	レベルアップ	○	○	○
			60		在宅医療・介護連携推進事業	3,929	8,010	△ 50.9%	維持	—	—	—
			61		住宅改修支援事業	600	614	△ 2.3%	維持	—	—	—
			62		総合事業審査支払手数料	2,653	2,679	△ 1.0%	維持	—	—	—
					2503入所・居住型施設の整備・充実	12,060,027	11,450,571	5.3%				
			1		ミドルステイ事業	3,458	3,458	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
				2	心身障害者入所措置事業	2,875	2,875	0.0%	維持	—	—	—
				3	知的障害者入所更生施設(バサーजूいなぎ)整備事業	1,500	1,500	0.0%	維持	—	—	—
				4	知的障害者入所更生施設(愛幸)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
				5	知的障害者入所更生施設(やすらぎの社)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
		◆		6	障害者入所施設整備事業	1,496	1,373	9.0%	維持	—	—	—
				7	知的障害者ショートステイ推進事業	949	949	0.0%	維持	—	—	—
				8	障害者グループホーム援護事業※8	0	16,750	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
				9	リバーハウス東砂管理運営事業	66,754	65,545	1.8%	維持	—	—	—
				10	心身障害者生活寮運営費助成事業	19,308	16,130	19.7%	維持	—	—	—
				11	障害者グループホーム支援事業	293,357	10,947	2579.8%	維持	—	—	—
		◆		12	特別養護老人ホーム等(コスモス)整備事業	17,800	17,800	0.0%	維持	—	—	—
		◆		13	特別養護老人ホーム等(三井陽光苑)整備事業	14,200	14,200	0.0%	維持	—	—	—
		◆		14	特別養護老人ホーム等(あじさい)整備事業	9,600	9,600	0.0%	維持	—	—	—
		◆		15	特別養護老人ホーム等(芳香苑)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
		◆		16	特別養護老人ホーム等(カメリア)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
		◆		17	認知症高齢者グループホーム整備事業	320,145	137,000	133.7%	維持	—	—	—
		◆		18	特別養護老人ホームあそか園改築事業	447,216	0	皆増	新規	—	—	—
		◆		19	都市型軽費老人ホーム整備事業	0	100,000	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
				20	民営化介護保険施設運営支援事業	418,000	434,000	△ 3.7%	維持	—	—	—
				21	養護老人ホーム入所措置事業	219,014	234,368	△ 6.6%	維持	—	—	—
				22	特別養護老人ホーム入所措置事業	1,249	1,416	△ 11.8%	維持	—	—	—
				23	特別養護老人ホーム入所調整事業	2,570	1,714	49.9%	維持	—	—	—
		介		24	施設介護サービス給付費	9,310,536	9,470,946	△ 1.7%	維持	—	—	—
		護		25	特定入所者介護サービス費	900,000	900,000	0.0%	維持	—	—	—
				2504質の高い福祉サービスの提供			7,581,613	7,373,649	2.8%			
		♥		1	福祉サービス第三者評価推進事業	0	65,481	皆減	維持	—	—	—
		♥		2	保育施設福祉サービス第三者評価推進事業	22,800	0	皆増	維持	—	—	—
		♥		3	高齢者施設福祉サービス第三者評価推進事業	13,818	0	皆増	維持	—	—	—
		♥		4	障害者(児)施設福祉サービス第三者評価推進事業	11,400	0	皆増	維持	—	—	—
				5	社会福祉法人認可・指導監査事業	1,335	1,080	23.6%	維持	—	—	—
				6	障害福祉サービス等適正化事業	881	597	47.6%	維持	—	—	—
				7	認定調査等事業	39,081	32,393	20.6%	維持	—	—	—
				8	地域福祉計画策定事業	10,909	0	皆増	新規	—	—	—
				9	障害者計画進行管理事業	7,812	9,606	△ 18.7%	レベルアップ	○	—	—
				10	高齢者保健福祉計画進行管理事業	13,914	8,664	60.6%	レベルアップ	○	—	—
				11	介護サービス利用者負担軽減事業	5,863	5,862	0.0%	維持	—	—	—
				12	介護保険会計繰出金	5,631,593	5,588,696	0.8%	レベルアップ	○	○	—
				13	介護保険運営事業	22,316	20,053	11.3%	維持	—	—	—
				14	国民健康保険連合会負担金	264	262	0.8%	維持	—	—	—
				15	賦課徴収事務	58,824	53,822	9.3%	維持	—	—	—
				16	介護認定審査会運営事業	47,992	60,438	△ 20.6%	維持	—	—	—
				17	認定調査等事業	249,669	253,083	△ 1.3%	維持	—	—	—
				18	被保険者啓発事業	6,685	11,154	△ 40.1%	維持	—	—	—
				19	審査支払手数料	33,287	32,356	2.9%	維持	—	—	—
				20	高額介護サービス費	987,684	836,460	18.1%	維持	—	—	—
				21	高額医療合算介護サービス費	174,800	154,000	13.5%	維持	—	—	—
				22	財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
				23	高額介護予防サービス費	2,380	2,268	4.9%	維持	—	—	—
				24	高額医療合算介護予防サービス費	4,320	4,480	△ 3.6%	維持	—	—	—
				25	介護費用適正化事業	16,472	15,748	4.6%	維持	—	—	—
				26	介護給付費準備基金積立金	1,013	2,145	△ 52.8%	維持	—	—	—
				27	第一号被保険者保険料還付金	16,500	15,000	10.0%	維持	—	—	—
				28	返納金	200,000	200,000	0.0%	維持	—	—	—
				26地域で支える福祉の充実			1,341,915	1,253,514	7.1%			

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					2601高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	1,161,222	1,091,782	6.4%				
					1 シルバー人材センター管理運営費補助事業	65,418	63,599	2.9%	維持	—	—	—
					2 敬老の集い事業	12,289	11,893	3.3%	維持	—	—	—
					3 敬老祝金支給事業	81,942	73,570	11.4%	維持	—	—	—
					4 ふれあい入浴事業	123,887	112,302	10.3%	維持	—	—	—
					5 老人クラブ支援事業	50,456	50,118	0.7%	維持	—	—	—
					6 高齢者代表訪問事業	538	372	44.6%	維持	—	—	—
					7 高齢者総合福祉センター管理運営事業	66,190	65,383	1.2%	維持	—	—	—
					8 老人福祉センター管理運営事業	193,700	187,745	3.2%	維持	—	—	—
					9 福祉会館管理運営事業	187,154	155,484	20.4%	レベルアップ	○	—	○
					10 児童・高齢者総合施設管理運営事業	365,548	357,216	2.3%	維持	—	—	—
					11 福祉部作業所管理事業	100	100	0.0%	維持	—	—	—
					12 地域交流サロン運営費助成事業	14,000	14,000	0.0%	維持	—	—	—
					2602福祉人材の育成	126,590	108,694	16.5%				
					1 ボランティアセンター運営費助成事業	48,358	45,796	5.6%	維持	—	—	—
					2 手話通訳者養成事業	6,411	6,728	△ 4.7%	維持	—	—	—
					3 障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業	3,860	3,860	0.0%	維持	—	—	—
					4 介護従事者確保支援事業	67,078	51,358	30.6%	レベルアップ	○	○	○
					5 シニア世代地域活動あと押し事業	883	952	△ 7.2%	維持	—	—	—
					2603地域ネットワークの整備	54,103	53,038	2.0%				
					1 ヘルプカード・ヘルプマーク発行事業	322	167	92.8%	維持	—	—	—
					2 声かけ訪問事業	9,743	9,658	0.9%	維持	—	—	—
					3 電話訪問事業	5,849	5,748	1.8%	維持	—	—	—
				♥	4 高齢者地域見守り支援事業	37,336	37,455	△ 0.3%	維持	—	—	—
					5 高齢者あんしん情報キット配布事業	853	10	8430.0%	維持	—	—	—
					27自立と社会参加の促進	94,862,240	95,370,764	△ 0.5%				
					2701権利擁護の推進	76,058	55,239	37.7%				
				♥	1 権利擁護推進事業	33,176	30,611	8.4%	レベルアップ	○	—	—
				♥	2 成年後見制度利用支援事業	20,774	12,264	69.4%	維持	—	—	—
				♥	3 心身障害者区長申立支援事業	734	733	0.1%	維持	—	—	—
					4 障害者虐待防止事業	370	383	△ 3.4%	維持	—	—	—
				♥	5 高齢者区長申立支援事業	2,020	1,897	6.5%	維持	—	—	—
					6 高齢者虐待防止事業	18,645	9,013	106.9%	レベルアップ	—	○	—
				♥	7 精神障害者区長申立支援事業	339	338	0.3%	維持	—	—	—
					2702障害者の社会参加の推進	4,660,616	4,521,139	3.1%				
					1 障害者意思疎通支援事業	7,666	0	皆増	新規	—	—	—
					2 勤労障害者表彰事業	134	134	0.0%	維持	—	—	—
					3 身体・知的障害者相談事業	931	931	0.0%	維持	—	—	—
					4 高次脳機能障害者支援促進事業	5,572	5,491	1.5%	維持	—	—	—
					5 点訳サービス事業	965	967	△ 0.2%	維持	—	—	—
					6 障害者就労支援庁内実習事業	216	216	0.0%	維持	—	—	—
					7 心身障害者福祉手当支給事業	1,598,671	1,596,198	0.2%	維持	—	—	—
					8 人工肛門用器具等購入費助成事業	2,001	2,003	△ 0.1%	維持	—	—	—
					9 障害者就労・生活支援センター運営事業	14,681	12,162	20.7%	維持	—	—	—
					10 障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営費助成事業	262,577	258,523	1.6%	維持	—	—	—
					11 障害者日中活動系サービス推進事業	289,332	286,446	1.0%	維持	—	—	—
					12 障害者常設販売コーナー庁内出店事業	1,182	973	21.5%	維持	—	—	—
					13 障害者福祉大会事業	2,754	2,661	3.5%	維持	—	—	—
					14 リフト付福祉タクシー運行事業	30,000	30,000	0.0%	維持	—	—	—
					15 福祉タクシー利用支援事業	268,741	269,631	△ 0.3%	維持	—	—	—
					16 自動車燃料費助成事業	22,382	22,557	△ 0.8%	維持	—	—	—
					17 中等度難聴児補聴器給付事業	1,370	1,370	0.0%	維持	—	—	—
					18 障害者(児)施設安全対策整備費補助事業	2,100	4,500	△ 53.3%	維持	—	—	—
					19 パラリンピック促進事業	25,406	31,438	△ 19.2%	レベルアップ	○	○	—
					20 障害者施設自主生産品開発支援事業	2,250	2,250	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					21 補装具給付事業	110,940	104,452	6.2%	維持	—	—	—
					22 移動支援給付事業	383,323	315,594	21.5%	維持	—	—	—
					23 更生訓練費給付事業	610	632	△ 3.5%	維持	—	—	—
					24 手話通訳者派遣事業	14,288	14,720	△ 2.9%	維持	—	—	—
					25 要約筆記者派遣事業	1,153	1,153	0.0%	維持	—	—	—
					26 自動車改造費助成事業	1,339	1,339	0.0%	維持	—	—	—
					27 自動車運転教習費助成事業	660	660	0.0%	維持	—	—	—
					28 地域活動支援センター事業	92,502	92,273	0.2%	維持	—	—	—
					29 障害者福祉センター管理運営事業	284,702	286,845	△ 0.7%	維持	—	—	—
					30 障害児(者)通所支援施設管理運営事業	1,232,168	1,175,020	4.9%	維持	—	—	—
					2703健康で文化的な生活の保障	90,125,566	90,794,386	△ 0.7%				
					1 基礎年金事業	3,675	4,057	△ 9.4%	維持	—	—	—
					2 在日無年金定住外国人等特別給付金支給事業	1,270	1,450	△ 12.4%	維持	—	—	—
					3 国民健康保険基盤安定繰出金	1,269,248	1,288,966	△ 1.5%	維持	—	—	—
					4 保険者支援分国民健康保険基盤安定繰出金	752,283	724,327	3.9%	維持	—	—	—
					5 旧軍人及び戦没者遺族等援護事業	661	353	87.3%	維持	—	—	—
					6 行旅死・病人取扱事業	13,830	15,817	△ 12.6%	維持	—	—	—
					7 婦人相談事業	21,280	17,997	18.2%	維持	—	—	—
					8 中国残留邦人生活支援事業	510,268	513,680	△ 0.7%	維持	—	—	—
					9 受験生チャレンジ支援貸付相談事業	10,667	8,579	24.3%	維持	—	—	—
					10 生活困窮者自立相談等支援事業	52,735	51,584	2.2%	レベルアップ	○	○	—
					11 まなびサポート事業	51,970	26,023	99.7%	レベルアップ	—	○	—
					12 後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	847,740	831,428	2.0%	維持	—	—	—
					13 入院助産事業	13,193	18,142	△ 27.3%	維持	—	—	—
					14 家庭・ひとり親相談事業	19,462	19,516	△ 0.3%	維持	—	—	—
					15 生活保護事務	106,046	94,070	12.7%	維持	—	—	—
					16 入浴券支給事業	25,681	27,480	△ 6.5%	維持	—	—	—
					17 就労促進事業	37,714	37,351	1.0%	維持	—	—	—
					18 生活自立支援事業	17,834	17,672	0.9%	維持	—	—	—
					19 生活保護事業	20,144,027	20,202,449	△ 0.3%	維持	—	—	—
					20 国民健康保険会計繰出金	2,190,972	1,899,698	15.3%	レベルアップ	—	○	—
					21 後期高齢者医療会計繰出金	4,664,791	4,533,536	2.9%	維持	—	—	—
					22 国民健康保険運営事業	243,745	264,577	△ 7.9%	レベルアップ	—	○	—
					23 国民健康保険運営協議会運営事業	582	582	0.0%	維持	—	—	—
					24 被保険者啓発事業	21,170	20,996	0.8%	維持	—	—	—
					25 国民健康保険団体連合会負担金	8,120	6,330	28.3%	維持	—	—	—
					26 徴収事業	29,393	36,380	△ 19.2%	維持	—	—	—
					27 一般被保険者療養給付費	28,106,430	28,708,666	△ 2.1%	維持	—	—	—
					28 退職被保険者等療養給付費	127,316	188,560	△ 32.5%	維持	—	—	—
					29 一般被保険者療養費	449,800	507,900	△ 11.4%	維持	—	—	—
					30 退職被保険者等療養費	2,280	5,775	△ 60.5%	維持	—	—	—
					31 審査支払手数料	128,603	130,563	△ 1.5%	維持	—	—	—
					32 一般被保険者高額療養費	4,069,635	4,320,320	△ 5.8%	維持	—	—	—
					33 退職被保険者等高額療養費	20,712	52,077	△ 60.2%	維持	—	—	—
					34 一般被保険者高額介護合算療養費	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—
					35 退職被保険者等高額介護合算療養費	534	534	0.0%	維持	—	—	—
					36 一般被保険者移送費	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—
					37 退職被保険者等移送費	500	500	0.0%	維持	—	—	—
					38 出産育児一時金	225,540	246,120	△ 8.4%	維持	—	—	—
					39 支払手数料	75	89	△ 15.7%	維持	—	—	—
					40 葬祭費	49,000	49,000	0.0%	維持	—	—	—
					41 結核・精神医療給付金	40,255	42,874	△ 6.1%	維持	—	—	—
					42 一般被保険者医療給付費分納付金	10,388,254	10,915,848	△ 4.8%	維持	—	—	—
					43 退職被保険者等医療給付費分納付金	27,191	34,231	△ 20.6%	維持	—	—	—

(国民健康保険会計分)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 する ための 現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点			
										目的 妥当性	有効 性	効率 性	
					44 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	3,133,217	3,109,100	0.8%	維持	—	—	—	
					45 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	7,833	9,583	△ 18.3%	維持	—	—	—	
					46 介護納付金分納付金	1,254,414	1,247,849	0.5%	維持	—	—	—	
					47 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	—	—	—	
					48 退職者医療共同事業拠出金	15	15	0.0%	維持	—	—	—	
					49 健診・保健指導事業	461,146	457,460	0.8%	維持	—	—	—	
					50 保養施設開設事業	3,673	3,761	△ 2.3%	維持	—	—	—	
					51 医療費通知事業	34,967	34,890	0.2%	維持	—	—	—	
					52 訪問保健指導事業	11,819	10,572	11.8%	維持	—	—	—	
					53 財政安定化基金償還金	1	1	0.0%	維持	—	—	—	
					54 一般被保険者保険料還付金	82,431	75,912	8.6%	維持	—	—	—	
					55 退職被保険者等保険料還付金	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—	
					56 保険給付費等交付金償還金	64,886	59,819	8.5%	維持	—	—	—	
					57 その他償還金	1	1	0.0%	維持	—	—	—	
					(後期高齢者医療会計分)	58 後期高齢者医療制度運営事業	48,219	24,029	100.7%	維持	—	—	—
						59 徴収事業	27,925	29,003	△ 3.7%	維持	—	—	—
						60 葬祭費	210,000	214,200	△ 2.0%	維持	—	—	—
						61 療養給付費負担金	3,801,066	3,718,491	2.2%	維持	—	—	—
						62 保険料等負担金	4,630,329	4,296,708	7.8%	維持	—	—	—
						63 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	847,740	831,428	2.0%	維持	—	—	—
						64 審査支払手数料負担金	120,867	115,065	5.0%	維持	—	—	—
						65 財政安定化基金拠出金負担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
						66 保険料未収金補てん分負担金	16,888	18,255	△ 7.5%	維持	—	—	—
						67 保険料所得割減額分負担金	7,551	7,159	5.5%	維持	—	—	—
						68 葬祭費負担金	151,000	155,000	△ 2.6%	維持	—	—	—
						69 後期高齢者医療広域連合事務費分賦金	160,400	162,876	△ 1.5%	維持	—	—	—
						70 高齢者健康診査事業	332,720	324,212	2.6%	維持	—	—	—
						71 保養施設助成事業	109	152	△ 28.3%	維持	—	—	—
						72 保険料還付金	8,681	8,900	△ 2.5%	維持	—	—	—
						73 還付加算金	184	846	△ 78.3%	維持	—	—	—
						74 広域連合交付金返納金	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
					05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち		10,371,822	11,387,650	△ 8.9%				
					11 快適な暮らしを支えるまちづくり		6,325,017	6,884,358	△ 8.1%				
					28 計画的なまちづくりの推進		84,487	50,459	67.4%				
					2801 計画的な土地利用の誘導		73,759	38,337	92.4%				
					1 都市計画審議会運営事業		1,367	1,367	0.0%	維持	—	—	—
					2 国土利用計画法届出経由等事業		70	70	0.0%	維持	—	—	—
					3 都市計画調整事業		24,211	5,242	361.9%	レベルアップ	○	—	—
					4 都市計画マスタープラン改定事業		48,111	31,658	52.0%	維持	—	—	—
					2802 区民とともに進むまちづくり		4,903	4,749	3.2%				
					1 まちづくり推進事業		1,048	1,179	△ 11.1%	維持	—	—	—
					2 水彩都市づくり支援事業		568	570	△ 0.4%	維持	—	—	—
					3 環境まちづくり推進事業		3,287	3,000	9.6%	維持	—	—	—
					2803 魅力ある良好な景観形成		5,825	7,373	△ 21.0%				
					1 屋外広告物許可事業		161	210	△ 23.3%	維持	—	—	—
					2 違反屋外広告物除却事業		2,606	2,466	5.7%	維持	—	—	—
					3 都市景観形成促進事業		3,058	4,697	△ 34.9%	維持	—	—	—
					29 住みよい住宅・住環境の形成		506,201	379,325	33.4%				
					2901 多様なニーズに対応した住まいづくり		423,958	308,108	37.6%				
					1 区営住宅維持管理事業		75,287	88,914	△ 15.3%	維持	—	—	—
					◆ 2 区営住宅改修事業		182,870	68,179	168.2%	レベルアップ	—	○	—
					3 区営住宅整備基金積立金		519	1,117	△ 53.5%	維持	—	—	—
					4 都営住宅募集事業		1,781	1,691	5.3%	維持	—	—	—
					5 高齢者住宅管理運営事業		158,674	144,196	10.0%	維持	—	—	—
					6 お部屋探しサポート事業		4,827	4,011	20.3%	レベルアップ	—	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を 実現 の現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					2902良質な既存住宅への支援・誘導	14,120	12,986	8.7%				
					1 マンション共用部分リフォーム支援事業	908	1,149	△ 21.0%	維持	—	—	—
		♥			2 マンション計画修繕調査支援事業	9,399	9,644	△ 2.5%	維持	—	—	—
					3 マンション管理支援事業	1,966	1,964	0.1%	維持	—	—	—
					4 マンション適正管理促進事業	1,618	0	皆増	新規	—	—	—
					5 住宅リフォーム業者紹介事業	229	229	0.0%	維持	—	—	—
					2903良好な住環境の推進	68,123	58,231	17.0%				
					1 みんなでまちをきれいにする運動事業	66,398	56,677	17.2%	レベルアップ	○	—	—
					2 アダプトプログラム事業	1,372	1,207	13.7%	維持	—	—	—
					3 美化推進ポスターコンクール事業	242	236	2.5%	維持	—	—	—
					4 マンション等建設指導・調整事業	111	111	0.0%	維持	—	—	—
					30ユニバーサルデザインのまちづくり	263,874	113,530	132.4%				
					3001ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	9,290	7,885	17.8%				
		♥			1 ユニバーサルデザイン推進事業	9,290	7,885	17.8%	維持	—	—	—
					3002誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	254,584	105,645	141.0%				
		◆			1 だれでもトイレ整備事業	136,368	70,048	94.7%	維持	—	—	—
		◆			2 公衆便所洋式化事業	0	29,916	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					3 ユニバーサルデザイン整備促進事業	5,216	5,348	△ 2.5%	維持	—	—	—
					4 鉄道駅総合バリアフリー推進事業	113,000	333	33833.9%	維持	—	—	—
					31便利で快適な道路・交通網の整備	5,470,455	6,341,044	△ 13.7%				
					3101安全で環境に配慮した道路の整備	3,936,830	4,841,172	△ 18.7%				
					1 公共用地調査測量事業	7,721	7,775	△ 0.7%	維持	—	—	—
					2 道路事務所管理運営事業	58,598	59,359	△ 1.3%	維持	—	—	—
		◆			3 道路事務所改修事業	23,100	0	皆増	新規	—	—	—
					4 道路台帳管理事業	17,669	15,723	12.4%	維持	—	—	—
					5 道路区域台帳整備事業	33,208	26,279	26.4%	維持	—	—	—
					6 地籍調査事業	20,992	18,608	12.8%	維持	—	—	—
					7 無電柱化推進計画策定事業	0	16,297	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					8 道路維持管理事業	337,996	324,164	4.3%	維持	—	—	—
					9 道路清掃事業	238,727	228,726	4.4%	維持	—	—	—
		◆			10 道路改修事業	847,804	828,807	2.3%	維持	—	—	—
		◆			11 都市計画道路補助115号線整備事業	196,191	296,022	△ 33.7%	維持	—	—	—
		◆			12 都市計画道路補助199号線整備事業	600	83,508	△ 99.3%	維持	—	—	—
		◆			13 仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業	169,545	141,916	19.5%	維持	—	—	—
		◆			14 新砂一丁目無電柱化事業	28,231	0	皆増	新規	—	—	—
		◆			15 東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業	0	453,748	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆			16 東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装整備事業	0	265,874	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
					17 私道整備助成事業	100,000	100,000	0.0%	維持	—	—	—
					18 橋梁維持管理事業	36,436	40,007	△ 8.9%	維持	—	—	—
		◆			19 橋梁塗装補修事業	206,419	148,747	38.8%	維持	—	—	—
		◆			20 橋梁点検調査事業	0	103,935	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
		◆			21 清水橋改修事業	203,813	202,984	0.4%	維持	—	—	—
		◆			22 東富橋改修事業	77,100	800	9537.5%	維持	—	—	—
		◆			23 緑橋改修事業	64,763	0	皆増	新規	—	—	—
		◆			24 御船橋改修事業	69,704	333,753	△ 79.1%	維持	—	—	—
		◆			25 巽橋改修事業	600	58,735	△ 99.0%	維持	—	—	—
					26 街路灯維持管理事業	297,934	288,513	3.3%	維持	—	—	—
		◆			27 街路灯改修事業	575,359	575,157	0.0%	維持	—	—	—
					28 防犯灯維持管理助成事業	19,305	19,305	0.0%	維持	—	—	—
					29 交通安全施設維持管理事業	129,048	63,927	101.9%	レベルアップ	○	○	—
					30 掘さく道路復旧事業	47,463	40,532	17.1%	維持	—	—	—
					31 移管道路改修事業	128,504	97,971	31.2%	維持	—	—	—
					3102通行の安全性と快適性の確保	518,254	486,266	6.6%				
					1 交通傷害保険事業	2,789	2,791	△ 0.1%	維持	—	—	—
					2 交通災害見舞金支給事業	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
					3 交通安全普及啓発事業	12,315	12,897	△ 4.5%	維持	—	—	—
					4 道路占用許可事業	720	424	69.8%	維持	—	—	—
					5 公有地等管理適正化事業	15,485	15,636	△ 1.0%	維持	—	—	—
					6 道路監察指導事業	8,783	7,403	18.6%	維持	—	—	—
					7 公益事業者占用管理事業	4,878	4,775	2.2%	維持	—	—	—
					8 放置自転車対策事業	183,546	180,803	1.5%	維持	—	—	—
					9 自転車駐車場管理運営事業	89,138	51,560	72.9%	維持	—	—	—
					10 民営自転車駐車場補助事業	5,000	10,000	△ 50.0%	維持	—	—	—
					11 自転車通行空間整備事業	142,214	141,270	0.7%	維持	—	—	—
					12 コミュニティサイクル推進事業	52,386	57,707	△ 9.2%	維持	—	—	—
					3103公共交通網の充実	1,015,371	1,013,606	0.2%				
					1 地下鉄8・11号線建設促進事業	952	951	0.1%	維持	—	—	—
					2 地下鉄8号線建設基金積立金	1,000,000	1,000,000	0.0%	維持	—	—	—
					3 江東区コミュニティバス運行事業	14,419	12,655	13.9%	維持	—	—	—
					12安全で安心なまちの実現	4,046,805	4,503,292	△ 10.1%				
					32災害に強い都市の形成	1,413,399	1,729,486	△ 18.3%				
					3201耐震・不燃化の推進	1,216,043	1,326,847	△ 8.4%				
				♥	1 民間建築物耐震促進事業	460,268	899,599	△ 48.8%	レベルアップ	○	○	—
				◆	2 細街路拡幅整備事業	141,401	130,441	8.4%	維持	—	—	—
				◆	3 不燃化特区整備事業	325,305	0	皆増	新規	—	—	—
				♥	4 不燃化特区推進事業	285,284	285,819	△ 0.2%	レベルアップ	○	○	—
					5 耐震・不燃化推進事業	3,785	10,988	△ 65.6%	維持	—	—	—
					3202水害対策の推進	146,935	369,735	△ 60.3%				
					1 水防対策事業	50,098	54,452	△ 8.0%	レベルアップ	○	○	—
					2 下水道整備受託事業	53,013	265,211	△ 80.0%	維持	—	—	—
					3 高潮対策事業	110	110	0.0%	維持	—	—	—
					4 水門維持管理事業	38,034	38,248	△ 0.6%	維持	—	—	—
					5 排水場維持管理事業	5,680	11,714	△ 51.5%	維持	—	—	—
					3203災害時における救援態勢の整備	50,421	32,904	53.2%				
					1 防災・備蓄倉庫維持管理事業	23,651	30,934	△ 23.5%	維持	—	—	—
				◆	2 富岡防災倉庫改修事業	24,530	0	皆増	新規	—	—	—
					3 船着場維持管理事業	2,240	1,970	13.7%	維持	—	—	—
					33地域防災力の強化	2,523,527	2,657,519	△ 5.0%				
					3301防災意識の醸成	1,598,345	42,014	3704.3%				
					1 危機管理訓練事業	19,239	25,547	△ 24.7%	維持	—	—	—
					2 危機管理啓発事業	1,579,106	16,467	9489.5%	レベルアップ	○	○	—
					3302災害時における地域救助・救護体制の整備	466,145	2,137,307	△ 78.2%				
					1 被災者支援事業	4,612	4,813	△ 4.2%	維持	—	—	—
					2 防災会議運営事業	7,092	6,563	8.1%	維持	—	—	—
					3 職員危機管理態勢確立事業	6,399	6,199	3.2%	維持	—	—	—
					4 消防団育成事業	9,482	9,495	△ 0.1%	維持	—	—	—
				♥	5 民間防災組織育成事業	53,492	56,498	△ 5.3%	維持	—	—	—
					6 災害対策資機材整備事業	27,164	26,936	0.8%	維持	—	—	—
					7 消火器整備事業	12,306	12,237	0.6%	維持	—	—	—
					8 防災基金積立金	317,675	2,000,033	△ 84.1%	維持	—	—	—
					9 地区別防災カルテ推進事業	3,819	3,818	0.0%	維持	—	—	—
					10 災害救助活動事業	830	855	△ 2.9%	維持	—	—	—
					11 国民保護協議会運営事業	3,392	2,826	20.0%	維持	—	—	—
					12 小災害り災者応急援助事業	1,776	1,748	1.6%	維持	—	—	—
					13 災害弔慰金支給事業	5,000	5,000	0.0%	維持	—	—	—
					14 災害援護資金貸付事業	25	29	△ 13.8%	維持	—	—	—
					15 避難行動支援事業	10,081	257	3822.6%	維持	—	—	—
					16 被災者生活再建支援事業	3,000	0	皆増	新規	—	—	—
					3303災害時の避難所等における環境整備	459,037	478,198	△ 4.0%				
					1 災害情報通信設備維持管理事業	247,944	340,838	△ 27.3%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
		◆	2		災害情報通信設備整備事業	0	24,668	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			3		備蓄物資整備事業	72,917	79,900	△ 8.7%	維持	—	—	—
			4		拠点避難所公衆無線LAN維持管理事業	33,093	32,792	0.9%	維持	—	—	—
		◆	5		拠点避難所電源設備整備事業	105,083	0	皆増	新規	—	—	—
			34		事故や犯罪のないまちづくり	109,879	116,287	△ 5.5%				
			3402		地域防犯力の強化と防犯環境の整備	109,879	0	皆増				
			1		生活安全対策事業	46,607	116,287	△ 59.9%	レベルアップ	○	—	—
		♥	2		地域防犯対策事業	63,272	0	皆増	レベルアップ	○	○	—
			06		計画の実現に向けて	14,967,012	15,175,016	△ 1.4%				
			41		区民の参画・協働と開かれた区政の実現	394,282	372,914	5.7%				
			4102		積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	394,282	372,914	5.7%				
			1		情報公開・個人情報保護制度運営事業	2,378	2,369	0.4%	維持	—	—	—
			2		外部監査事業	9,235	9,224	0.1%	維持	—	—	—
			3		区報発行事業	186,486	183,605	1.6%	維持	—	—	—
			4		広報誌発行事業	18,490	1,463	1163.8%	維持	—	—	—
			5		CATV放送番組制作事業	139,922	134,631	3.9%	維持	—	—	—
			6		FM放送番組制作事業	8,697	8,584	1.3%	維持	—	—	—
			7		法律・行政相談事業	5,164	5,223	△ 1.1%	維持	—	—	—
			8		広聴事業	2,331	2,438	△ 4.4%	維持	—	—	—
			9		ホームページ運営事業	10,453	10,920	△ 4.3%	維持	—	—	—
			10		こうとう情報ステーション運営事業	2,110	1,900	11.1%	維持	—	—	—
			11		こうとうPRコーナー運営事業	2,430	2,412	0.7%	維持	—	—	—
			12		広報事務	6,586	6,412	2.7%	維持	—	—	—
			13		世論調査事業	0	3,733	皆減	廃止(隔年実施)	—	—	—
			42		スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	8,904,606	7,968,790	11.7%				
			4201		施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	8,849,879	7,916,614	11.8%				
			1		区政功労者表彰事業	5,568	5,397	3.2%	維持	—	—	—
			2		永年勤続職員感謝状贈呈事業	922	948	△ 2.7%	維持	—	—	—
			3		庁有車管理事業	47,647	41,358	15.2%	維持	—	—	—
			4		総務事務	242,132	238,239	1.6%	維持	—	—	—
			5		文書事務	70,759	94,237	△ 24.9%	維持	—	—	—
			6		営繕事務	23,529	21,805	7.9%	維持	—	—	—
			7		緊急雇用創出事業	7,600	7,348	3.4%	維持	—	—	—
			8		オリンピック・パラリンピック開催準備事業	152,464	69,649	118.9%	レベルアップ	○	○	—
			9		職員福利厚生事業	86,153	64,469	33.6%	維持	—	—	—
			10		職員安全衛生事業	127,687	116,967	9.2%	維持	—	—	—
			11		職員公務災害補償事業	41,911	39,543	6.0%	維持	—	—	—
			12		職員寮維持管理事業	1,070	1,070	0.0%	維持	—	—	—
			13		人事事務	374,632	356,511	5.1%	維持	—	—	—
			14		給与事務	717	1,631	△ 56.0%	維持	—	—	—
			15		契約・検査事務	1,254	1,298	△ 3.4%	維持	—	—	—
			16		会計事務	34,695	34,235	1.3%	維持	—	—	—
			17		用品事務	13,630	12,898	5.7%	維持	—	—	—
			18		庁舎維持管理事業	776,431	490,800	58.2%	維持	—	—	—
			19		総合区民センター維持管理事業	147,060	151,312	△ 2.8%	維持	—	—	—
			20		豊洲シビックセンター維持管理事業	325,348	332,071	△ 2.0%	維持	—	—	—
			21		駐車場管理事業	5,874	5,701	3.0%	維持	—	—	—
			22		財産管理事業	16,336	17,129	△ 4.6%	維持	—	—	—
			23		土地開発公社負担金	150	150	0.0%	維持	—	—	—
			24		電子自治体構築事業	1,431,063	1,327,830	7.8%	レベルアップ	—	○	○
			25		SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業	27,251	27,810	△ 2.0%	レベルアップ	○	○	—
			26		国際交流員活用事業	6,404	6,381	0.4%	維持	—	—	—
			27		電子計算事務	2,380,745	2,993,052	△ 20.5%	維持	—	—	—
			28		出張所管理運営事業	69,780	54,264	28.6%	維持	—	—	—
		◆	29		防災センター改修事業	21,669	0	皆増	新規	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
		◆	30	総合区民センター改修事業	19,319	0	皆増	新規	—	—	—	
			31	証明書自動交付サービス事業	30,083	30,946	△ 2.8%	維持	—	—	—	
			32	総合窓口事業	200,678	183,080	9.6%	維持	—	—	—	
			33	区民部管理事務	888	892	△ 0.4%	維持	—	—	—	
			34	個人番号カード交付事業	719,393	543,948	32.3%	維持	—	—	—	
			35	戸籍管理事業	9,287	7,830	18.6%	維持	—	—	—	
			36	住民記録事業	15,385	17,050	△ 9.8%	維持	—	—	—	
			37	印鑑登録事業	2,357	2,465	△ 4.4%	維持	—	—	—	
			38	統計調査事務	1,083	2,730	△ 60.3%	維持	—	—	—	
			39	基幹統計調査事業	323,383	17,570	1740.5%	維持	—	—	—	
			40	地域振興管理事務	3,751	910	312.2%	レベルアップ	○	—	—	
			41	監査委員運営事業	22,808	22,825	△ 0.1%	維持	—	—	—	
			42	監査事務局運営事業	2,252	2,353	△ 4.3%	維持	—	—	—	
			43	福祉部管理事務	10,470	11,642	△ 10.1%	維持	—	—	—	
			44	障害者福祉事務	22,871	18,102	26.3%	維持	—	—	—	
			45	高齢者福祉事務	7,472	7,009	6.6%	維持	—	—	—	
			46	児童福祉事務	4,378	4,386	△ 0.2%	維持	—	—	—	
			47	入園事務	103,965	82,296	26.3%	レベルアップ	○	○	—	
			48	保健所事務	48,694	43,056	13.1%	維持	—	—	—	
			49	環境清掃部管理事務	2,128	1,980	7.5%	維持	—	—	—	
			50	清掃事務	1,217	1,186	2.6%	維持	—	—	—	
			51	商工管理事務	2,022	3,003	△ 32.7%	維持	—	—	—	
			52	土木管理事務	14,563	15,813	△ 7.9%	維持	—	—	—	
			53	公共建設統計調査事業	474	458	3.5%	維持	—	—	—	
			54	交通対策事務	1,018	1,083	△ 6.0%	維持	—	—	—	
			55	道路橋梁管理事務	1,947	2,503	△ 22.2%	維持	—	—	—	
			56	都市整備事務	2,997	2,328	28.7%	維持	—	—	—	
			57	建築確認・指導等実施事業	61,299	26,194	134.0%	レベルアップ	—	—	○	
			58	建築審査会運営事業	2,064	2,516	△ 18.0%	維持	—	—	—	
			59	建築紛争調停委員会運営事業	887	959	△ 7.5%	維持	—	—	—	
			60	教育委員会運営事業	13,510	13,501	0.1%	維持	—	—	—	
			61	教育委員会事務局運営事業	26,247	19,933	31.7%	維持	—	—	—	
			62	学校跡地施設管理事業	500	500	0.0%	維持	—	—	—	
			63	学校施設管理事務	16,921	25,011	△ 32.3%	維持	—	—	—	
			64	教育推進プラン進行管理事業	8,371	0	皆増	レベルアップ	○	○	—	
			65	教育指導事務	624,236	205,573	203.7%	レベルアップ	○	○	—	
			66	放課後支援管理事務	480	880	△ 45.5%	維持	—	—	—	
			67	国庫支出金返納金	20,000	20,000	0.0%	維持	—	—	—	
			68	都支出金返納金	60,000	60,000	0.0%	維持	—	—	—	
			4203	政策形成能力を備えた職員の育成	54,727	52,176	4.9%					
			1	職員研修事業	37,689	38,890	△ 3.1%	維持	—	—	—	
			2	職員報発行事業	1,371	1,319	3.9%	維持	—	—	—	
			3	職員等提案制度事業	7,667	3,967	93.3%	維持	—	—	—	
			4	職員自主企画調査事業	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—	
			43	自律的な区政基盤の確立	5,668,124	6,833,312	△ 17.1%					
			4301	自律的な区政基盤の強化	1,002,908	1,226,355	△ 18.2%					
			1	議会運営事業	626,143	627,388	△ 0.2%	維持	—	—	—	
			2	行政調査事業	264	1,914	△ 86.2%	維持	—	—	—	
			3	政務活動事業	105,600	105,200	0.4%	維持	—	—	—	
			4	区議会だより発行事業	19,175	17,306	10.8%	維持	—	—	—	
			5	区議会事務局運営事業	18,430	25,675	△ 28.2%	維持	—	—	—	
			6	人権推進事業	11,717	11,668	0.4%	維持	—	—	—	
			7	平和都市宣言趣旨普及事業	2,261	2,228	1.5%	維持	—	—	—	
			8	長期計画進行管理事業	3,583	29,641	△ 87.9%	維持	—	—	—	
			9	港湾・臨海部対策事業	1,848	1,967	△ 6.0%	維持	—	—	—	

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための現	施策を実現	事務事業名称	2年度 予算額 (千円)	元年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
										目的 妥当性	有効 性	効率 性
				10	企画調整事務	8,187	7,946	3.0%	維持	—	—	—
				11	選挙管理委員会運営事業	12,906	12,950	△ 0.3%	維持	—	—	—
				12	選挙管理委員会事務局運営事業	974	809	20.4%	維持	—	—	—
				13	明るい選挙推進委員活動事業	2,887	2,438	18.4%	維持	—	—	—
				14	選挙啓発ポスターコンクール事業	306	596	△ 48.7%	維持	—	—	—
				15	選挙執行业務	188,626	378,628	△ 50.2%	維持	—	—	—
				16	特別区競馬組合分担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
				4302 安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立		4,665,216	5,606,957	△ 16.8%				
				1	財政調整基金積立金	1,800,134	1,800,711	△ 0.0%	維持	—	—	—
				2	減債基金積立金	53,892	176,638	△ 69.5%	維持	—	—	—
				3	公共施設建設基金積立金	465	1,108	△ 58.0%	維持	—	—	—
				4	東京オリンピック・パラリンピック基金積立金	5	800,000	△ 100.0%	維持	—	—	—
				5	予算事務	10,804	10,916	△ 1.0%	維持	—	—	—
				6	自動車臨時運行許可事業	386	121	219.0%	維持	—	—	—
				7	納税功労者表彰事業	323	322	0.3%	維持	—	—	—
				8	納税奨励事業	3,123	3,169	△ 1.5%	維持	—	—	—
				9	過誤納税金還付金及び還付加算金	200,000	210,000	△ 4.8%	維持	—	—	—
				10	賦課事業	155,102	146,148	6.1%	維持	—	—	—
				11	徴収事業	125,822	134,682	△ 6.6%	レベルアップ	—	○	—
				12	特別区債元金	2,013,211	1,998,568	0.7%	維持	—	—	—
				13	特別区債利子	295,800	319,968	△ 7.6%	維持	—	—	—
				14	一時借入金利子	2,425	2,425	0.0%	維持	—	—	—
				15	特別区債管理事務	3,724	2,181	70.7%	維持	—	—	—
				07 給与費等		26,889,126	27,144,824	△ 0.9%				
				08 予備費		650,000	650,000	0.0%				
				総計		310,236,000	302,171,000	2.7%				

長期計画 2年度主要ハード・ソフト事業予算額

(単位:千円)

	ハード事業 ◆ 〔施設事業〕	ソフト事業 ♥ 〔非施設事業〕	合計
01 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1,556,726	1,771,254	3,327,980
02 未来を担う子どもを育むまち	11,161,826	4,058,268	15,220,094
03 区民の力で築く元気に輝くまち	163,388	217,349	380,737
04 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	814,457	264,715	1,079,172
05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	3,378,786	881,005	4,259,791
06 計画の実現に向けて	40,988	0	40,988
合計	17,116,171	7,192,591	24,308,762

- ※1 令和2年度より、私立保育所整備事業に統合
- ※2 令和2年度より、子ども家庭支援センター管理運営事業に統合
- ※3 令和2年度より、子育てのための施設等利用給付事業に統合
- ※4 令和2年度より、小学校教育情報化推進事業に統合
- ※5 令和2年度より、中学校教育情報化推進事業に統合
- ※6 令和2年度より、放課後子どもプラン事業に統合
- ※7 令和2年度より、観光推進事業に統合
- ※8 令和2年度より、障害者グループホーム支援事業に統合

4. 新たな取り組み等 (令和2年度当初予算)

長期計画に定める各施策の目標を達成するため、令和2年度当初予算では、以下の事業において新たな取り組み等の経費を計上し、積極的に推進していきます。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業〔橋台敷緑化〕
事業内容	CIG実現のため、新たに橋梁の架替え用地である「橋台敷」等の緑化を実施。
事業費	97,904 千円 (うち新たな取り組みの経費: 18,939 千円)

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業〔シンボルツリー整備〕
事業内容	CIG実現のため、新たに地区のシンボルとなる樹木を駅前広場等へ植栽。
事業費	97,904 千円 (うち新たな取り組みの経費: 27,965 千円)

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業〔公園内接道緑化〕
事業内容	CIG実現のため、新たに公園と道路の接する箇所へ緑化を実施。
事業費	97,904 千円 (うち新たな取り組みの経費: 16,000 千円)

事業名	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業〔地域特性樹種緑化〕
事業内容	CIG実現のため、新たに地域特性を活かした樹種による緑化を実施。
事業費	97,904 千円 (うち新たな取り組みの経費: 35,000 千円)

2 未来を担うこどもを育むまち

事業名	私立保育所整備事業
事業内容	私立認可保育所の新規開設等により、約600人の認可定員増を実施。
事業費	2,119,693 千円

事業名	入園事務
事業内容	認可保育所等の利用調整事務にAIシステムを導入。
事業費	103,965 千円 (うち新たな取り組みの経費: 17,576 千円)

事業名	子ども家庭支援センター管理運営事業
事業内容	南砂子ども家庭支援センターに心理士を新たに配置し、子ども家庭総合支援拠点と位置付け。
事業費	515,071 千円 (うち新たな取り組みの経費: 6,961 千円)

事業名	オリンピック・パラリンピック教育推進事業〔ことう☆花いっぱい運動の実施〕
事業内容	全校園で育成した花を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場付近に設置する「ことう☆花いっぱい運動」を実施。
事業費	52,840 千円 (うち新たな取り組みの経費: 10,157 千円)

事業名	オリンピック・パラリンピック教育推進事業〔オリンピック・パラリンピック教育記録DVDの作成〕
事業内容	オリンピック・パラリンピック教育を記録したドキュメンタリーDVDを作成。
事業費	52,840 千円 (うち新たな取り組みの経費: 9,485 千円)

事業名	第二亀戸小学校増築事業
事業内容	児童数増加に伴う教室不足解消のため、仮設校舎を増設するとともに、1階部分に子ども家庭支援センターを整備。
事業費	847,691 千円

事業名	第二大島中学校改築事業
事業内容	老朽化に伴う、校舎、屋内運動場、プール等の改築を実施。
事業費	1,214,956 千円

3 区民の力で築く元気に輝くまち

事業名	スポーツ施設管理運営事業
事業内容	潮見庭球場を車いすテニス対応の施設に改修。
事業費	2,113,816 千円 (うち新たな取り組みの経費: 31,350 千円)

事業名	文化財保護事業
事業内容	松尾芭蕉「奥の細道」紀行にゆかりのある区市町村等が参加する奥の細道サミットを開催。
事業費	43,957 千円 (うち新たな取り組みの経費: 5,071 千円)

事業名	観光推進事業
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に豊洲シビックセンターで臨時観光案内所を開設。
事業費	82,112 千円 (うち新たな取り組みの経費: 45,093 千円)

4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	食育推進事業〔江東区家庭料理検定の実施〕
事業内容	小学5・6年生及び中学1年生等を対象とした「江東区家庭料理検定」を実施。
事業費	6,581 千円 (うち新たな取り組みの経費: 4,538 千円)

事業名	認知症高齢者支援事業【介護保険会計】
事業内容	チームオレンジの設置に向け、認知症サポーターステップアップ研修を実施。
事業費	15,184 千円 (うち新たな取り組みの経費: 659 千円)

事業名	特別養護老人ホームあそか園改築事業
事業内容	特別養護老人ホームあそか園の移転改築工事を行い、その整備事業者に対し整備費等の一部を助成。
事業費	447,216 千円

事業名	障害者意思疎通支援事業
事業内容	手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進を図るため、条例の普及・啓発動画、コミュニケーションボード等を作成するほか、窓口用及び会議用ヒアリングループを設置。
事業費	7,666 千円

5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

事業名	不燃化特区整備事業
事業内容	木造住宅密集地域のうち、不燃化推進特定整備地区の不燃化を促進するため、防災生活道路(幅員6m以上)及び不燃化小規模空地(広場・公園)を整備。
事業費	325,305 千円

事業名	危機管理啓発事業〔防災備蓄用ラジオの全戸配布〕
事業内容	防災備蓄用ラジオの全戸配布を実施。
事業費	1,579,106 千円 (うち新たな取り組みの経費: 1,500,000 千円)

事業名	拠点避難所電源設備整備事業
事業内容	拠点避難所における電源設備の改修および発電機の設置。
事業費	105,083 千円

計画の実現に向けて

事業名	電子自治体構築事業[RPA・ペーパーレス会議等の導入]
事業内容	RPAやペーパーレス会議等のICTを活用し、行政運営の更なる効率化を推進。
事業費	1,431,063 千円 (うち新たな取り組みの経費: 254,648 千円)

事業名	オリンピック・パラリンピック開催準備事業[聖火リレー沿道盛り上げ等]
事業内容	聖火リレーの区内走行時における出発式(オリンピック聖火リレー)や沿道での盛り上げ等を実施。
事業費	152,464 千円 (うち新たな取り組みの経費: 41,403 千円)

事業名	オリンピック・パラリンピック開催準備事業[実施報告書作成]
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたこれまでの取り組みや大会期間中の活動等を記録し、大会のレガシーとするための報告書を作成。
事業費	152,464 千円 (うち新たな取り組みの経費: 620 千円)

5. 事業の見直し

(令和2年度当初予算)

令和元年度行政評価の結果を受け、令和2年度当初予算において各事業の見直しを行い、効果的・効率的な区政運営に努めていきます。

※ 本項における見直し内容は、事業内の個別の取り組みに関する見直し等を含んでいるため、事業全体の改善方向を評価する事務事業評価結果とは一致していない場合があります。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	ハニープロジェクト事業		
見直し内容	元年度をもって事業を廃止(補助金の支出停止)。		
事業費	0 千円	(見直し影響額:	△ 414 千円)

事業名	環境測定事業		
見直し内容	土壌放射能測定を廃止。		
事業費	0 千円	(見直し影響額:	△ 723 千円)

2 未来を担うこどもを育むまち

事業名	保育所管理運営事業		
見直し内容	新たに区立保育所2園の給食調理業務を委託。		
事業費	5,487,512 千円	(見直し影響額:	△ 1,466 千円)

事業名	小学校校舎維持管理事業〔学校用務業務民間委託・機械警備校追加〕		
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託校を2校、機械警備校を1校追加。		
事業費	1,570,567 千円	(見直し影響額:	△ 25,078 千円)

事業名	中学校校舎維持管理事業〔学校用務業務民間委託校追加〕
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託校を2校追加。
事業費	968,362 千円 （見直し影響額： △ 11,002 千円）

事業名	園舎維持管理事業〔学校用務業務民間委託園追加〕
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託園を2園追加。
事業費	93,652 千円 （見直し影響額： △ 3,022 千円）

6. 參考資料

江東区行政評価実施要綱

平成22年7月1日

22江政企第996号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策（以下単に「施策」という。）に対する行政評価の実施について必要な事項を定め、もって行政資源を有効活用するとともに、区民にわかりやすい行政運営を実施することを目的とする。

(対象)

第2条 行政評価の対象は、江東区長期計画における次に掲げる事項とする。

- (1) 施策
- (2) 事務事業
- (3) その他区長が必要と認める事項

(施策評価)

第3条 施策を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、施策に属する事務事業等を所管する部長（以下「関係部長」という。）と調整のうえ、施策を対象とする評価（以下「施策評価」という。）の一次評価（以下「一次評価」という。）を実施する。

2 江東区外部評価委員会設置要綱（平成22年4月23日22江政企第416号）により設置された江東区外部評価委員会は、一次評価の結果のうち、区長が必要と認める施策について、施策評価の外部評価（以下「外部評価」という。）を実施する。

3 区長は、外部評価の結果（外部評価を実施しない施策については一次評価の結果）を経て、施策評価の二次評価（以下「二次評価」という。）を実施する。

(二次評価の取扱い)

第4条 政策経営部企画課長（以下「企画課長」という。）は、二次評価の結果の原案を作成する。

2 二次評価の結果の原案は、江東区長期計画推進委員会設置要綱（平成22年5月26日22江政企第222号）により設置された長期計画推進委員会

における審議を経た後、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱（昭和40年4月1日）により設置された経営会議に提出し、審議を行う。

3 前項の審議を経て、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱により設置された庁議において、施策評価を決定する。

4 主管部長及び関係部長は、施策評価に基づき、施策の実現に向けた取組みのあり方の見直しを図るものとする。

（事務事業評価）

第5条 長期計画における施策に定める「施策を実現するための取り組み」の主管課長（以下「主管課長」という。）は、事務事業を所管する課長（以下「関係課長」という。）と調整のうえ、事務事業を対象とする評価（以下「事務事業評価」という。）の一次評価（以下「事務事業一次評価」という。）を実施する。

2 企画課長は、事務事業一次評価の結果を踏まえ、事務事業評価の二次評価（以下「事務事業二次評価」という。）を実施する。

3 事務事業二次評価の結果は、長期計画推進委員会における審議を経た後、経営会議に提出し、審議を行う。

4 前項の審議を経て、事務事業評価は、庁議において決定する。

5 関係課長は、事務事業評価に基づき、事務事業の見直しを図るものとする。

（区民への公表）

第6条 区長は、行政評価の終了後行政評価の結果を区民へ公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

令和元年度 行政評価結果

令和2年3月 印刷物登録番号(31)89号

編集発行 江東区政策経営部企画課
東京都江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(代表)

印刷所 卫ビス印刷工業株式会社
東京都江東区清澄3-9-10
電話(3641)8014

